

会社法改正（４）—補償契約・役員等賠償責任保険契約—〔修正版〕

I 改正の背景

補償契約・役員等賠償責任保険契約とも、当初より、「取締役の報酬等」という項目とあわせて、「取締役等への適切なインセンティブの付与」の枠組みの中で検討されてきたもの。いずれの契約にも、会社が優秀な人材を確保するとともに、損害賠償責任への恐れから職務の執行が萎縮することがないようにする仕組みとしての意義が認められる。

両契約とも会社が契約当事者となるものだが、会社法には規定がなく、どのような手続で契約を締結できるのかについての解釈も確立されていないことから、新たに規律を設けることとされた。

補償契約…補償（会社補償ともいわれる）とは、一般には、役員等にその職務の執行に関して発生した費用や損失の全部または一部を会社が事前または事後に負担することをいう（神田・別冊① 190 頁、尾崎・34 頁）。本改正前にも、実務上問題なく（会社法 330 条・民法 650 条に基づき）運用されてきたともされるが（経済界の主張）、そのような評価ができるか疑問もあり、法的安定性の見地からも明文化が必要だとされ、立法に至った。補償契約は、会社が役員等に対して補償することを約する契約であり、改正法は同契約を締結するための手続、同契約と利益相反取引規制の関係、補償契約の開示などについて定める。

役員等賠償責任保険契約…わが国では平成 2 年に販売開始（商品名は「会社役員賠償責任保険」。以下では、現に販売されているものを指して「D&O 保険契約」ともいう）。株主代表訴訟の手数料を引き下げる平成 5 年商法改正の際に、会社による保険料負担がわが会社法制のもとで問題があるのではないかと議論された。そこで、平成 5 年に、取締役が株主代表訴訟で敗訴して会社に対して損害賠償責任を負担するリスクは主契約ではカバーせず、特約（株主代表訴訟担保特約条項）でカバーすることとした上で、特約部分の保険料は取締役個人が負担するという設計に改められ、このような実務が 20 年以上続いてきた。

しかし、平成 27 年に経済産業省の「コーポレート・ガバナンス・システムの在り方に関する研究会」が公表した報告書の別紙 3「法的論点に関する解釈指針」において、取締役会の承認に加えて、社外取締役が構成員の過半数を占める任意の委員会の同意または社外取締役全員の同意がある場合には、株主代表訴訟担保特約部分の保険料を会社が負担することができる旨の解釈が示され、損保業界もこの指針に応ずる形で、役員が株主代表訴訟に敗訴して会社に対して損害賠償責任を負担するリスクも主契約でカバーしてその保険料を会社が負担する新型の D&O 保険契約の販売を開始した（旧型も並行して販売されているようである）。

しかし、取締役の会社に対する損害賠償責任もてん補対象とする D&O 保険契約を会社

が締結することの利益相反性に鑑みると明文による規律が望ましく、法的安定性を高めることにも資するとして、(経済界は立法すること自体に対して立法過程を通じて一貫して反対していたが)立法に至った。改正法は会社が役員等賠償責任保険契約を締結するための手続、同契約と利益相反取引規制の関係、契約内容の開示などについて定める。

II 改正法の概要

1. 補償契約(430条の2)

(1)「補償契約」の定義とその締結に要する手続(1項)

補償契約を1項で定義し、その内容の決定に株主総会(取締役会設置会社では取締役会)の決議を要求。

(2) 補償することができない費用等の列挙(2項)

補償を受ける役員等の職務の適正性を損なうことがないように、補償することができない費用等を列挙。

(3) 補償した費用の事後的な返還請求(3項)

役員等が不当な目的で職務を執行していたことが事後的に明らかになった場合には、補償した費用の返還請求権を会社に認める。

(4) 取締役会への報告(4項・5項)

補償契約に基づく補償をした取締役と補償を受けた取締役に、遅滞なく重要な事実を取締役会に報告することを義務づける(執行役にも準用)。

(5) 利益相反取引規制の適用除外(6項)

取締役又は執行役との補償契約の締結には356条1項等の利益相反取引規制を適用しないことを明記。

(6) 補償契約の締結への民法108条の適用除外(7項)

1項の手続に従って補償契約が締結される場合には民法108条を適用しないことを明記。

(7) 事業報告における開示(会社法施行規則案121条3号の2～3号の4)

2. 役員等賠償責任保険契約(430条の3)

(1)「役員等賠償責任保険契約」の定義と締結に要する手続(1項)

いわゆるD&O保険契約にあたる保険契約を捕捉できるように「役員等賠償責任保険契約」を1項(および法務省令)で定義し、その内容の決定に株主総会(取締役会設置会社では取締役会)の決議を要求。

(2) 役員等の職務の執行に関する責任保険契約・費用保険契約の締結への利益相反取引

規制の適用除外（2項）

役員等賠償責任保険契約を含む、役員等がその職務の執行に関して負うことのある責任にかかる責任保険契約・費用保険契約一般について、取締役又は執行役を被保険者として締結される場合に356条1項等の利益相反取引規制を適用しないことを明記。

（3）役員等の職務の執行に関する責任保険契約・費用保険契約の締結への民法108条の適用除外（3項）

2項の保険契約（役員等賠償責任保険契約を含む、役員等がその職務の執行に関して負うことのある責任にかかる責任保険契約・費用保険契約であって、取締役・執行役を被保険者とするもの）には民法108条を適用しないことを明記（ただし、役員等賠償責任保険契約については1項の手続がとられる場合に限る）。

（4）事業報告における開示（会社法施行規則案119条2号の2、121条の2第1号～3号）

Ⅲ 改正法の検討

1. 補償契約

（1-1-1）規律対象〔430条の2第1項1号・2号〕

○規律対象は補償契約の締結。補償契約によらずに補償を行うことは改正法の規律対象外（後述）。

○「補償契約」とは……次の①（いわゆる防御費用）または②イ（第三者に対する賠償金）もしくは②ロ（第三者に対する和解金）の全部または一部を役員等に対して補償することを約する契約。（以下、補償の対象となる①を「防御費用」、②イ・ロをあわせて「損失」、これらすべてをあわせて「費用等」という。）

①「当該役員等が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用」（430の2 I ①）

②役員等がその職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における

イ「当該損害を当該役員等が賠償することにより生ずる損失」（同②イ）

ロ「当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該役員等が当該和解に基づく金銭を支払うことにより生ずる損失」（同②ロ）

○1項1号の防御費用については、役員等に悪意・重過失があつたときでも補償できる（竹林ほか・別冊②36頁）。1項2号イロの損失については役員等に悪意・重過失ある場合には補償の対象とならないとされている（2項3号）ことの反対解釈から、そう解される。悪意・重過失がある場合でも適切な防御活動を行いうるようにしてやることが、会社の損害拡大の抑止等につながりうること、防御費用の補償に限るなら職務の執行の適正性が損なわれるおそれが高いとまではいえないことが理由とされる（竹林編著・112頁）

また、防御費用については、対第三者責任に限らず、対会社責任の追及を受ける場合も含まれる（1項2号が対第三者責任に限っているのと異なる）。

○1項2号の損失の例としては役員等が民法709条や会社法429条1項に基づいて第三者に対して責任を負う場合が想定されるが、会社が補償するということは会社に補償するだけの資金があることを意味するから、小規模閉鎖会社で会社法429条1項が問題となるようなケース（会社に支払能力がないがゆえに取締役等の責任が追及される直接損害事例・間接損害事例）は補償の文脈では想定しなくてよいといえる。取締役が職務の執行に関して第三者の生命身体、財産、人格権等を侵害したことにより、民法709条や会社法429条1項に基づき対第三者責任を負うような場合が1項2号の「損失」として想定されようか（ただし、取締役が対第三者責任を負う場合は会社も賠償責任を負わされることが多いから、後述するように2項2号により補償ができなくなる可能性が高くなり、また、429条1項の責任を負う場合も、後述するように、2項3号により補償ができなくなると思われるため、「損失」を補償できるケースは実際には相当に限られるとみられる）。

なお、役員等が会社に対して負う責任について補償の対象としないのは、会社法424条以下の責任免除手続によることなく損害賠償責任を免除することになるため（竹林編著・115頁）

○「職務の執行に関し」の意義：役員等としての職務の執行に関連性を有することを指す（竹林編著・108頁）。役員等の地位と関係なく請求を受けた場合には補償の対象にならないとする立場もあるが（松本・36頁）、この立場をとると、役員等が、通勤を含む職務のための移動時に自動車の運転を誤り、損害賠償責任を負う場合は（役員等の地位と関係なく請求を受けるといえるから）おそらくは補償できないことになる。しかし、本条1項1号・2号の「職務の執行に関し」と同じ文言が用いられている430条の3第1項・第2項（役員等賠償責任保険契約）に関しては、少なくとも立案担当者は、自動車損害賠償責任保険や海外旅行保険（の賠償責任保険部分）で保険保護が与えられうる行為も「職務の執行に関し」にあたりうると解しているように思われる（これらの保険保護の対象となる損害は規則案115条の2第2号にいう「職務上の義務に違反し若しくは職務を怠ったこと」によって第三者に生じた損害」よりも広いものとして捉えられている。かりに自動車の運転による損害賠償責任はもともと「職務の執行に関し」ないのであれば、規則案115条の2第2号のような規定は必要なかったはずである。なお、会社法部会の場でも、役員等賠償責任保険契約に関する議論としてではあるが、立案担当者からは「職務の執行に関し」は広く捉えたいという所感が述べられている（第16回会議議事録PDF版33頁〔竹林幹事〕）。このことに照らすと、本条1項1号・2号の「職務の執行に関し」も、役員等としての狭い意味での業務執行に関する責任（その職務上の義務に違反し、または職務を怠ったことによる責任）のみならず、職務の執行に関連した行為によって責任を負う場合も含まれうると思えることができる。そうすると、職務のための移動時の自動車運転中の事故による責任や海外出張中に宿泊先の設備・備品を滅失毀損させた場合の責任も、職務の執行に関するものに含めて補償の対象とすることが可能となりうる（自動車事故による責任や海外出張中の責任はそれぞれ自動車保険、海外旅行保険でカバーされるから補償が問題となることは通例ないだろうが、たとえば、海外出張中の自動車事故の責任は海外旅行保険約款ではカバーされていないなど、保険カバーから漏れるものもありうる）。

○補償契約による補償の対象は、将来発生しうる費用等に限らず、既に発生した費用等も含まれると解される。したがって、既に発生した費用等について補償契約を締結することもできる（座談会・別冊② 101 頁〔神田〕）。

○役員等が退任した後で負担した費用等……その職務の執行に関して生じたものであれば、その負担が退任後であったとしても（たとえば、退任後に株主代表訴訟を提起された場合の訴訟費用）、補償は可能と解される。

○補償契約の相手方は「役員等」（取締役・会計参与・監査役・執行役・会計監査人〔423 I〕）。一部の役員等のみと補償契約を締結することもできるし、役員等ごとに内容を変えることもできる。

○役員等を退任した者は「役員等」には当たらない。退任した者と補償契約を締結するニーズもあると思われるが（たとえば、ある時点で会社が補償契約を導入する場合、過去の職務の執行に関して生じる費用等についても補償の対象とされることがありうるが、そのような場合には退任役員についても同様の便宜を提供することが期待されうる）、退任者との補償契約は 430 条の 2 第 1 項の適用対象にはならないと解される（よって取締役会による承認は不要）。

○補償契約に基づいて補償を実行する場合の手続：

補償契約に基づいて補償を実行することは 430 条の 2 第 1 項にいう補償契約の締結ではないから、同規定に基づく取締役会の承認は不要。

ただし、事案によっては補償契約に基づく補償の実行が「重要な業務執行の決定」に当たりうることは当初から指摘されており（部会資料 2 5 第 2 部第一 2 ④の補足説明参照）、補償契約の規定振りが「〇〇の場合に補償を行う」（義務的補償）ではなく、「〇〇の場合に補償を行うことができる」（任意的補償）となっており、会社の裁量が大きくなる場合は、補償の実行は「重要な業務執行の決定」（362 IV 柱書き）に当たりやすくなるとも指摘されている（高橋・別冊② 148 頁、塚本・別冊② 243 頁）。

なお、補償契約において、補償を実行するには取締役会の承認が必要である旨を定めることは可能（塚本・別冊② 244 頁）。

○補償契約に基づいて補償を実行した場合の効果：

役員等が第三者に対して支払うべき賠償金や和解金を会社が肩代わりして支払った場合、本来であれば会社は弁済者代位（民 499）により役員等に対して賠償請求権（求償権）を取得する（それを放棄することは債務免除に当たるから利益相反取引になるし、放棄しなければ、代表訴訟で株主が行使できる）。しかし、補償契約に基づく補償として会社が賠償金・和解金を支払う場合には会社は役員等に対する賠償請求権を取得することはないと考えられる（これが所定の手続を経て補償契約を締結することの実質的な意義だとみることでもある。座談会・ソフトロー研究 29 号 85 頁〔田中〕）。

○補償契約を締結することなく補償を行うことの可否：

改正法が規律するのは「補償契約の締結」であり（上述の通り、既発生の費用等について補償契約を締結する場合も含まれる）、契約を締結することなく補償を行うことの可否について改正法は沈黙している。改正法公布後の座談会でも論点の1つとされているが、結論ははっきりしない（座談会・別冊②99～100頁参照）。民法650条に基づいて補償を行うことは補償契約がなくても可能であることには異論はなさそうだが、役員等が過失により第三者賠償責任を負った場合やそれに関して費用を負担する場合は民法に基づく補償はできないため（民650Ⅲ参照）、この場合の補償は、いちいち改正法430条の2第1項の手續にしたがった補償契約を締結してからでなければできないのか、補償契約の締結なしにしてよいのかが問題となる。

補償契約に基づいて補償を行う場合には、上述の通り、賠償金・和解金を会社が肩代わりしても会社は役員等に対する賠償請求権（求償権）を取得しないという効果が生じると考えられるのに対し、補償契約に基づかない補償として会社が肩代わりする場合には、会社が代位取得する役員等に対する賠償請求権は消滅しないと思われる。賠償義務者が取締役・執行役である場合には、この請求権を消滅させるには利益相反取引規制に従わなければならない（したがって賛成した取締役には任務懈怠の推定（423Ⅲ）が働く）と解されるから、賠償金・和解金に関して補償契約に基づかない補償を認めても大きな支障はなさそうにも思える（これと同じロジックで考えるならば、役員等が第三者に対して支払った賠償金・和解金相当額を事後に会社が補填する場合にも利益相反取引規制がかかってくると解すべきだろう）。

もっとも、後述するように、第三者への加害行為によって役員等のみならず会社も第三者に対して損害賠償責任を負わされることになり、そのことについて役員等が会社に対して任務懈怠責任を負う場合には、本条2項2号により損失の補償は行えないことになっており、その根拠が会社法424条以下の責任免除規制の潜脱防止にあることからすると、補償契約によらずに補償する場合も同様のルールを及ぼすべきと思われる。その結果、補償契約によらずに損失を補償することができる場合も、（補償契約に基づいて補償する場合と同じく）非常に限定されることになるとと思われる。

一方、防御費用についてはこれを補償することで会社が当然に求償権を取得するということにはならない。補償契約を締結して防御費用を補償する場合には、契約の定め方によっては所定の要件を満たせば会社が多額の補償を行う義務を負う可能性があるが、契約に基づくのではなく個別的に補償の要否（や補償額）を会社が判断しうるようなケースは過大負担のリスクが大きいから、個々の経営判断に基づいて行うこととしても大きな支障は生じないという見方もありうる。取締役・執行役に過失がある場合に防御費用を補償するには、利益相反取引規制に服しなければならないと解するのであれば、利益相反規制を潜脱することにもならないから、補償契約を締結することなく補償することを否定しなければならない理由はないように思われる。

（1-1-2）必要な手續〔430条の2第1項柱書き〕

○株主総会（取締役会設置会社では取締役会）で補償契約の内容を決定することを要する

(以下では取締役会設置会社を念頭に置く)。取締役会で補償契約の内容を示して承認を得ることになる。

○利益相反取引について、「重要な事実を開示し」て株主総会(取締役会)の「承認を受けなければならない」とする356条1項の規定振りとは異なり、「内容の決定をするには」「決議によらなければならない」。立案担当者からもこの点について特段の説明はないが、契約の締結については、内容を定めるという規定振りの方が自然であるということであろうか。

○複数の役員等と補償契約を締結する場合(補償契約が複数ある場合)、補償契約ごとに取締役会の承認が必要となるか(補償契約を締結する取締役が15人いれば、15回の決議が必要となるか)?

理論上はそうなるのだろう。補償契約の相手方となる取締役は、特別利害関係人になると解される(高橋・別冊②148頁、塚本・別冊②243頁)から、自己が当事者となる補償契約については議決に加わることができない(369 II。14人の取締役が議決に加わる決議を15回行うことになる)。全く同じ内容の補償契約を取締役全員と締結する場合には、承認の仕方について簡便法が認められてもよさそうにも思われるが、法形式上は上記のように扱うべきことになる。

○役員等の任期が満了し、再任された場合には、補償契約も締結し直すことになるから、430条の2第1項の決議が再び必要となる。

(1-1-3) 必要な手続を欠いた場合の効果

○必要な取締役会決議を欠く(決議に瑕疵があり決議が無効になる場合を含む)場合の効果についてはあまり議論されていないが、適正な手続を経て補償契約を締結させるという今般改正の趣旨に鑑みると、補償契約は無効になると解される。利益相反取引における相対的無効説の議論と同様に考えるならば、役員等は補償契約の直接の相手方であって第三者ではないから、当該役員等が有効な取締役会決議があったと信じていた場合でも、補償契約は無効となる。

(1-2-1) 補償することができない費用等〔430条の2第2項1～3号〕:

○430条の2第2項各号所定の3つの類型は補償することができない。補償契約において「補償する」と定めることができないのみならず(かりに定めてもその部分は無効)、補償の実行の際に現にその部分の補償をしたならば当該補償部分は法令に違反して無効になると解される。補償にかかる費用等の支払先が取締役であっても、第三者(防衛費用の請求権者、損害賠償請求権者)であっても、無効部分は不当利得として返還請求できると解される(竹林編著・110頁)。

○2項1号: 前記①のうち「通常要する費用の額を超える部分」

要綱段階では「相当と認められる額を超える部分」とされていたが、文言としての客観

性を高める趣旨でこのように改められたとされる（座談会・別冊② 101 頁〔神田・竹林〕）。その解釈に当たっては 852 条 1 項の「相当と認められる額」が参考になるとされる（座談会・同頁〔竹林〕）。

○ 2 項 2 号： 会社が 1 項 2 号の第三者損害を賠償するとすれば、当該役員等が会社に対して 423 条 1 項の責任を負う場合の当該責任にかかる部分

中間試案では、「当該株式会社が当該第三者に対して当該損害を賠償する責任を負う場合において、当該株式会社が当該損害を賠償するとすれば、当該役員等が会社に対して 423 条 1 項の責任を負うときは、当該責任に係る部分」となっており（試案第 1 の 2 ①イ。下線報告者）、会社も賠償義務者になる場合の規定であることが明記されていた。中間試案の補足説明でも「株式会社に対して損害を賠償する責任を負う場合については、対象としていない。」とされ、その理由について「これは、当該損害を当該役員等が賠償することにより生ずる損失を株式会社が補償することは、株式会社に対する責任を免除することと実質的に同じことであるから、株式会社に対する責任の免除の手続によらずに、このような損失を株式会社が補償することを認めるべきでないと考えられるからである。」と説明されていた（補足説明 34 頁〔別冊① 285 頁〕）。要綱からは上記下線部分の要件が消え、改正法でも同様であるが、実質的変更を意図したものではないようである（立案担当者による改正法の解説でも同様の趣旨が述べられている。竹林ほか・別冊② 36 頁（注 42）参照、竹林編著・104 頁）。そうすると、想定されているのは次のようなケースだとみられる。

すなわち、役員等がその職務の執行に関して第三者に加害行為を行い、役員等と会社が連帯して損害賠償責任を負う場合（役員等は民法 709 条・会社法 429 条 1 項で、会社は民法 709 条で責任を負うケースのほか、会社は会社法 350 条で責任を負うケースも考えられる）に会社が自らの賠償責任を果たせば、会社は役員等に対して（役員等の任務懈怠により会社は賠償責任負担という損害を被ったとして）会社法 423 条 1 項に基づいて責任追及ができるはずだが（これが、2 項 2 号にいうところの「会社が 1 項 2 号の損害を賠償するとすれば当該役員等が当該株式会社に対して 423 条 1 項の責任を負う場合」にあたることになる。この責任を免除・減額するには会社法 424 条以下の手続が必要）、補償により役員等の対第三者責任を会社が肩代わりするという形で第三者損害を賠償すると、（補償ということの性質上）役員等に求償しえなくなるから、結果として、役員等の 423 条 1 項責任を免除したのと同じことになってしまう。そこで 2 項 2 号でこのような補償を禁じることとした、というものである（立案担当者による改正法の解説では、会社が第三者に対して賠償した場合に役員等に対して求償できる部分を指すと説明されている。竹林ほか・別冊② 同頁、竹林編著・117 頁）。

2 項 2 号がこのような趣旨だとすると、1 項 2 号の損失について補償することができるのは實際上、(a) 役員等のみが対第三者責任を負い、会社は対第三者責任を負わない場合、(b) 役員等の行為によって役員等も会社も対第三者責任を負うが、会社が責任を負わされたことについて、役員等には負担部分がない（会社が役員等に求償できない）とみられる場合、(c) 役員等も会社も対第三者責任を負うが、役員等は責任限定契約等により会社に対して損害賠償責任を負わなくて済む部分がある場合、などに限られることになる。

(a)の場合、補償契約によらずに会社が取締役の対第三者責任を肩代わりすると、前述の通り、会社は弁済者代位（民 499）により第三者に代位して取締役に対する賠償請求権を取得することになる（その賠償債務を免除するには利益相反取引規制に従う必要あり）が、1項の経手を経た補償契約を締結して補償すれば、会社は賠償請求権を取得せず、取締役を賠償義務から実質的に解放してやることが可能になる。しかし、会社法 350 条の存在を考えれば、職務の執行に関する行為によって第三者を害した取締役のみが対第三者責任を負い、会社が対第三者責任を負わないようなケースは現実にはほとんど考えられないのではなかろうか（たとえば、取締役が海外出張中、業務上移動する必要から自動車を運転し、事故を起こしたようなケース（海外旅行保険では自動車事故は約款上免責とされているため、同保険ではこの責任はカバーされない）では、取締役のみが対第三者責任を負うことになりそうだが、他にこのような例があるか？）。

(b)も実際には起こりにくいと思われる。たとえば、取締役Aの行為により第三者に損害が生じ、会社も当該損害額につき損害賠償義務を負ったが（Aはその全額について会社に対し 423 条 1 項責任を負うものとする）、当該第三者から監視義務違反による責任を問われた取締役Bについては 423 条 1 項責任の額が（寄与度等の考慮により）対第三者賠償責任額の一部にとどまるようなケースが実際に生ずるならば(b)にあたるといえそうだが、たとえ監視義務違反の責任を問われる平取締役であっても、会社との関係において会社の責任額の一部しか責任を負わないことにはならないのではないか（会社の関係では負担部分は常に、会社：0、B：100 になるのではないか。行為取締役Aとの関係では、負担部分がA：100、B：0 になることはあるだろう）。

(c)は、2 項 2 号の規定によってもなお会社が補償できる例として立案担当者が挙げているもの（竹林編著・117 頁）。

○ 2 項 3 号： 役員等がその職務を行うにつき悪意・重過失があった場合の 1 項 2 号の損失

3 号にいう「重過失」と 429 条 1 項にいう「重過失」の意味は異なるとして、429 条 1 項責任が認められる場合であっても補償が許されることもあるとする見解もあるが（高橋・別冊② 150 頁）、両規定の文言が同じである（「役員等がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があった」）ことからすると解釈としてかなり苦しいと思われる（塚本・別冊② 242 頁も、429 条 1 項の責任が認められる場合は補償不可とみている。なお、中間試案の補足説明では、会社法 425 条～ 427 条にいう重過失と同じ意味だと説明されていたが（補足説明 34 頁）、中間試案では「善意でかつ重大な過失がないときは」対第三者責任にかかる損失を補償できるという立て付けになっていた（425～ 427 条の「善意でかつ重大な過失がない場合」に類似）のに対し、要綱からは 429 条 1 項と同じ文言になった。1 項 2 号の損失は対第三者責任に関するものであるから、「重過失」の意義も、対会社責任に関する 425～ 427 条の「重過失」ではなく、対第三者責任に関する 429 条 1 項の「重過失」と同じものだとみる方が自然である（かりに両者が違うとするならば、であるが）ように思われる）。

民法 709 条の責任が認められるにとどまる場合（加害行為については故意過失が認められるが、会社に対する任務懈怠についての悪意重過失はないといえる場合）には、補償を

行いうる場合もあるとも指摘され（塚本・別冊②同頁）、立案担当者も、会社の従業員が労災に遭うケースを例として挙げている（取締役が適正な労働条件を確保する注意義務に違反したため、軽過失はあったとされるが、会社法 429 条 1 項にいう職務を行うについての悪意重過失があったとまではいえないケース。竹林編著・118 頁）。しかし、労災のケースでは会社も従業員に対して責任を負うし、会社に賠償責任を負担させたことについて取締役は 423 条 1 項の任務懈怠責任を負う可能性が高く、その場合、前述の通り、2 項 2 号によって補償ができなくなるのではないか。取締役の職務の執行に関して不法行為責任は認められるが、429 条 1 項の任務懈怠責任は負わず、かつ会社は損害賠償責任を負わないようなケース（または会社は損害賠償責任を負うが、その責任を負わせたことについて取締役の 423 条 1 項責任が限定されるケース）は相当に限られるのではないか（職務のための移動時の自動車の運転が「職務の執行に関」するものといえるのなら、この稀なケースに該当しそうではある）。

○ 2 項各号に当たるかどうかの判断：

2 項各号の制限には抵触しないと判断して補償したが、結果的に制限額を超えて補償してしまった場合、補償の実行に関与した取締役は当該超過額について会社に対して任務懈怠責任を負うと解される（竹林編著・110 頁）。法令違反による責任であるため、野村証券事件判決を前提とすると、補償の実行に関与した取締役は法令違反にはならないと判断したことについて無過失であることを立証しないと任務懈怠責任を免れえないと思われる。1 号については、通常要する費用の額とはいくらか、2 号・3 号については、会社が損害賠償責任を負うか、役員等が会社に対して求償義務を負うか、役員等に悪意・重過失が認められるかといった微妙な判断を要することになるため、法令違反リスクは小さくない（ただし、この責任を役員等賠償責任保険契約によってカバーすることは可能）。

○まとめ： 2 項 2 号・3 号の規定からすると、対第三者責任にかかる損失（1 項 2 号イ・ロの損失）について補償を行うことができる範囲は相当に限定される上に、防御費用も含めて法律上許容される範囲内の補償かどうかの判断も法令違反リスクを伴ったものとなるため、（D&O 保険による保険保護なしに）補償を実行することは現実にはかなり難しくなるのではないか。

なお、会社を被保険者として、会社が補償した額を会社の損害として保険金を支払う保険契約が D&O 保険の特約として（保険商品によっては D&O 保険の主契約で）提供されているようである。D&O 保険では通例免責とされている財物損害、人身損害について役員等が賠償責任を負い、かつその責任が D&O 保険以外の保険でもカバーされていない場合には会社が当該損失について補償を行うことにも実益がありそうだが、この場合に会社が補償した額は D&O 保険の上記特約によって填補を受けられることになる。

（1-3-1）補償した費用の事後的な返還請求〔430 条の 2 第 3 項〕

○防御費用については、役員等がその職務を行うにつき悪意・重過失があった場合にも補償できるが（2 項 3 号対照）、役員等が不当な目的で職務を執行していたような悪質な場合にまで会社の負担で防御費用を賄うことは職務執行の適切性確保の観点から問題がある

ため、事後的に返還請求できることとしたもの（竹林ほか・別冊② 37 頁）。

○防御費用の補償は訴訟の進行過程で必要となる可能性が高いにもかかわらず、不当な目的で職務を執行していたかどうかは防御費用を補償する時点では明らかではないことも多いことから、2 項の「補償できない費用等」に含めるのではなく、会社による返還請求という形がとられた（竹林ほか・別冊②同頁、竹林編著・120-121 頁）。

○費用の事後的な返還請求の対象となるのは、「役員等が自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は…会社に損害を加える目的で…職務を執行した」場合（図利加害目的があった場合）。職務を行うにつき悪意・重過失があった場合（2 項 3 号）よりも狭い概念。株主代表訴訟の中で、会社財産を横領したことが認定されるようなケースはこれに当たるとのだろう。

（1-4-1）補償実行後の取締役会への報告〔430 条の 2 第 4 項・第 5 項〕

○補償契約に基づく補償を実行した取締役と補償を受けた取締役は、遅滞なく、補償についての重要な事実を取締役会に報告する義務を負う。執行役にも準用されるから、指名委員会等設置会社では、業務執行者として補償を実行した執行役と、補償を受けた取締役・執行役が報告義務を負う。

○取締役・執行役以外の役員等（監査役、会計参与、会計監査人）は補償を受けても報告義務を負わない。また、元取締役・元執行役が補償を受けた場合も報告義務を負わない。

（1-5-1）取締役・執行役との間の補償契約への利益相反取引規制の適用除外〔430 条の 2 第 6 項〕

○本条 1 項の補償契約が取締役・執行役と締結される場合でも、356 条 1 項等の利益相反取引規制は適用されない。補償契約を利益相反取引ではないものとして規律することが改正法の趣旨であるから、当然の規定ということになる。

○民法 108 条が適用されないのは「補償契約の締結」であるのに対し（本条 7 項）、利益相反取引規制が適用されないのは「補償契約」であるから、補償契約の締結のみならず、同契約に基づく補償の実行にも利益相反取引規制は適用されない。こうして、補償契約の締結や補償の実行が取締役会で承認される場合も、賛成取締役の任務懈怠は推定されない。

（1-6-1）補償契約の締結への民法 108 条の適用除外〔430 条の 2 第 7 項〕

○本条 1 項の手続に従って補償契約が締結される場合には民法 108 条は適用されない。この反対解釈により、本条 1 項の手続を踏まない補償契約は、無効となろう（正確には、民法 108 条 2 項にいう「代理権を有しない者がした行為」になる）。

（1-7-1）事業報告における開示〔会社法施行規則案 121 ③の 2、③の 3、③の 4〕

○公開会社では事業報告の内容に「株式会社の会社役員に関する事項」を含めなければならないが（会社則 119 ②）、施行規則改正案では補償に関して次の事項を開示させることとしている（要綱において予告されていたところと変わっていない）。

- ・会社役員（取締役、監査役または執行役に限る）と補償契約を締結している場合の
イ 会社役員の氏名、

ロ 当該補償契約の内容の概要（当該補償契約によって当該会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）」（規則案 121 ③の 2）

・会社役員（前事業年度の末日までに退任した者を含む。以下同じ）に対して補償契約に基づき法 430 条の 2 第 1 項 1 号の費用を補償した場合において、株式会社が、当該事業年度において、当該会社役員が同号の職務の執行に関し法令の規定に違反したこと又は責任を負うことを知ったときは、その旨（同 ③の 3）。

・会社役員に対して補償契約に基づき法 430 条の 2 第 1 項 2 号の損失を補償したときは、その旨及び補償した金額（同③の 4）。

○補償契約の内容の概要のうち「当該補償契約によって当該会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合」の当該内容の例としては、補償金額に上限を設けること、株式会社が役員等に対して責任追及する場合において当該役員等に生ずる費用について補償しないことを定めていることなどが考えられる（竹林・編著 126 頁）。

○法 1 項 1 号の防御費用・1 項 2 号の損失とも、役員等のうち誰に対して補償がされたかの開示は求められておらず、また、1 号の防御費用については実際に補償した額の開示が求められていない（役員等に責任が認められなかった場合の防御費用については、そもそも補償したという事実の開示も不要）。通常要する防御費用の額を超える補償は認められないこと（法 2 項 1 号）や、損失の補償についても大きな制約があること（法 2 項 2 号・3 号）からすると、株主としては実際に補償された額や誰に補償がなされたのかについておおいに関心があるとも想像されるが、開示を要する範囲が広範になると補償契約の締結を萎縮させることが懸念されたようである（竹林編著・126 頁）。

これら事業報告には記載されない内容も補償の実行後に取締役会に報告されて取締役会議事録に記載されるから（会社則 101 III④）、取締役会議事録の閲覧を請求すればこれらに関する情報を得られるとみられる（高橋・別冊② 151 頁）。

2. 役員等賠償責任保険契約

（2-1-1）規律対象〔430 条の 3 第 1 項・規則 115 条の 2 第 1 号・2 号〕

○「役員等賠償責任保険契約」として規律対象になるのは、①「会社が、保険者との間で締結する保険契約のうち役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることにより生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであって、役員等を被保険者とするもの」から、②「役員等の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして法務省令で定めるもの」を除いたもの。

①のみだと、現に販売されている D&O 保険契約以外の責任保険契約をも大量に取り込むこととなり、D&O 保険契約を適正な規律に服せしめるという本来の立法目的からはずれるとして、②で限定。

○旧型 D&O 保険のように被保険者となる役員等が実質的に保険料を負担する場合でも、会社が保険契約者となり、役員等が被保険者となる限りは①に該当する（竹林編著・139

頁)。一方、役員等が保険契約者となる限りは、その支払う保険料が役員等の報酬として会社から支払われているとみられる場合にも①には該当しない（竹林編著・140頁）。

○補償契約に基づき会社が補償した場合にその補償額を会社の損害とみて会社に保険金を支払うタイプの保険契約（会社が被保険者となるもの）は①にはあたらない。

○実際の D&O 保険約款では保険事故に関して「被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（…）に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害（…）に対して」保険金を支払うと広く定めた上で（よって第三者に生じた損害について、民法 709 条や会社法 429 条 1 項等に基づいて賠償請求を受ける場合も当然に含まれる）、填補対象とならない損害項目（たとえば環境汚染損害、財物の滅失・破損等にかかる損害、人身損害等。これらの損害にかかる責任は別の保険契約でカバーされることが予定されている）を細かく列挙するという形がとられている。しかし、普遍的・汎用的であるべき法律の規定において、D&O 保険約款をなぞるような形で「役員等賠償責任保険契約」の範囲を画することは適切とはいえない（複雑になりすぎるし、約款が変われば法令改正が必要となりかねない）。

そこで、改正法は、①は D&O 保険約款と同様に広く抽象的に定めた上で、②により、D&O 保険には該当しない保険を除くことにしたものと思われる（ただし、後述するように、①の「役員等がその職務の執行に関し…」は D&O 保険約款の「会社の役員としての業務につき行った行為」よりも広いとみられる）。②により除外される保険の例として、生産物賠償責任保険（PL 保険）、企業総合賠償責任保険（CGL 保険）、自動車損害賠償責任保険、海外旅行保険（のうち責任保険部分）があることは会社法部会の早い段階から指摘されていたが、部会資料 2 4（平成 30 年 8 月 1 日開催の第 15 回会議で配布）において②を抽象的な規定振りで定めることが示され、それが今般の会社法施行規則案に引き継がれたとみられる。

○法 430 条の 3 第 1 項と②にかかる法務省令案は次の通り：

430 条の 3 第 1 項

「株式会社が、保険者との間で締結する保険契約のうち役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであって、役員等を被保険者とするもの（当該保険契約を締結することにより被保険者である役員等の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして法務省令で定めるものを除く。第 3 項ただし書において「役員等賠償責任保険契約」という。）」

会社法施行規則（案）115 条の 2

「一 被保険者に保険者との間で保険契約を締結する株式会社を含む保険契約であって、当該株式会社がその業務に関連し第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって当該株式会社に生ずることのある損害を保険者が填補することを主たる目的として締結されるもの」

「二 役員等が第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって当該役員等に生ずることのある損害（役員等がその職務上の義務に違反し若しくは職務を怠

ったことによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって当該役員等に生ずることのある損害を除く。)を保険者が填補することを目的として締結されるもの」

○規則案 1 号・2 号は、いずれも、対第三者責任にかかる役員等の損害をカバーする保険契約のうち一定のものを法 430 条の 3 第 1 項の規律から外すためのもの。

規則案 1 号では、生産物賠償責任保険 (PL 保険)、企業総合賠償責任保険 (CGL 保険)、使用者賠償責任保険のように、会社がその業務を行うに当たり、会社に生ずることのある損害を填補することを主たる目的として締結されるが、役員等も会社とともに被告とされることが多いため、付随的に被保険者に追加されていることが多いというタイプの保険が想定されている (竹林ほか・別冊商事② 40 頁)。このタイプの保険も、役員等を被保険者とする部分は抽象的に①に該当するが、第一次的には会社自身の責任をカバーしようとするものであって利益相反性は低いとみられることや、これらに該当する保険の種類や数が膨大であり、法第 1 項の規律を適用すると実務上甚大な影響が想定されることを考慮して、適用除外にしたとされている (同・同頁)。

一方、規則案 2 号は、括弧書きによって、その職務上の義務違反・任務懈怠により対第三者責任を負う (またはその責任追及を受ける) ことにつき役員等が被る損害 (③) を②から除外することを通じて、職務の執行に関して生ずる責任リスクをカバーする保険のうち、その職務上の義務違反・任務懈怠によるとはいえない対第三者責任に関して役員等が被る損害をカバーする保険契約を「役員等賠償責任保険契約」から除こうとするものである (③以外の②が①から除外されるため、結局、対第三者責任に関して①に該当するのは、③の損害にかかるものだけになる)。一読しただけではわかりにくい規定振りだが、実質的には、自動車損害賠償責任保険や海外旅行保険中の責任保険部分のように、役員等の職務上の義務違反・任務懈怠によって生ずるとはいえない対第三者責任をカバーする保険契約を 1 項の規律から除外しようとするものといえる (竹林等・別冊②同頁)。このような規律の背景には、自動車損害賠償責任保険や海外旅行保険中の責任保険部分は、「役員等の職務の執行に関して責任を負うことによる損害」を填補することがあり、特別の規定を設けて除外しないと①に含まれてしまうという前提理解があるとみられる。なお、役員等は、自動車の運転により他人を死傷させた場合も事故態様や事故の報道次第では会社の社会的評判を低下させることになるから道交法違反も間接的には職務上の任務懈怠になる、とみるならば、規則案 2 号によって自動車損害賠償責任保険を役員等賠償責任保険契約から除外できないことになるが、そのような解釈は立法趣旨には合致せず、採られるべきではないといえる。

なお、前述の通り、保険実務上は財物の滅失損傷損害や人身損害は D&O 保険約款で免責とされるのが通例 (他の責任保険商品でカバーすることが予定されている)。

(2-1-2) 必要な手続 [430 条の 3 第 1 項]

○補償契約と同様に、利益相反取引におけるような「取締役会の承認を受け」るのではなく、取締役会決議により「内容を決定する」という規定振りになっている。

○「内容を決定する」ことが求められるのはいかなる場合か。

D&O 保険契約の保険期間は通例 1 年とされ、毎年更新されていくが、更新時に「内容を決定する」ため取締役会決議を要するか？（座談会・別冊② 102 頁でもこの論点が主たる関心事となっている）。

○既に D&O 保険契約を締結している会社が改正法施行後に更新する場合（または改正法施行後に新規に D&O 保険契約を締結する場合）は、当然に内容の決定が求められる（座談会・別冊② 102 頁〔竹林〕）。

契約更新時に役員等賠償責任保険契約の内容が実質的に変わるといえる場合（保険契約の担保範囲の増減、被保険者の範囲の変更、保険金額の変更、特約の追加・撤廃は実質的変更にあたるといえよう）にも「内容を決定する」ことが求められよう。保険料額の変更も、前年度契約とはリスク状況が変わったことを意味するから、やはり「内容」を「決定」しなければならないと解される。

○上記の各ケースとは異なり、内容の変更なしに保険契約が更新される場合（約款文言のごく形式的な修正にとどまる場合を含む）……取締役が前年度の契約内容にアクセスできる状況で、「前年度と同内容で更新する」ことを附議して承認を得るなら、取締役会の場で契約内容をいちいち説明しなくても、「内容」の「決定」があったとみてよいと思われる。

○問題は、同じ内容で更新される場合には、いちいち「内容を決定すること」自体が不要になると解することもできるか（または、ある年度に「内容を決定する」とともに、「翌年以降も保険契約の内容が変わりがなければそのまま更新する」ことを決議しておけば、翌年以降の決議は不要となるか）。

立案担当者は、「自動継続であったとしても、その契約のままでよいかどうかという判断はあり得ると思うのです。その際に、従前のままの契約の内容でよいか、今の状況に照らして適切な内容の保険かということを取締役に判断してもらいたいということです。そういった実質的に判断すべき事象が起きたときには取締役会で検討いただきたい、という趣旨の規定と考えています。」と述べる（座談会・別冊② 103 頁〔竹林〕）。契約内容は同じでも、会社を取り巻く状況が変わり、従前の契約内容のままだと、過大または過小な保険カバーになる恐れがあるようなケースでは、取締役会決議を要するという趣旨もとれる。

しかし、法定の決議を欠くと保険契約の効力が否定されうる（後述）ことを考えると、再検討を要する実質的状況変化があったかどうかという必ずしも明確とはいえない基準で取締役会決議の要否を判断することには疑問もある。

内容が変わりがなくても更新のたびに毎年附議するという手続が実務界にとって煩雑であることは理解できるが、上述したように、「前年度と同内容で保険契約を更新する」ことの決定は毎年しなければならないと解すべきではないか（同旨、塚本・別冊② 249 頁）。

○役員等賠償責任保険契約の締結についても、補償契約の場合と同様に、各取締役が特別利害関係人になるのかという問題がある。役員等賠償責任保険契約は保険者との契約であるため法形式上は契約は 1 個だが、観念的には被保険者ごとに分割できるとして、取締役

は自己を被保険者とする部分については議決に加わらない形で順次決議する（取締役が15人いる会社では14人で議決する決議を15回行うことになる）という方法も示唆されているが（竹林編著・144頁）、取締役の全員が共通の利害関係を持つ決議事項については会社法369条2項は適用されないとする見解（落合誠一編『会社法コンメンタール8』158頁〔田中亘〕（商事法務、2009年））もある。後者を支持したい。

（2-1-3）必要な手続を欠いた場合の効果

○改正法は、2項の保険契約には民法108条の適用はないとしつつ（3項本文）、役員等賠償責任保険契約については1項の決議で内容を定めた場合に限る（3項但書）としているから、役員等賠償責任保険契約について1項の決議を欠く場合には、民法108条の適用があり（同契約は間接取引に類似するから108条2項の適用が問題になると思われる）、無権代理と同様に扱われることになる。

もっとも、430条の3第1項は（356条1項や362条4項と同様に）会社保護のための規定と解されるから、決議を欠き契約が無効になるとしても保険会社からの無効主張は認められず、効果不帰属の主張ができるのは会社に限られよう。しかし、利益相反取引と状況が類似することに鑑みると、会社が無効主張しうるのは、（356条1項の解釈論をこの場合にも及ぼして）必要な決議を欠いていたことについて保険者が悪意重過失であった場合に限られることになろうか。

（2-2）役員等の職務の執行に関する責任保険契約・費用保険契約の締結への利益相反取引規制の適用除外〔430条の3第2項〕

○本項の適用対象となる保険契約：

「役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであって、取締役又は執行役を被保険者とするもの」

法務省令によって役員等賠償責任保険契約から除かれることになる保険契約（施行規則案115条の2各号の保険契約）も2項の保険契約には含まれ、利益相反取引規制は適用されないこととなる。

○規則案115条の2第2号によって法430条の3第1項の規制から外され、利益相反取引規制からも外されることになるのは、責任保険（及び責任追及に係る費用保険）に限られる。「役員等のために締結される保険契約」という表現は要綱段階から用いられてきたもので（要綱第二部第一3）、改正法の第12節の見出しや430条の3の条文見出しでも用いられているが（ただし、定義はされていない）、役員等を被保険者とするあらゆる保険契約を指す概念ではなく、430条の3第1項・第2項の内容からして、役員等の職務の執行に関する責任保険契約（および責任追及にかかる費用保険契約）を指す概念と解さなければならない。したがって、取締役・執行役が被保険者となる保険契約も、そのすべてが利益相反取引規制の適用を免れるわけではなく、取締役・執行役の職務の執行に関する責任保険契約（および責任追及にかかる費用保険契約）に限って、適用除外となる。

海外旅行保険は通例、被保険者自らの生命・身体障害のリスクをカバーするという人保

険の部分を含んでいるし（むしろ契約の主たる目的はそちら）、自動車保険でも、任意保険では損害賠償責任保険の部分の他に、被保険自動車所有者の財産損害や被保険者の生命・身体障害のリスクをカバーする保険（車両保険は前者、搭乗者傷害保険や人身傷害補償保険は後者）の部分を含んでいるのが通例であり、会社が保険契約者となって、取締役・執行役を被保険者とするそれらの保険契約を締結する場合には、取締役等の個人の財産・生命身体リスクカバーのために会社が保険料を負担することになるから、法形式上は356条1項3号の間接取引に該当する（取締役・執行役を被保険者とする（損害）保険契約を会社が保険料を負担して締結することは一般に間接取引に該当すると解されることにつき、竹林編著・134頁）。そして、これらの保険契約は、430条の3第2項で利益相反取引規制の適用から除外されるわけではないから、かかる保険契約の締結には、取締役会決議が必要になるはずである。

この点につき、従来の実務がどうであったかははっきりしないが、取締役を被保険者とする包括的な海外旅行保険契約（取締役・従業員の全員を被保険者とし、出張ごとに保険契約を締結するのではなく、1年間の保険期間中に行われる海外出張をすべて対象にするような契約）を会社が保険契約者となって締結するような場合、さらには取締役の海外出張のたびに締結される個別的な海外旅行保険契約についても、いちいち取締役会決議を経てこなかった可能性がある。しかし、新設される430条の3第2項やこれに関する立案担当者の解説を見る限り、責任保険（及び責任追及に係る費用保険）以外の保険契約については、適用除外の対象とはならないこと、すなわち、取締役会決議を経なければならないことが、いわば裏側から明らかになってしまったのではないかとも思われる（もっとも、取締役会決議が求められるとしても、今後締結が見込まれる保険契約の内容を説明して包括的な承認決議をすることも認められるだろうから、実務上、耐えがたい煩雑さをもたらすとはまではいえないように思われる）。

一方、社用車について会社が任意自動車保険契約を締結した場合、乗車中だった取締役が事故に遭って傷害保険金の支払を受けることがあるが、取締役としてではなく、（会社外の全くの第三者と同じく）搭乗者として保険給付を受けるにすぎないともいえるから、当該保険契約の締結が利益相反取引にあたり解する必要はないように思われる。

○職務の執行に関して被りうる損害をカバーする保険契約のうち、賠償責任にかかる責任保険契約・費用保険契約についてのみ利益相反取引規制の適用が排除され、職務の執行に関して財産・身体に生ずる損害をカバーする保険契約について適用除外がないのはなぜか？

海外出張中に被る損害賠償責任について会社が保険カバーを提供してくれることで海外出張リスクを恐れずに済み会社が優秀な人材を得やすくなるのなら、海外出張中の死亡・身体障害リスクについて会社が保険カバーを提供してくれることでも同様の効果は得られるはずであるし、会社が保険料を支出することで取締役・執行役に利益が生ずるという構造も同じ。海外旅行保険契約のうち賠償責任リスクにかかる部分は取締役会の承認が不要となり、死亡・身体障害リスクにかかる部分は承認が必要となる理由（両者で扱いが異なる理由）について、合理的説明をすることはできないのではないか。

改正法は、職務の執行に関して負うことがある責任についての責任保険契約（および費

用保険契約)を広く規律対象と捉えたうえで規則案115条の2の保険契約を除外したが、最初から、職務上の義務違反・任務懈怠により負うことがある責任についての責任保険契約(および費用保険契約)だけを規律対象にするという規律手法もありえたのではないか。これによれば、自動車保険や海外旅行保険の責任保険部分を適用除外にするための規定(規則案115の2第2号)を置く必要もなく、取締役会の承認の要否につき責任保険と物・人保険とで異なった扱いをするという評価矛盾問題も避け得たようにも思われる。

(2-3) 役員等の職務の執行に関する責任保険契約・費用保険契約の締結への民法108条の適用除外〔430条の3第3項〕

○本条1項の手続に従って役員等賠償責任保険契約が締結される場合には民法108条は適用されない。反対解釈をすれば、本条1項の手続を踏まない役員等賠償責任保険契約は、無効になる(正確には、民法108条2項にいう「代理権を有しない者がした行為」になる)。

(2-4) 事業報告における開示〔会社法施行規則案119②の2、121の2①～③〕

○公開会社では事業報告の内容に「株式会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項」を含めなければならないとしたうえで(会社則案119②の2)、次の事項を開示させることとしている(同121の2①～③)。

保険者との間で役員等賠償責任保険契約を締結しているときにおける次に掲げる事項

「一 当該保険者の氏名または名称

二 当該役員等賠償責任保険契約の被保険者の範囲

三 当該役員等賠償責任保険契約の内容の概要(被保険者が実質的に保険料を負担している場合にあってはその負担割合、填補の対象とされる保険事故の概要及び当該役員等賠償責任保険契約によって被保険者である役員等(当該株式会社の役員等に限る。)の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあってはその内容を含む。)」

○1号の「保険者の氏名又は名称」は、会社法部会での議論でも要綱でも開示事項として挙げられておらず、今回の規則案で唐突に出てきたもの。契約の内容の概要を開示すべきである以上、契約の相手方を開示するのは当然だという考え方なのかもしれないが、これを開示することで役員等の職務の適正性の確保に資するかというと、そのような効用は全くないと思われる。むしろ、上場会社におけるD&O保険商品の保険会社別シェアを明らかにする効果しか持たないのではないか。

また、保険者名が開示されることの副次的効果として、倒産間際の会社で取締役がイチかバチかの取引をして結果的に会社が倒産した場合(支払見込みのない取引により第三者が直接損害を被るケース)、会社・取締役の背後にどの保険会社がいるかがわかるため、第三者は取締役に対して429条1項の責任を追及して勝訴すれば、保険法22条の先取特権を行使して保険金の支払という形で対会社債権の実質的な回収が可能になる(保険者は会社の支払不能リスクを負わされるうる)ということもある。D&O保険の保険契約者となるような会社では、小規模閉鎖会社におけるような直接損害事例は起こりにくいとは思いますが、現に起こった場合には保険者名が公表されていることの影響はあると思われる。

⇒ 11月24日に法務省から公表された「会社法改正に伴う法務省関係政令及び会社法施行規則等の改正に関する意見募集の結果について」において、「個別の取引の守秘性等との比較衡量において、開示による不利益が開示の意義を上回るなどという理由から、保険者の氏名又は名称の開示を求めることに強く反対する御意見が比較的多く寄せられたこと等を踏まえ、原案の会社法施行規則第121条の2第1号を削除し、保険者の氏名又は名称の開示は求めないこととした」旨が明らかにされた（意見募集の結果・41-42頁）。

○ 2号の被保険者の範囲については、「自社及び子会社の役員」等の概括的な記載で足りる（竹林編著・148頁）。

なお、公開会社たる子会社の役員等が被保険者とされている場合でも、保険契約者が親会社である限りは子会社の事業報告において役員等賠償責任保険契約にかかる開示をすることは求められない（意見募集の結果・42頁）。

○ 3号の「役員等（…）の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合に」における「その内容」の例として、当該役員等賠償責任保険契約において免責額を定めることが挙げられている（竹林編著・148頁）。一般に販売されているD&O保険の約款においてそうであるように「被保険者の犯罪行為に起因する損害賠償請求」や「法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害賠償請求」が免責事由とされていることも（そのような工夫がされているD&O保険を選択したという点で）これに該当するようにも思われるが、立案担当者の解説類では挙げられていない。約款でもともと定められていることは「措置」にはあたらないという理解なのだろう。職務の執行の適正性が損なわれないようにする効果のある約款規定をすべて挙げるとなると、モラルハザード防止に役立つ規定をすべて挙げることにもなりかねないから、実務的視点からは立案担当者のように割り切る方がよいのだろう。

○ 立法過程において開示対象とすべきかが議論されていた保険金額（填補限度額）、保険料額、支払われた保険給付の金額は要綱では開示項目としては挙げられず、今般の規則案でも開示項目とはされていない。これらを開示項目としないことに対しては、利益相反への対処・投資家へのリスク情報の提供という観点から十分ではないと指摘するものもある（高橋・別冊② 152頁）。しかし、締結される役員等賠償責任保険契約が過大なものかどうかは、保険契約の内容のすべてを詳細に検討しなければ判断できないと思われ、保険金額や保険料額だけを取り出して開示させても情報開示としてかえって不十分なものとなるおそれもあるのではないか（たとえば、前年と比較して保険料額が大幅に上がったとしても、それは、新たに北米での事業展開を計画している、子会社を取得予定であるなど、事業上予測されるリスクの増加を見越して保険保護を手厚くした結果にすぎないかもしれず、そのような保険料額の引き上げの理由がわからないまま金額だけ開示させても有意意味な開示になるとは思えない。北米での事業計画が極秘に進められている場合に、事業報告で保険料額の引上げが明らかになると無用の詮索を受けることや事業計画が露見することをおそれて、本来望ましい保険カバーの拡大を遅らせるという副作用も生じかねない）。

参考文献

「会社法制（企業統治関係）の見直しに関する中間試案」

法務省人事局参事官室「会社法制（企業統治関係）の見直しに関する中間試案の補足説明」

神田秀樹『会社法制（企業統治関係）の見直しに関する要綱案』の解説〔IV〕商事 2194号（2019）4頁（『令和元年改正会社法①』別冊商事法務 447号 165頁以下）（神田・別冊①〇頁として引用）

飯田秀総＝加藤貴仁＝神作裕之＝神田秀樹＝後藤元＝田中亘＝藤田友敬「座談会・『会社法制（企業統治関係）の見直しに関する要綱』の検討」ソフトロー 29号（2019）21頁以下（座談会・ソフトロー 29号〇頁として引用）

竹林俊憲＝邊英基＝青野雅朗＝坂本佳隆＝藺牟田泰隆＝若林功晃「令和元年改正会社法の解説〔IV〕」商事 2225号（2020）4頁（『令和元年改正会社法②』別冊商事法務 454号 27頁以下）（竹林ほか・別冊②〇頁として引用）

神田秀樹＝竹林俊憲＝古本省三＝井上卓＝石井裕介「座談会・令和元年改正会社法の考え方」商事 2230号（2020）6頁（『令和元年改正会社法②』別冊商事法務 454号 79頁以下）（座談会・別冊②〇頁として引用）

高橋陽一「会社補償および役員等賠償責任保険（D&O 保険）」商事 2233号（2020）18頁（『令和元年改正会社法②』別冊商事法務 454号 147頁以下）（高橋・別冊②〇頁として引用）

塚本英臣「会社補償・D&O 保険の実務対応」商事 2233号（2020）30頁（『令和元年改正会社法②』別冊商事法務 454号 238頁以下）（塚本・別冊②〇頁として引用）

中東正文「会社補償・D&O 保険」ジュリ 1542号（2020）47頁

尾崎悠一「補償契約・役員等のために締結される保険契約に関する規律の新設」ひろば 2020年3月号（2020）34頁

松本絢子「会社補償・役員等賠償責任保険をめぐる規律の整備」ビジネス法務 2019年6月号（2019）33頁

竹林俊憲編著『一問一答・令和元年改正会社法』（商事法務、2020）

法務省「会社法改正に伴う法務省関係政令及び会社法施行規則等の改正に関する意見募集の結果について」

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000209867>

会社法施行規則等の一部を改正する省令

(会社法施行規則の一部改正)

第一条 会社法施行規則（平成十八年法務省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の第一表及び第二表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定及び二重傍線を付した見出しで改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

第一表

改正後	改正前
目次	目次

第一編 総則

第一章 「略」

第二章 子会社等及び親会社等（第三条―第四

条の二）

第二編 株式会社

「第一章―第三章 略」

第四章 機関

「第一節・第二節 略」

第三節 取締役（第九十八条―第九十八条の

五）

「第四節―第八節の二 略」

第九節 指名委員会等及び執行役（第一百一

条―第一百十二条）

第一編 総則

第一章 「同上」

第二章 子会社等及び親会社等（第三条―第四

条）

第二編 株式会社

「第一章―第三章 同上」

第四章 機関

「第一節・第二節 同上」

第三節 取締役（第九十八条）

「第四節―第八節の二 同上」

第九節 指名委員会等及び執行役（第一百一

条・第一百十二条）

第十節 役員等の損害賠償責任（第百十三條

―第百十五條）

第十一節 役員等のために締結される保険契

約（第百十五條の二）

〔第五章～第八章 略〕

第三編 「略」

第四編 社債

第一章 「略」

第二章 社債管理者等（第百六十九條―第百七

十一條の二）

第三章 「略」

第五編 組織変更、合併、会社分割、株式交換、

株式移転及び株式交付

第十節 役員等の損害賠償責任（第百十三條

―第百十五條）

〔第五章～第八章 同上〕

第三編 「同上」

第四編 社債

第一章 「同上」

第二章 社債管理者（第百六十九條―第百七十

一條）

第三章 「同上」

第五編 組織変更、合併、会社分割、株式交換及

株式移転

第一章 「略」

第一章の二 株式交付子会社の株式の譲渡しの

申込み（第七十九条の二・第百

七十九条の三）

第二章 組織変更をする株式会社の手続（第百

八十条・第百八十一条）

「第三章～第五章 略」

第六章 新設合併設立株式会社、新設分割設立

株式会社及び株式移転設立完全親会社

の手続（第二百十一条―第二百十三条

）

第七章 株式交付親会社の手続（第二百十三条

の二―第二百十三条の十）

第一章 「同上」

第二章 組織変更をする株式会社の手続（第百

八十条・第百八十一条）

「第三章～第五章 同上」

第六章 新設合併設立株式会社、新設分割設立

株式会社及び株式移転設立完全親会社

の手続（第二百十一条―第二百十三条

）

「第六編・第七編 略」

附則

(定義)

第二条 この省令において、「会社」、「外国会社」、「子会社」、「子会社等」、「親会社」、「親会社等」、「公開会社」、「取締役会設置会社」、「会計参与設置会社」、「監査役設置会社」、「監査役会設置会社」、「会計監査人設置会社」、「監査等委員会設置会社」、「指名委員会等設置会社」、「種類株式発行会社」、「種類株主総会」、「社外取締役」、「社外監査役」、「譲渡制限株式」、「取得条項付株式」、「単元株式数」、「新株予約権」、「新株予約権付社債

「第六編・第七編 同上」

附則

(定義)

第二条 この省令において、「会社」、「外国会社」、「子会社」、「子会社等」、「親会社」、「親会社等」、「公開会社」、「取締役会設置会社」、「会計参与設置会社」、「監査役設置会社」、「監査役会設置会社」、「会計監査人設置会社」、「監査等委員会設置会社」、「指名委員会等設置会社」、「種類株式発行会社」、「種類株主総会」、「社外取締役」、「社外監査役」、「譲渡制限株式」、「取得条項付株式」、「単元株式数」、「新株予約権」、「新株予約権付社債

「社債」、「配当財産」、「組織変更」、「吸収合併」、「新設合併」、「吸収分割」、「新設分割」、「株式交換」、「株式移転」、「株式交付」又は「電子公告」とは、それぞれ法第二条に規定する会社、外国会社、子会社、子会社等、親会社、親会社等、公開会社、取締役会設置会社、会計参与設置会社、監査役設置会社、監査等委員会設置会社、指名委員会等設置会社、種類株式発行会社、種類株主総会、社外取締役、社外監査役、譲渡制限株式、取得条項付株式、単元株式数、新株予約権、新株予約権付社債、社債、配当財産、組織変更、吸収合併、新設合併、吸収分割、

「社債」、「配当財産」、「組織変更」、「吸収合併」、「新設合併」、「吸収分割」、「新設分割」、「株式交換」、「株式移転」又は「電子公告」とは、それぞれ法第二条に規定する会社、外国会社、子会社、子会社等、親会社、親会社等、公開会社、取締役会設置会社、会計参与設置会社、監査役設置会社、監査等委員会設置会社、指名委員会等設置会社、種類株式発行会社、種類株主総会、社外取締役、社外監査役、譲渡制限株式、取得条項付株式、単元株式数、新株予約権、新株予約権付社債、社債、配当財産、組織変更、吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交

新設分割、株式交換、株式交換、株式移転、株式交付又は電子公告をいう。

2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

「一〇六十三 略」

六十四 執行役等 法第四百四十二条第二項第一号に規定する執行役等をいう。

六十五 「略」

六十六 補償契約 法第四百三十条の二第一項に規定する補償契約をいう。

六十七 役員等賠償責任保険契約 法第四百三十

条の三第一項に規定する役員等賠償責任保険契約をいう。

換、株式移転又は電子公告をいう。

2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

「一〇六十三 同上」

「号を加える。」

六十四 「同上」

「号を加える。」

「号を加える。」

百七 [略]

百八 [略]

百九 [略]

百十 [略]

百十一 [略]

百十二 [略]

百十三 [略]

百十四 株式会社交付親会社 法第七百七十四条の三

第一項第一号に規定する株式会社交付親会社をい

う。

百十五 株式会社交付子会社 法第七百七十四条の三

第一項第一号に規定する株式会社交付子会社をい

う。

百四 [同上]

百五 [同上]

百六 [同上]

百七 [同上]

百八 [同上]

百九 [同上]

百十 [同上]

[号を加える。]

[号を加える。]

百十六	〔略〕
百十七	〔略〕
百十八	〔略〕
百十九	〔略〕
百二十	〔略〕
百二十一	〔略〕
百二十二	〔略〕
百二十三	〔略〕
百二十四	〔略〕
百二十五	〔略〕
百二十六	〔略〕

3 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

百十一	〔同上〕
百十二	〔同上〕
百十三	〔同上〕
百十四	〔同上〕
百十五	〔同上〕
百十六	〔同上〕
百十七	〔同上〕
百十八	〔同上〕
百十九	〔同上〕
百二十	〔同上〕
百二十一	〔同上〕

3 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。



「二〇四 略」

五 社外役員 会社役員のうち、次のいずれにも該当するものをいう。

イ 「略」

ロ 当該会社役員が次のいずれかの要件に該当すること。

「号の細分を削る。」

「二〇四 同上」

五 社外役員 会社役員のうち、次のいずれにも該当するものをいう。

イ 「同上」

ロ 当該会社役員が次のいずれかの要件に該当すること。

(1) 当該会社役員が社外取締役であることにより次に掲げる行為を要しないこととして
いること又は要しないこととする予定があること。

(i) 法第三百二十七条の二の規定による説明

(ii) 第七十四条の二第一項の理由の株主総

会参考書類への記載

(iii) 第二百二十四条第二項の理由の事業報告
への記載又は記録

(2) 当該会社役員が法第三百三十一条第六項、第三百七十三条第一項第二号、第三百九十九条の十三第五項又は第四百条第三項の社外取締役であること。

(3) 〔同上〕

(4) 〔同上〕

六 業務執行者 次に掲げる者をいう。

イ 業務執行取締役、執行役その他の法人等の業務を執行する役員

(1) 当該会社役員が法第三百二十七条の二、第三百三十一条第六項、第三百七十三条第一項第二号、第三百九十九条の十三第五項又は第四百条第三項の社外取締役であること。

(2) 〔略〕

(3) 〔略〕

六 業務執行者 次に掲げる者をいう。

イ 業務執行取締役、執行役その他の法人等の業務を執行する役員（法第三百四十八条の二

第一項及び第二項の規定による委託を受けた
社外取締役を除く。）

〔ロ・ハ 略〕

七 社外取締役候補者 次に掲げるいずれにも該当する候補者をいう。

イ 「略」

ロ 次のいずれかの要件に該当すること。

〔号の細分を削る。〕

〔ロ・ハ 同上〕

七 社外取締役候補者 次に掲げるいずれにも該当する候補者をいう。

イ 「同上」

ロ 次のいずれかの要件に該当すること。

(1) 当該候補者を社外取締役であるものとして置くことにより次に掲げる行為を要しないこととする予定があること。

(i) 法第三百二十七条の二の規定による

説明

(ii) 第七十四条の二第一項の理由の株主

総会参考書類への記載

(iii) 第二百二十四条第二項の理由の事業報告への記載又は記録

(1) 当該候補者を法第三百二十七条の二、第三百三十一条第六項、第三百七十三条第一項第二号、第三百九十九条の十三第五項又は第四百条第三項の社外取締役であるものとする予定があること。

(2) 〔略〕

〔八〇十三 略〕

十四 新株予約権等 新株予約権その他当該法人等に対して行使することにより当該法人等の株式その他の持分の交付を受けることができる権

(2) 当該候補者を法第三百三十一条第六項、第三百七十三条第一項第二号、第三百九十九条の十三第五項又は第四百条第三項の社外取締役であるものとする予定があること。

(3) 〔同上〕

〔八〇十三 同上〕

十四 新株予約権等 新株予約権その他当該法人等に対して行使することにより当該法人等の株式その他の持分の交付を受けることができる権

利（株式引受権（会社計算規則第二条第三項第三十四号に規定する株式引受権をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。

〔十五〇十九 略〕

二十 関連会社 会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第二条第三項第二十一号に規定する関連会社をいう。

二十一 連結配当規制適用会社 会社計算規則第二条第三項第五十五号に規定する連結配当規制適用会社をいう。

〔二十二・二十三 略〕

（株式交付子会社）

第四条の二 法第二条第三十二号の二に規定する法

利をいう。

〔十五〇十九 同上〕

二十 関連会社 会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第二条第三項第十八号に規定する関連会社をいう。

二十一 連結配当規制適用会社 会社計算規則第二条第三項第五十一号に規定する連結配当規制適用会社をいう。

〔二十二・二十三 同上〕

〔条を加える。〕

務省令で定めるものは、同条第三号に規定する会社
社が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支
配している場合（第三条第三項第一号に掲げる場
合に限る。）における当該他の会社等とする。

第二編 株式会社

（子会社による親会社株式の取得）

第二十三条 法第三百三十五条第二項第五号に規定す
る法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とす
る。

「一〽三 略」

四 別の法人等が行う株式交付（法以外の法令に
基づく株式交付に相当する行為を含む。）に際
して親会社株式の割当てを受ける場合

第二編 株式会社

（子会社による親会社株式の取得）

第二十三条 法第三百三十五条第二項第五号に規定す
る法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とす
る。

「一〽三 同上」

「号を加える。」

五|| [略]

六|| [略]

七|| [略]

八|| [略]

九|| [略]

十|| [略]

十一|| [略]

十二|| [略]

十三|| [略]

十四|| [略]

(一株当たり純資産額)

第二十五条 「1・2 略」

3 第一項に規定する「基準純資産額」とは、算定

四|| [同上]

五|| [同上]

六|| [同上]

七|| [同上]

八|| [同上]

九|| [同上]

十|| [同上]

十一|| [同上]

十二|| [同上]

十三|| [同上]

(一株当たり純資産額)

第二十五条 「1・2 同上」

3 第一項に規定する「基準純資産額」とは、算定

基準日における第一号から第七号までに掲げる額の合計額から第八号に掲げる額を減じて得た額
(零未満である場合にあつては、零)をいう。

「二〇五 略」

六 株式引受権の帳簿価額

七 「略」

八 「略」

「4・5 略」

6 第二項及び第三項に規定する「算定基準日」とは、次の各号に掲げる規定に規定する一株当たり純資産額を算定する場合における当該各号に定める日をいう。

「二〇九 略」

基準日における第一号から第六号までに掲げる額の合計額から第七号に掲げる額を減じて得た額
(零未満である場合にあつては、零)をいう。

「二〇五 同上」

「号を加える。」

六 「同上」

七 「同上」

「4・5 同上」

6 第二項及び第三項に規定する「算定基準日」とは、次の各号に掲げる規定に規定する一株当たり純資産額を算定する場合における当該各号に定める日をいう。

「二〇九 同上」

十 法第八百十六條の四第一項第一号イ 株式交

付計画を作成した日（当該株式交付計画により

当該株式交付計画を作成した日と異なる時（当

該株式交付計画を作成した日後から当該株式交

付の効力が生ずる時の直前までの間の時に限

る。）を定めた場合にあつては、当該時）

十一 「略」

（自己の株式を取得することができる場合）

第二十七条 法第五十五条第十三号に規定する法

務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

「一〇四 略」

五 当該株式会社が法第八百十六條第五項、第八百八

十二条の四第四項、第四百六十九條第五項、第

「号を加える。」

十二 「同上」

（自己の株式を取得することができる場合）

第二十七条 法第五十五条第十三号に規定する法

務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

「一〇四 同上」

五 当該株式会社が法第八百十六條第五項、第八百八

十二条の四第四項、第四百六十九條第五項、第

七百八十五条第五項、第七百九十七条第五項、

第八百六条第五項又は第八百十六条の六第五項

(これらの規定を株式会社について他の法令において準用する場合を含む。)に規定する株式買取請求に応じて当該株式を取得する場合

〔六〇八 略〕

(全部取得条項付種類株式の取得に関する事前開示事項)

第三十三条の二 〔略〕

2 前項第一号に規定する「取得対価の相当性に関する事項」とは、次に掲げる事項その他の法第七十一条第一項第一号及び第二号に掲げる事項に

七百八十五条第五項、第七百九十七条第五項又

は第八百六条第五項(これらの規定を株式会社について他の法令において準用する場合を含む。)に規定する株式買取請求に応じて当該株式を取得する場合

〔六〇八 同上〕

(全部取得条項付種類株式の取得に関する事前開示事項)

第三十三条の二 〔同上〕

2 前項第一号に規定する「取得対価の相当性に関する事項」とは、次に掲げる事項その他の法第七十一条第一項第一号及び第二号に掲げる事項に

ついでに定め（当該定めがない場合にあつては、当該定めがないこと）の相当性に関する事項とする。

「二〇三 略」

四 法第二百三十四条の規定により一に満たない端数の処理をすることが見込まれる場合における次に掲げる事項

イ 次に掲げる事項その他の当該処理の方法に関する事項

(1) 法第二百三十四条第一項又は第二項のいずれの規定による処理を予定しているかの

ついでに定め（当該定めがない場合にあつては、当該定めがないこと）の相当性に関する事項とする。

「二〇三 同上」

四 法第二百三十四条の規定により一に満たない端数の処理をすることが見込まれる場合における当該処理の方法に関する事項、当該処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項

「号の細分を加える。」

別及びその理由

(2) 法第二百三十四条第一項の規定による処理を予定している場合には、競売の申立てをする時期の見込み（当該見込みに関する取締役（取締役会設置会社にあつては、取締役会。（3）及び（4）において同じ。）の判断及びその理由を含む。）

(3) 法第二百三十四条第二項の規定による処理（市場において行う取引による売却に限る。）を予定している場合には、売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み（当該見込みに関する取締役の判断及びその理由を含む。）

(4) 法第二百三十四条第二項の規定による

処理（市場において行う取引による売却を除く。）を予定している場合には、売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者の氏名又は名称、当該者が売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法及び当該方法の相当性並びに売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み（当該見込みに関する取締役の判断及びその理由を含む。）

ロ 当該処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する

事項

「号の細分を加える。」

3 第一項第二号に規定する「取得対価について参考となるべき事項」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項その他これに準ずる事項（法第七十一条の二第一項に規定する書面又は電磁的記録にこれらの事項の全部又は一部の記載又は記録をしないことにつき全部取得条項付種類株式を取得する株式会社の総株主の同意がある場合にあつては、当該同意があつたものを除く。）とする。

一 「略」

二 取得対価の全部又は一部が法人等の株式、持分その他これらに準ずるもの（当該株式会社の株式を除く。）である場合 次に掲げる事項

3 第一項第二号に規定する「取得対価について参考となるべき事項」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項その他これに準ずる事項（法第七十一条の二第一項に規定する書面又は電磁的記録にこれらの事項の全部又は一部の記載又は記録をしないことにつき全部取得条項付種類株式を取得する株式会社の総株主の同意がある場合にあつては、当該同意があつたものを除く。）とする。

一 「同上」

二 取得対価の全部又は一部が法人等の株式、持分その他これらに準ずるもの（当該株式会社の株式を除く。）である場合 次に掲げる事項

(当該事項が日本語以外の言語で表示されている場合にあつては、当該事項(氏名又は名称を除く。)を日本語で表示した事項)

〔イ↷ニ 略〕

ホ 当該法人等について登記(当該法人等が外国の法令に準拠して設立されたものである場合にあつては、法第九百三十三条第一項の外国会社の登記又は外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律(明治三十一年法律第十四号)第二条の外国法人の登記に限る。)がされていないときは、次に掲げる事

項

(1) 〔略〕

(当該事項が日本語以外の言語で表示されている場合にあつては、当該事項(氏名又は名称を除く。)を日本語で表示した事項)

〔イ↷ニ 同上〕

ホ 当該法人等について登記(当該法人等が外国の法令に準拠して設立されたものである場合にあつては、法第九百三十三条第一項の外国会社の登記又は外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律(明治三十一年法律第十四号)第二条の外国法人の登記に限る。)がされていないときは、次に掲げる事

項

(1) 〔同上〕

(2) 当該法人等の役員(1)の者を除く。)の
氏名又は名称

「へくヌ 略」

「三く五 略」

4 「略」

(株式の併合に関する事前開示事項)

第三十三条の九 法第八十二条の二第一項に規定
する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項と
する。

一 次に掲げる事項その他の法第八十条第二項
第一号及び第三号に掲げる事項についての定め
の相当性に関する事項

イ 「略」

(2) 当該法人等の役員(1)に掲げる者を除く
。)の氏名又は名称

「へくヌ 同上」

「三く五 同上」

4 「同上」

(株式の併合に関する事前開示事項)

第三十三条の九 法第八十二条の二第一項に規定
する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項と
する。

一 次に掲げる事項その他の法第八十条第二項
第一号及び第三号に掲げる事項についての定め
の相当性に関する事項

イ 「同上」

ロ 法第二百三十五条の規定により一株に満たない端数の処理をすることが見込まれる場合における次に掲げる事項

(1) 次に掲げる事項その他の当該処理の方法に関する事項

(i) 法第二百三十五条第一項又は同条第二項において準用する法第二百三十四条第二項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

(ii) 法第二百三十五条第一項の規定による処理を予定している場合には、競売の

ロ 法第二百三十五条の規定により一株に満たない端数の処理をすることが見込まれる場合における当該処理の方法に関する事項、当該処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項

「号の細分を加える。」

申立てをする時期の見込み（当該見込みに関する取締役（取締役会設置会社にあつては、取締役会。（iii）及び（iv）において同じ。）の判断及びその理由を含む。）

(iii) 法第二百三十五条第二項において準用する法第二百三十四条第二項の規定による処理（市場において行う取引による売却に限る。）を予定している場合には、売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み（当該見込みに関する取締役の判断及びその理由を含む。）

(iv) 法第二百三十五条第二項において準用

する法第二百三十四条第二項の規定による処理（市場において行う取引による売却を除く。）を予定している場合には、売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者の氏名又は名称、当該者が売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法及び当該方法の相当性並びに売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み（当該見込みに関する取締役の判断及びその理由を含む。）

(2) 当該処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関

「号の細分を加える。」

する事項

〔二・三 略〕

（招集の決定事項）

第六十三条 法第二百九十八条第一項第五号に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

〔一・二 略〕

三 法第二百九十八条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項（定款に口から二まで及びへに掲げる事項についての定めがある場合又はこれらの事項の決定を取締役に委任する旨を決定した場合における当該事項を除く。）

〔二・三 同上〕

（招集の決定事項）

第六十三条 法第二百九十八条第一項第五号に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

〔一・二 同上〕

三 法第二百九十八条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項（定款に口から二まで及びへに掲げる事項についての定めがある場合又はこれらの事項の決定を取締役に委任する旨を決定した場合における当該事項を除く。）

イ 次款の規定により株主総会参考書類に記載すべき事項（第八十五条の二第三号、第八十五条の三第三号、第八十六条第三号及び第四号、第八十七条第三号及び第四号、第八十八号、第八十九号第三号、第九十条第三号、第九十一条第三号、第九十二条第三号に掲げる事項を除く。）

〔ロ～へ 略〕

〔四～六 略〕

七 第三号に規定する場合以外の場合において、次に掲げる事項が株主総会の目的である事項であるときは、当該事項に係る議案の概要（議案

イ 次款の規定により株主総会参考書類に記載すべき事項（第八十五条の二第三号、第八十五条の三第三号、第八十六条第三号及び第四号、第八十七条第三号及び第四号、第八十八号、第八十九号第三号、第九十条第三号、第九十一条第三号並びに第九十二条第三号に掲げる事項を除く。）

〔ロ～へ 同上〕

〔四～六 同上〕

七 第三号に規定する場合以外の場合において、次に掲げる事項が株主総会の目的である事項であるときは、当該事項に係る議案の概要（議案

が確定していない場合にあつては、その旨)

「イ〜ヨ 略」

タ 株式交付

(取締役の選任に関する議案)

第七十四条 取締役が取締役(株式会社が監査等委員
会設置会社である場合にあつては、監査等委員
である取締役を除く。次項第二号において同じ。
の選任に関する議案を提出する場合には、株主
総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しな
ければならない。

「一〜四 略」

五 候補者と当該株式会社との間で補償契約を締
結しているとき又は補償契約を締結する予定が

が確定していない場合にあつては、その旨)

「イ〜ヨ 同上」

「号の細分を加える。」

(取締役の選任に関する議案)

第七十四条 取締役が取締役(株式会社が監査等委
員会設置会社である場合にあつては、監査等委員
である取締役を除く。次項第二号において同じ。
の選任に関する議案を提出する場合には、株主
総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しな
ければならない。

「一〜四 同上」

「号を加える。」

あるときは、その補償契約の内容の概要

六 候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険
契約を締結しているとき又は当該役員等賠償責
任保険契約を締結する予定があるときは、その
役員等賠償責任保険契約の内容の概要

2 「略」

3 第一項に規定する場合において、株式会社が公
開会社であつて、かつ、他の者の子会社等である
ときは、株主総会参考書類には、次に掲げる事項
を記載しなければならない。

「一・二 略」

三 候補者が過去十年間に当該他の者の業務執行
者であつたことを当該株式会社が知っていること

「号を加える。」

2 「同上」

3 第一項に規定する場合において、株式会社が公
開会社であつて、かつ、他の者の子会社等である
ときは、株主総会参考書類には、次に掲げる事項
を記載しなければならない。

「一・二 同上」

三 候補者が過去五年間に当該他の者の業務執行
者であつたことを当該株式会社が知っていること

きは、当該他の者における地位及び担当

4 第一項に規定する場合において、候補者が社外取締役候補者であるときは、株主総会参考書類には、次に掲げる事項（株式会社が公開会社でない場合にあつては、第四号から第八号までに掲げる事項を除く。）を記載しなければならない。

〔一・二 略〕

三 当該候補者が社外取締役（社外役員に限る。

以下この項において同じ。）に選任された場合に果たすことが期待される役割の概要

四 当該候補者が現に当該株式会社の社外取締役である場合において、当該候補者が最後に選任された後在任中に当該株式会社において法令又

きは、当該他の者における地位及び担当

4 第一項に規定する場合において、候補者が社外取締役候補者であるときは、株主総会参考書類には、次に掲げる事項（株式会社が公開会社でない場合にあつては、第三号から第七号までに掲げる事項を除く。）を記載しなければならない。

〔一・二 同上〕

〔号を加える。〕

三 当該候補者が現に当該株式会社の社外取締役（社外役員に限る。以下この項において同じ。

）である場合において、当該候補者が最後に選

は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実（重要でないものを除く。）があるときは、その事実並びに当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要

五 〔略〕

六 〔略〕

七 当該候補者が次のいずれかに該当することを当該株式会社が知っているときは、その旨

イ 〔略〕

ロ 当該株式会社の親会社等（自然人であるものに限る。ロ及びホ(1)において同じ。）で

任された後在任中に当該株式会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実（重要でないものを除く。）があるときは、その事実並びに当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要

四 〔同上〕

五 〔同上〕

六 当該候補者が次のいずれかに該当することを当該株式会社が知っているときは、その旨

イ 〔同上〕

ロ 当該株式会社の親会社等（自然人であるものに限る。ロ及びホ(1)において同じ。）で

あり、又は過去十年間に当該株式会社の親会社等であつたことがあること。

ハ 当該株式会社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であり、又は過去十年間に当該株式会社の特定関係事業者（当該株式会社の子会社を除く。）の業務執行者若しくは役員であつたことがあること。

〔二・ホ 略〕

ヘ 過去二年間に合併、吸収分割、新設分割又は事業の譲受け（ヘ、第七十四条の三第四項第七号へ及び第七十六条第四項第六号へにおいて「合併等」という。）により他の株式会社がその事業に関して有する権利義務を当該

あり、又は過去五年間に当該株式会社の親会社等であつたことがあること。

ハ 当該株式会社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であり、又は過去五年間に当該株式会社の特定関係事業者（当該株式会社の子会社を除く。）の業務執行者若しくは役員であつたことがあること。

〔二・ホ 同上〕

ヘ 過去二年間に合併、吸収分割、新設分割又は事業の譲受け（ヘ、第七十四条の三第四項第六号へ及び第七十六条第四項第六号へにおいて「合併等」という。）により他の株式会社がその事業に関して有する権利義務を当該

株式会社が承継又は譲受けをした場合において、当該合併等の直前に当該株式会社の社外取締役又は監査役でなく、かつ、当該他の株式会社の業務執行者であったこと。

八 〔略〕

九 〔略〕

第七十四条の二 削除

株式会社が承継又は譲受けをした場合において、当該合併等の直前に当該株式会社の社外取締役又は監査役でなく、かつ、当該他の株式会社業務執行者であったこと。

七 〔同上〕

八 〔同上〕

（社外取締役を置いていない場合等の特則）

第七十四条の二 前条第一項に規定する場合において、株式会社が社外取締役を置いていない特定監査役会設置会社（当該株主総会の終結の時に社外

取締役を置いていないこととなる見込みであるものを含む。）であつて、かつ、取締役に就任したとすれば社外取締役となる見込みである者を候補

者とする取締役の選任に関する議案を当該株主総会に提出しないときは、株主総会参考書類には、社外取締役を置くことが相当でない理由を記載しななければならない。

2 前項に規定する「特定監査役会設置会社」とは、監査役会設置会社（公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る。）であつて金融商品取引法第二十四条第一項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものをいう。

3 第一項の理由は、当該株式会社のその時点における事情に応じて記載しなければならない。この場合において、社外監査役が二人以上あることの

(監査等委員である取締役の選任に関する議案)

第七十四条の三 取締役が監査等委員である取締役の選任に関する議案を提出する場合には、株主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならぬ。

「一〇六 略」

七 候補者と当該株式会社との間で補償契約を締結しているとき又は補償契約を締結する予定があるときは、その補償契約の内容の概要

八 候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しているとき又は当該役員等賠償責任保険契約を締結する予定があるときは、その

みをもって当該理由とすることはできない。

(監査等委員である取締役の選任に関する議案)

第七十四条の三 取締役が監査等委員である取締役の選任に関する議案を提出する場合には、株主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならぬ。

「一〇六 同上」

「号を加える。」

「号を加える。」

役員等賠償責任保険契約の内容の概要

2 「略」

3 第一項に規定する場合において、株式会社が公開会社であり、かつ、他の者の子会社等であるときは、株主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

「一・二 略」

三 候補者が過去十年間に当該他の者の業務執行者であったことを当該株式会社が知っているときは、当該他の者における地位及び担当

4 第一項に規定する場合において、候補者が社外取締役候補者であるときは、株主総会参考書類には、次に掲げる事項（株式会社が公開会社でない

2 「同上」

3 第一項に規定する場合において、株式会社が公開会社であり、かつ、他の者の子会社等であるときは、株主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

「一・二 同上」

三 候補者が過去五年間に当該他の者の業務執行者であったことを当該株式会社が知っているときは、当該他の者における地位及び担当

4 第一項に規定する場合において、候補者が社外取締役候補者であるときは、株主総会参考書類には、次に掲げる事項（株式会社が公開会社でない

場合にあつては、第四号から第八号までに掲げる事項を除く。)を記載しなければならない。

〔一・二 略〕

三 当該候補者が社外取締役(社外役員に限る。

以下この項において同じ。)に選任された場合に果たすことが期待される役割の概要

四 当該候補者が現に当該株式会社の社外取締役である場合において、当該候補者が最後に選任された後在任中に当該株式会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実(重要でないものを除く。)があるときは、その事実並びに当該事実の発生予防のために当該候補者が行った行為及び当該

場合にあつては、第三号から第七号までに掲げる事項を除く。)を記載しなければならない。

〔一・二 同上〕

〔号を加える。〕

三 当該候補者が現に当該株式会社の社外取締役(社外役員に限る。以下この項において同じ。)である場合において、当該候補者が最後に選任された後在任中に当該株式会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実(重要でないものを除く。)があるときは、その事実並びに当該事実の発生

事実の発生後の対応として行った行為の概要

五| 「略」

六| 「略」

七| 当該候補者が次のいずれかに該当することを
当該株式会社が知っているときは、その旨

イ 「略」

ロ 当該株式会社の親会社等（自然人であるものに限る。ロ及びホ(1)において同じ。）であり、又は過去十年間に当該株式会社の親会社等であったことがあること。

ハ 当該株式会社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であり、又は過去十年間に当

の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要

四| 「同上」

五| 「同上」

六| 当該候補者が次のいずれかに該当することを
当該株式会社が知っているときは、その旨

イ 「同上」

ロ 当該株式会社の親会社等（自然人であるものに限る。ロ及びホ(1)において同じ。）であり、又は過去五年間に当該株式会社の親会社等であったことがあること。

ハ 当該株式会社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であり、又は過去五年間に当

該株式会社の特定関係事業者（当該株式会社の子会社を除く。）の業務執行者若しくは役員であつたことがあること。

「二〇へ 略」

八 「略」

九 「略」

（会計参与の選任に関する議案）

第七十五条 取締役が会計参与の選任に関する議案を提出する場合には、株主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

「一〇四 略」

五 候補者と当該株式会社との間で補償契約を締結しているとき又は補償契約を締結する予定が

該株式会社の特定関係事業者（当該株式会社の子会社を除く。）の業務執行者若しくは役員であつたことがあること。

「二〇へ 同上」

七 「同上」

八 「同上」

（会計参与の選任に関する議案）

第七十五条 取締役が会計参与の選任に関する議案を提出する場合には、株主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

「一〇四 同上」

「号を加える。」

あるときは、その補償契約の内容の概要

六 候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しているとき又は当該役員等賠償責任保険契約を締結する予定があるときは、その役員等賠償責任保険契約の内容の概要

七 「略」

(監査役の選任に関する議案)

第七十六条 取締役が監査役の選任に関する議案を提出する場合には、株主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

「一〇六 略」

七 候補者と当該株式会社との間で補償契約を締結しているとき又は補償契約を締結する予定が

「号を加える。」

五 「同上」

(監査役の選任に関する議案)

第七十六条 取締役が監査役の選任に関する議案を提出する場合には、株主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

「一〇六 同上」

「号を加える。」

あるときは、その補償契約の内容の概要

八 候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険

契約を締結しているとき又は当該役員等賠償責

任保険契約を締結する予定があるときは、その

役員等賠償責任保険契約の内容の概要

2 「略」

3 第一項に規定する場合において、株式会社が公

開会社であり、かつ、他の者の子会社等であると

きは、株主総会参考書類には、次に掲げる事項を

記載しなければならない。

「一・二 略」

三 候補者が過去十年間に当該他の者の業務執行

者であったことを当該株式会社が知っていること

「号を加える。」

2 「同上」

3 第一項に規定する場合において、株式会社が公

開会社であり、かつ、他の者の子会社等であると

きは、株主総会参考書類には、次に掲げる事項を

記載しなければならない。

「一・二 同上」

三 候補者が過去五年間に当該他の者の業務執行

者であったことを当該株式会社が知っていること

きは、当該他の者における地位及び担当

4 第一項に規定する場合において、候補者が社外監査役候補者であるときは、株主総会参考書類には、次に掲げる事項（株式会社が公開会社でない場合にあつては、第三号から第七号までに掲げる事項を除く。）を記載しなければならない。

「一〇五 略」

六 当該候補者が次のいずれかに該当することを当該株式会社が知っているときは、その旨

イ 「略」

ロ 当該株式会社の親会社等（自然人であるものに限る。ロ及びホ(1)において同じ。）であり、又は過去十年間に当該株式会社の親会

きは、当該他の者における地位及び担当

4 第一項に規定する場合において、候補者が社外監査役候補者であるときは、株主総会参考書類には、次に掲げる事項（株式会社が公開会社でない場合にあつては、第三号から第七号までに掲げる事項を除く。）を記載しなければならない。

「一〇五 同上」

六 当該候補者が次のいずれかに該当することを当該株式会社が知っているときは、その旨

イ 「同上」

ロ 当該株式会社の親会社等（自然人であるものに限る。ロ及びホ(1)において同じ。）であり、又は過去五年間に当該株式会社の親会

社等であったことがあること。

ハ 当該株式会社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であり、又は過去十年間に当該株式会社の特定関係事業者（当該株式会社の子会社を除く。）の業務執行者若しくは役員であったことがあること。

〔二〇へ 略〕

〔七・八 略〕

（会計監査人の選任に関する議案）

第七十七条 取締役が会計監査人の選任に関する議案を提出する場合には、株主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

〔一〇五 略〕

社等であったことがあること。

ハ 当該株式会社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であり、又は過去五年間に当該株式会社の特定関係事業者（当該株式会社の子会社を除く。）の業務執行者若しくは役員であったことがあること。

〔二〇へ 同上〕

〔七・八 同上〕

（会計監査人の選任に関する議案）

第七十七条 取締役が会計監査人の選任に関する議案を提出する場合には、株主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

〔一〇五 同上〕

六 候補者と当該株式会社との間で補償契約を締

〔号を加える。〕

結しているとき又は補償契約を締結する予定が

あるときは、その補償契約の内容の概要

七 候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険

〔号を加える。〕

契約を締結しているとき又は当該役員等賠償責

任保険契約を締結する予定があるときは、その

役員等賠償責任保険契約の内容の概要

八 〔略〕

六 〔同上〕

九 〔略〕

七 〔同上〕

十 〔略〕

八 〔同上〕

〔株式会社交付計画の承認に関する議案〕

第九十一条の二 取締役が株式交付計画の承認に関

〔条を加える。〕

する議案を提出する場合には、株主総会参考書類

には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 当該株式交付を行う理由

二 株式交付計画の内容の概要

三 当該株式会社が株式交付親会社である場合において、法第二百九十八条第一項の決定をした

日における第二百十三条の二各号（第六号及び

第七号を除く。）に掲げる事項があるときは、

当該事項の内容の概要

第九十四条 株主総会参考書類に記載すべき事項

（次に掲げるものを除く。）に係る情報を、当該

株主総会に係る招集通知を発出する時から当該株主総会の日から三箇月が経過する日までの間、継

第九十四条 株主総会参考書類に記載すべき事項

（次に掲げるものを除く。）に係る情報を、当該

株主総会に係る招集通知を発出する時から当該株主総会の日から三箇月が経過する日までの間、継

続して電磁的方法により株主が提供を受けることができる状態に置く措置（第二百二十二条第一項第一号口に掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。以下同じ。）を使用する方法によって行われるものに限る。第三項において同じ。）をとる場合には、当該事項は、当該事項を記載した株主総会参考書類を株主に對して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の定款の定めがある場合に限る。

続して電磁的方法により株主が提供を受けることができる状態に置く措置（第二百二十二条第一項第一号口に掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。以下同じ。）を使用する方法によって行われるものに限る。第三項において同じ。）をとる場合には、当該事項は、当該事項を記載した株主総会参考書類を株主に對して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の定款の定めがある場合に限る。

一 「略」

「号を削る。」

二 「略」

三 「略」

四 「略」

〔2・3 略〕

（業務の適正を確保するための体制）

第九十八条 「略」

（取締役の報酬等のうち株式会社の募集株式について定めるべき事項）

第九十八条の二 法第三百六十一条第一項第三号に

規定する法務省令で定める事項は、同号の募集株

一 「同上」

二 第七十四条の二第一項の規定により株主総会
参考書類に記載すべき事項

三 「同上」

四 「同上」

五 「同上」

〔2・3 同上〕

「見出しを加える。」

第九十八条 「同上」

「条を加える。」

式に係る次に掲げる事項とする。

一 一定の事由が生ずるまで当該募集株式を他人に譲り渡さないことを取締役が約させることとするときは、その旨及び当該一定の事由の概要

二 一定の事由が生じたことを条件として当該募集株式を当該株式会社に無償で譲り渡すことを取締役が約させることとするときは、その旨及び当該一定の事由の概要

三 前二号に掲げる事項のほか、取締役に対して当該募集株式を割り当てる条件を定めるときは、その条件の概要

(取締役の報酬等のうち株式会社の募集新株予約権について定めるべき事項)

第九十八条の三 法第三百六十一条第一項第四号に

規定する法務省令で定める事項は、同号の募集新株予約権に係る次に掲げる事項とする。

一 法第二百三十六条第一項第一号から第四号までに掲げる事項（同条第三項の場合には、同条第一項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項並びに同条第三項各号に掲げる事項）

二 一定の資格を有する者が当該募集新株予約権を行使することができることとするときは、その旨及び当該一定の資格の内容の概要

三 前二号に掲げる事項のほか、当該募集新株予約権の行使の条件を定めるときは、その条件の

概要

「条を加える。」

四 法第二百三十六條第一項第六号に掲げる事項
五 法第二百三十六條第一項第七号に掲げる事項
の内容の概要

六 取締役に対して当該募集新株予約権を割り当てる条件を定めるときは、その条件の概要

（取締役の報酬等のうち株式等と引換えにする払込みに充てるための金銭について定めるべき事項

）

第九十八條の四 法第三百六十一條第一項第五号イに規定する法務省令で定める事項は、同号イの募集株式に係る次に掲げる事項とする。

一 一定の事由が生ずるまで当該募集株式を他人に譲り渡さないことを取締役に約させることと

〔条を加える。〕

するときは、その旨及び当該一定の事由の概要

二 一定の事由が生じたことを条件として当該募集株式を当該株式会社は無償で譲り渡すことを取締役が約させることとするときは、その旨及び当該一定の事由の概要

三 前二号に掲げる事項のほか、取締役に対して当該募集株式と引換えにする払込みに充てるための金銭を交付する条件又は取締役に対して当該募集株式を割り当てる条件を定めるときは、その条件の概要

2 法第三百六十一条第一項第五号ロに規定する法務省令で定める事項は、同号ロの募集新株予約権に係る次に掲げる事項とする。

一 法第二百三十六条第一項第一号から第四号までに掲げる事項（同条第三項の場合には、同条第一項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項並びに同条第三項各号に掲げる事項）

二 一定の資格を有する者が当該募集新株予約権を行使することができることとするときは、その旨及び当該一定の資格の内容の概要

三 前二号に掲げる事項のほか、当該募集新株予約権の行使の条件を定めるときは、その条件の概要

四 法第二百三十六条第一項第六号に掲げる事項

五 法第二百三十六条第一項第七号に掲げる事項

の内容の概要

六 取締役に対して当該募集新株予約権と引換えにする払込みに充てるための金銭を交付する条
件又は取締役に対して当該募集新株予約権を割
り当てる条件を定めるときは、その条件の概要
(取締役の個人別の報酬等の内容についての決定
に関する方針)

第九十八条の五 法第三百六十一条第七項に規定す
る法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とす
る。

一 取締役(監査等委員である取締役を除く。以
下この条において同じ。)の個人別の報酬等
(次号に規定する業績連動報酬等及び第三号に
規定する非金銭報酬等のいずれでもないものに

「条を加える。」

限る。)の額又はその算定方法の決定に関する方針

二 取締役の個人別の報酬等のうち、利益の状況を示す指標、株式の市場価格の状況を示す指標その他の当該株式会社又はその関係会社(会社計算規則第二条第三項第二十五号に規定する関係会社をいう。)の業績を示す指標(以下この号及び第二百二十一条第五号の二において「業績指標」という。)を基礎としてその額又は数が算定される報酬等(以下この条並びに第二百二十一条第四号及び第五号の二において「業績連動報酬等」という。)がある場合には、当該業績連動報酬等に係る業績指標の内容及び当該業績

連動報酬等の額又は数の算定方法の決定に関する方針

三 取締役の個人別の報酬等のうち、金銭でないもの（募集株式又は募集新株予約権と引換えにする払込みに充てるための金銭を取締役の報酬等とする場合における当該募集株式又は募集新株予約権を含む。以下この条並びに第二百一十一条第四号及び第五号の三において「非金銭報酬等」という。）がある場合には、当該非金銭報酬等の内容及び当該非金銭報酬等の額若しくは数又はその算定方法の決定に関する方針

四 第一号の報酬等の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等

の額に対する割合の決定に関する方針

五 取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針

六 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の全部又は一部を取締役その他の第三者に委任することとするときは、次に掲げる事項

イ 当該委任を受ける者の氏名又は当該株式会社における地位及び担当

ロ イの者に委任する権限の内容

ハ イの者によりロの権限が適切に行使されるようにするための措置を講ずることとするときは、その内容

七 取締役の個人別の報酬等の内容についての決

定の方法（前号に掲げる事項を除く。）

八 前各号に掲げる事項のほか、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する重要な事項

第四節 取締役会

（取締役会の議事録）

第一百一条 「1・2 略」

3 取締役会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

「一〇五 略」

六 次に掲げる規定により取締役会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

第四節 取締役会

（取締役会の議事録）

第一百一条 「1・2 同上」

3 取締役会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

「一〇五 同上」

六 次に掲げる規定により取締役会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

「イ」ト 略

チ 法第四百三十条の二第四項

「七・八 略」

4

「略」

（会計参与報告の内容）

第二百二条 法第三百七十四条第一項の規定により作成すべき会計参与報告は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

「一・二 略」

三 会計方針（会社計算規則第二条第三項第六十二号に規定する会計方針をいう。）に関する次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）

「イ」ホ 略

「イ」ト 同上

「号の細分を加える。」

「七・八 同上」

4

「同上」

（会計参与報告の内容）

第二百二条 法第三百七十四条第一項の規定により作成すべき会計参与報告は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

「一・二 同上」

三 会計方針（会社計算規則第二条第三項第五十八号に規定する会計方針をいう。）に関する次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）

「イ」ホ 同上

〔四〇八 略〕

（監査の範囲が限定されている監査役の調査の対象）

第百八条 法第三百八十九条第三項に規定する法務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

〔一・二 略〕

三 次に掲げる事項を含む議案が株主総会に提出される場合における当該事項

〔イ〇チ 略〕

リ 法第七百七十四条の三第一項第三号の資本金及び準備金の額に関する事項

ヌ 法第七百七十四条の三第一項第八号イの資本金及び準備金の額に関する事項

〔四〇八 同上〕

（監査の範囲が限定されている監査役の調査の対象）

第百八条 法第三百八十九条第三項に規定する法務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

〔一・二 同上〕

三 次に掲げる事項を含む議案が株主総会に提出される場合における当該事項

〔イ〇チ 同上〕

〔号の細分を加える。〕

〔号の細分を加える。〕

四 「略」

第九節 指名委員会等及び執行役

（執行役等の報酬等のうち株式会社の募集株式について定めるべき事項）

第百十一条 法第四百九条第三項第三号に規定する

法務省令で定める事項は、同号の募集株式に係る次に掲げる事項とする。

一 一定の事由が生ずるまで当該募集株式を他人に譲り渡さないことを執行役等に約させることとするときは、その旨及び当該一定の事由

二 一定の事由が生じたことを条件として当該募集株式を当該株式会社に無償で譲り渡すことを執行役等に約させることとするときは、その旨

四 「同上」

第九節 指名委員会等及び執行役

「条を加える。」

及び当該一定の事由

三 前二号に掲げる事項のほか、執行役等に対して当該募集株式を割り当てる条件を定めるときは、その条件

(執行役等の報酬等のうち株式会社の募集新株予約権について定めるべき事項)

第百十一条の二 法第四百九条第三項第四号に規定する法務省令で定める事項は、同号の募集新株予約権に係る次に掲げる事項とする。

一 法第二百三十六条第一項第一号から第四号までに掲げる事項（同条第三項（同条第四項の規定により読み替えて適用する場合に限る。以下この号において同じ。）の場合には、同条第一

〔条を加える。〕

項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項並びに同条第三項各号に掲げる事項)

二 一定の資格を有する者が当該募集新株予約権を行使することができることとするときは、その旨及び当該一定の資格の内容

三 前二号に掲げる事項のほか、当該募集新株予約権の行使の条件を定めるときは、その条件

四 法第二百三十六条第一項第六号に掲げる事項

五 法第二百三十六条第一項第七号に掲げる事項の内容

六 執行役等に対して当該募集新株予約権を割り当てる条件を定めるときは、その条件

(執行役等の報酬等のうち株式等と引換えにする

払込みに充てるための金銭について定めるべき事項)
項)

第百十一条の三 法第四百九条第三項第五号イに規定する法務省令で定める事項は、同号イの募集株式に係る次に掲げる事項とする。

一 一定の事由が生ずるまで当該募集株式を他人に譲り渡さないことを執行役等に約させることとするときは、その旨及び当該一定の事由

二 一定の事由が生じたことを条件として当該募集株式を当該株式会社は無償で譲り渡すことを執行役等に約させることとするときは、その旨及び当該一定の事由

三 前二号に掲げる事項のほか、執行役等に対し

「条を加える。」

て当該募集株式と引換えにする払込みに充てるための金銭を交付する条件又は執行役等に対して当該募集株式を割り当てる条件を定めるときは、その条件

2

法第四百九条第三項第五号ロに規定する法務省令で定める事項は、同号ロの募集新株予約権に係る次に掲げる事項とする。

一 法第二百三十六条第一項第一号から第四号までに掲げる事項（同条第三項（同条第四項の規定により読み替えて適用する場合に限る。以下この号において同じ。）の場合には、同条第一項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項並びに同条第三項各号に掲げる事項）

二 一定の資格を有する者が当該募集新株予約権を行使することができることとするときは、その旨及び当該一定の資格の内容

三 前二号に掲げる事項のほか、当該募集新株予約権の行使の条件を定めるときは、その条件

四 法第二百三十六条第一項第六号に掲げる事項

五 法第二百三十六条第一項第七号に掲げる事項の内容

六 執行役等に対して当該募集新株予約権と引換えにする払込みに充てるための金銭を交付する条件又は執行役等に対して当該募集新株予約権を割り当てる条件を定めるときは、その条件

(指名委員会等の議事録)

(指名委員会等の議事録)

第百十一条の四 「略」

第十一節 役員等のために締結される保険

契約

第百十五条の二 法第四百三十条の三第一項に規定する法務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 被保険者に保険者との間で保険契約を締結する株式会社を含む保険契約であつて、当該株式会社がその業務に関連し第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて当該株式会社に生ずることのある損害を保険者が填補することを主たる目的として締結されるもの

第百十一条 「同上」

「一節一条を加える。」

二 役員等が第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて当該役員等に生ずることのある損害（役員等がその職務上の義務に違反し若しくは職務を怠つたことによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて当該役員等に生ずることのある損害を除く。）を保険者が填補することを目的として締結されるもの

第五章 計算等

第一百六条 次に掲げる規定に規定する法務省令で定めるべき事項（事業報告及びその附属明細書に係るものを除く。）は、会社計算規則の定めると

第五章 計算等

第一百六条 次に掲げる規定に規定する法務省令で定めるべき事項（事業報告及びその附属明細書に係るものを除く。）は、会社計算規則の定めると

ころによる。

〔一〇八 略〕

九 法第四百四十五条第四項から第六項まで

〔一〇五 略〕

（公開会社の特則）

第百十九条 株式会社が当該事業年度の末日において公開会社である場合には、次に掲げる事項を事業報告の内容に含めなければならない。

〔一・二 略〕

二の二 株式会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

〔三・四 略〕

（株式会社の現況に関する事項）

ころによる。

〔一〇八 同上〕

九 法第四百四十五条第四項及び第五項

〔一〇五 同上〕

（公開会社の特則）

第百十九条 株式会社が当該事業年度の末日において公開会社である場合には、次に掲げる事項を事業報告の内容に含めなければならない。

〔一・二 同上〕

〔号を加える。〕

〔三・四 同上〕

（株式会社の現況に関する事項）

第二百二十条 前条第一号に規定する「株式会社の現況に関する事項」とは、次に掲げる事項（当該株式会社の事業が二以上の部門に分かれている場合にあつては、部門別に区別することが困難である場合を除き、その部門別に区別された事項）とする。

〔一〕六 略〕

七 重要な親会社及び子会社の状況（当該親会社と当該株式会社との間に当該株式会社の重要な財務及び事業の方針に関する契約等が存在する場合）には、その内容の概要を含む。）

〔八・九 略〕

〔2・3 略〕

第二百二十条 前条第一号に規定する「株式会社の現況に関する事項」とは、次に掲げる事項（当該株式会社の事業が二以上の部門に分かれている場合にあつては、部門別に区別することが困難である場合を除き、その部門別に区別された事項）とする。

〔一〕六 同上〕

七 重要な親会社及び子会社の状況

〔八・九 同上〕

〔2・3 同上〕

(株式会社の会社役員に関する事項)

第二百一十一条 第一百十九条第二号に規定する「株式会社
の会社役員に関する事項」とは、次に掲げる
事項とする。ただし、当該事業年度の末日におい
て監査役会設置会社(公開会社であり、かつ、大
会社であるものに限る。)であつて金融商品取引
法第二十四条第一項の規定によりその発行する株
式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出
しなければならぬもの、監査等委員会設置会社
又は指名委員会等設置会社でない株式会社にあつ
ては、第六号の二に掲げる事項を省略することが
できる。

一 会社役員(直前の定時株主総会の終結の日の

(株式会社の会社役員に関する事項)

第二百一十一条 第一百十九条第二号に規定する「株式
会社の会社役員に関する事項」とは、次に掲げる
事項とする。ただし、当該事業年度の末日におい
て指名委員会等設置会社でない株式会社にあつて
は、第六号に掲げる事項を省略することができ
る。

一 会社役員(直前の定時株主総会の終結の日の

翌日以降に在任していた者に限る。次号から第三号の二まで、第八号及び第九号並びに第二百二十八条第二項において同じ。）の氏名（会計参与にあつては、氏名又は名称）

二 「略」

三 会社役員（取締役又は監査役に限る。以下この号において同じ。）と当該株式会社との間で法第四百二十七条第一項の契約を締結しているときは、当該契約の内容の概要（当該契約によつて当該会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）

三の二 会社役員（取締役、監査役又は執行役に

翌日以降に在任していた者に限る。次号、第三号、第八号及び第九号並びに第二百二十八条第二項において同じ。）の氏名（会計参与にあつては、氏名又は名称）

二 「同上」

三 会社役員（取締役又は監査役に限る。）と当該株式会社との間で法第四百二十七条第一項の契約を締結しているときは、当該契約の内容の概要（当該契約によつて当該会社役員の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）

「号を加える。」

限る。以下この号において同じ。）と当該株式会社との間で補償契約を締結しているときは、次に掲げる事項

イ 当該会社役員の名

ロ 当該補償契約の内容の概要（当該補償契約によって当該会社役員職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）

三の三 当該株式会社が会社役員（取締役、監査役又は執行役に限り、当該事業年度の前事業年度の末日までに退任した者を含む。以下この号及び次号において同じ。）に対して補償契約に基づき法第四百三十条の二第一項第一号に掲げ

「号を加える。」

る費用を補償した場合において、当該株式会社
が、当該事業年度において、当該会社役員が同
号の職務の執行に関し法令の規定に違反したこ
と又は責任を負うことを知ったときは、その旨

三の四 当該株式会社が会社役員に対して補償契
約に基づき法第四百三十条の二第一項第二号に
掲げる損失を補償したときは、その旨及び補償
した金額

四 当該事業年度に係る会社役員の報酬等につい
て、次のイからハまでに掲げる場合の区分に応
じ、当該イからハまでに定める事項
イ 会社役員の一部につき取締役（監査等委員
会設置会社にあつては、監査等委員である取

「号を加える。」

四 当該事業年度に係る会社役員の報酬等につい
て、次のイからハまでに掲げる場合の区分に応
じ、当該イからハまでに定める事項
イ 会社役員の一部につき取締役（監査等委員
会設置会社にあつては、監査等委員である取

締役又はそれ以外の取締役。イ及びハにおいて同じ。）、会計参与、監査役又は執行役ごとの報酬等の総額（当該報酬等が業績連動報酬等又は非金銭報酬等を含む場合には、業績連動報酬等の総額、非金銭報酬等の総額及びそれら以外の報酬等の総額。イ及びハ並びに第二百二十四条第五号イ及びハにおいて同じ。

）を掲げることとする場合 取締役、会計参与、監査役又は執行役ごとの報酬等の総額及び員数

ロ 会社役員^ごの全部につき当該会社役員^ごの報酬等の額（当該報酬等が業績連動報酬等又は非金銭報酬等を含む場合には、業績連動報

締役又はそれ以外の取締役。イ及びハにおいて同じ。）、会計参与、監査役又は執行役ごとの報酬等の総額を掲げることとする場合
取締役、会計参与、監査役又は執行役ごとの報酬等の総額及び員数

ロ 会社役員^ごの全部につき当該会社役員^ごの報酬等の額を掲げることとする場合 当該会社役員^ごの報酬等の額

酬等の額、非金銭報酬等の額及びそれら以外の報酬等の額。ロ及びハ並びに第二百二十四条第五号ロ及びハにおいて同じ。）を掲げることにとする場合 当該会社役員ごとの報酬等の額

ハ 「略」

五 「略」

五の二 前二号の会社社員の報酬等の全部又は一部が業績連動報酬等である場合には、次に掲げる事項

イ 当該業績連動報酬等の額又は数の算定の基礎として選定した業績指標の内容及び当該業績指標を選定した理由

ハ 「同上」

五 「同上」

「号を加える。」

ロ 当該業績連動報酬等の額又は数の算定方法

ハ 当該業績連動報酬等の額又は数の算定に用いたイの業績指標に関する実績

五の三 第四号及び第五号の会社役員報酬等の

全部又は一部が非金銭報酬等である場合には、
当該非金銭報酬等の内容

五の四 会社役員報酬等についての定款の定め
又は株主総会の決議による定めに関する次に掲げる事項

イ 当該定款の定めを設けた日又は当該株主総会の決議の日

ロ 当該定めの内容の概要

ハ 当該定めに係る会社役員の数

「号を加える。」

「号を加える。」

六 法第三百六十一条第七項の方針又は法第四百

九条第一項の方針を定めているときは、次に掲げる事項

イ 当該方針の決定の方法

ロ 当該方針の内容の概要

ハ 当該事業年度に係る取締役（監査等委員で

ある取締役を除き、指名委員会等設置会社に

あつては、執行役等）の個人別の報酬等の内

容が当該方針に沿うものであると取締役会

（指名委員会等設置会社にあつては、報酬委

員会）が判断した理由

六の二 各会社役員_の報酬等の額又はその算定方

法に係る決定に関する方針（前号の方針を除

「号を加える。」

六 各会社役員_の報酬等の額又はその算定方法に

係る決定に関する方針を定めているときは、当

く。）を定めているときは、当該方針の決定の方法及びその方針の内容の概要

六の三 株式会社が当該事業年度の末日において

取締役会設置会社（指名委員会等設置会社を除

く。）である場合において、取締役会から委任

を受けた取締役その他の第三者が当該事業年度

に係る取締役（監査等委員である取締役を除

く。）の個人別の報酬等の内容の全部又は一部

を決定したときは、その旨及び次に掲げる事項

イ 当該委任を受けた者の氏名並びに当該内容

を決定した日における当該株式会社における

地位及び担当

ロ イの者に委任された権限の内容

該方針の決定の方法及びその方針の内容の概要

「号を加える。」

ハ イの者に口の権限を委任した理由

ニ イの者により口の権限が適切に行使される

ようにするための措置を講じた場合にあつて

は、その内容

〔七〇十一 略〕

（株式会社役員等賠償責任保険契約に関する事項）

第二百一十一条の二 第一百九条第二号の二に規定す

る「株式会社の役員等賠償責任保険契約に関する

事項」とは、当該株式会社が保険者との間で役員

等賠償責任保険契約を締結しているときにおける

次に掲げる事項とする。

一 当該役員等賠償責任保険契約の被保険者の範

〔七〇十一 同上〕

〔条を加える。〕

四

二 当該役員等賠償責任保険契約の内容の概要

（被保険者が実質的に保険料を負担している場合にあつてはその負担割合、填補の対象とされる保険事故の概要及び当該役員等賠償責任保険契約によつて被保険者である役員等（当該株式会社
の役員等に限る。）の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつてはその内容を含む。）

（株式会社の株式に関する事項）

第二百二十二条 第百十九条第三号に規定する「株式会社の株式に関する事項」とは、次に掲げる事項とする。

（株式会社の株式に関する事項）

第二百二十二条 第百十九条第三号に規定する「株式会社の株式に関する事項」とは、次に掲げる事項とする。

一 「略」

二 当該事業年度中に当該株式会社の会社役員（会社役員であった者を含む。）に対して当該株式会社が交付した当該株式会社の株式（職務執行の対価として交付したものに限り、当該株式会社が会社役員に対して職務執行の対価として募集株式と引換えにする払込みに充てるための金銭を交付した場合において、当該金銭の払込みと引換えに当該株式会社の株式を交付したときにおける当該株式を含む。以下この号において同じ。）があるときは、次に掲げる者（次に掲げる者であった者を含む。）の区分ごとの株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式

一 「同上」

「号を加える。」

の種類及び種類ごとの数）及び株式の交付を受けた者の人数

イ 当該株式会社の取締役（監査等委員である取締役及び社外役員を除き、執行役を含む。

）

ロ 当該株式会社の社外取締役（監査等委員である取締役を除き、社外役員に限る。）

ハ 当該株式会社の監査等委員である取締役

ニ 当該株式会社の取締役（執行役を含む。）以外の会社役員

三 前二号に掲げるもののほか、株式会社の株式に関する重要な事項

2
「略」

二 前号に掲げるもののほか、株式会社の株式に関する重要な事項

2
「同上」

(株式会社の新株予約権等に関する事項)

第二百二十三条 第一百十九条第四号に規定する「株式会社の新株予約権等に関する事項」とは、次に掲げる事項とする。

一 当該事業年度の末日において当該株式会社の社員（当該事業年度の末日において在任している者に限る。以下この条において同じ。）

が当該株式会社の新株予約権等（職務執行の対価として当該株式会社が交付したものに限り、

当該株式会社が社員に対して職務執行の対価として募集新株予約権と引換えにする払込みに充てるための金銭を交付した場合において、

当該金銭の払込みと引換えに当該株式会社の新

(株式会社の新株予約権等に関する事項)

第二百二十三条 第一百十九条第四号に規定する「株式会社の新株予約権等に関する事項」とは、次に掲げる事項とする。

一 当該事業年度の末日において当該株式会社の社員（当該事業年度の末日において在任している者に限る。以下この条において同じ。）

が当該株式会社の新株予約権等（職務執行の対価として当該株式会社が交付したものに限り、

以下この号及び次号において同じ。）を有しているときは、次に掲げる者の区分ごとの当該新株予約権等の内容の概要及び新株予約権等を有する者の人数

株予約権を交付したときにおける当該新株予約権を含む。以下この号及び次号において同じ。

を有しているときは、次に掲げる者の区分ごとの当該新株予約権等の内容の概要及び新株予約権等を有する者の人数

「イ」ニ 略」

「二・三 略」

(社外役員等に関する特則)

第二百二十四条 会社役員のうち社外役員である者が存する場合には、株式会社の会社役員に関する事項には、第二百十一条に規定する事項のほか、次に掲げる事項を含むものとする。

「一」三 略」

「イ」ニ 同上」

「二・三 同上」

(社外役員等に関する特則)

第二百二十四条 会社役員のうち社外役員である者が存する場合には、株式会社の会社役員に関する事項には、第二百十一条に規定する事項のほか、次に掲げる事項を含むものとする。

「一」三 同上」

四 各社外役員の当該事業年度における主な活動
状況（次に掲げる事項を含む。）

「イ〜ニ 略」

ホ 当該社外役員が社外取締役であるときは、

当該社外役員が果たすことが期待される役割
に関して行った職務の概要（イからニまでに
掲げる事項を除く。）

「五〜八 略」

「項を削る。」

四 各社外役員の当該事業年度における主な活動
状況（次に掲げる事項を含む。）

「イ〜ニ 同上」

「号の細分を加える。」

「五〜八 同上」

2 事業年度の末日において監査役会設置会社（大
会社に限る。）であって金融商品取引法第二十四
条第一項の規定によりその発行する株式について
有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければ
ならないものが社外取締役を置いていない場合に

「項を削る。」

第二百二十五条 株式会社が当該事業年度の末日において会計参与設置会社である場合には、次に掲げる事項を事業報告の内容としなければならない。

は、株式会社の会社役員に関する事項として、第二百十一条に規定する事項のほか、社外取締役を置くことが相当でない理由を事業報告の内容に含めなければならない。

3 前項の理由は、当該監査役会設置会社の当該事業年度における事情に応じて記載し、又は記録しなければならない。この場合において、社外監査役が二人以上あることのみをもって当該理由とすることはできない。

第二百二十五条 株式会社が当該事業年度の末日において会計参与設置会社である場合において、会計参与と当該株式会社との間で法第四百二十七条第一項の契約を締結しているときは、当該契約の内

一 会計参与と当該株式会社との間で法第四百二十七条第一項の契約を締結しているときは、当該契約の内容の概要（当該契約によって当該会計参与の職務の執行の適正性が損なわれないうにすための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）

二 会計参与と当該株式会社との間で補償契約を締結しているときは、次に掲げる事項

イ 当該会計参与の氏名又は名称

容の概要（当該契約によって当該会計参与の職務の適正性が損なわれないうにすための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）を事業報告の内容としなければならない。

「号を加える。」

「号を加える。」

ロ 当該補償契約の内容の概要（当該補償契約によつて当該会計参与の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）

三 当該株式会社が会計参与（当該事業年度の前事業年度の末日までに退任した者を含む。以下この号及び次号において同じ。）に対して補償契約に基づき法第四百三十条の二第一項第一号に掲げる費用を補償した場合において、当該株式会社が、当該事業年度において、当該会計参与が同号の職務の執行に関し法令の規定に違反したこと又は責任を負うことを知ったときは、
その旨

「号を加える。」

四 当該株式会社が会計参与に対して補償契約に

基づき法第四百三十条の二第一項第二号に掲げ

る損失を補償したときは、その旨及び補償した

金額

第二百二十六条 株式会社が当該事業年度の末日にお

いて会計監査人設置会社である場合には、次に掲

げる事項（株式会社が当該事業年度の末日におい

て公開会社でない場合にあつては、第二号から第

四号までに掲げる事項を除く。）を事業報告の内

容としなければならない。

「二〇六 略」

七 会計監査人と当該株式会社との間で法第四百

二十七条第一項の契約を締結しているときは、

「号を加える。」

第二百二十六条 株式会社が当該事業年度の末日にお

いて会計監査人設置会社である場合には、次に掲

げる事項（株式会社が当該事業年度の末日におい

て公開会社でない場合にあつては、第二号から第

四号までに掲げる事項を除く。）を事業報告の内

容としなければならない。

「二〇六 同上」

七 会計監査人と当該株式会社との間で法第四百

二十七条第一項の契約を締結しているときは、

当該契約の内容の概要（当該契約によって当該会計監査人の職務の執行の適正性が損なわれな
いようにするための措置を講じている場合に
あつては、その内容を含む。）

七の二 会計監査人と当該株式会社との間で補償
契約を締結しているときは、次に掲げる事項

イ 当該会計監査人の氏名又は名称

ロ 当該補償契約の内容の概要（当該補償契約
によって当該会計監査人の職務の執行の適正
性が損なわれないうようにするための措置を講
じている場合にあつては、その内容を含む。）

）

七の三 当該株式会社が会計監査人（当該事業年

当該契約の内容の概要（当該契約によって当該
会計監査人の職務の適正性が損なわれないう
ようにするための措置を講じている場合に
あつては、その内容を含む。）

「号を加える。」

「号を加える。」

度の前事業年度の末日までに退任した者を含む。以下この号及び次号において同じ。）に対して補償契約に基づき法第四百三十条の二第一項第一号に掲げる費用を補償した場合において、当該株式会社が、当該事業年度において、当該会計監査人が同号の職務の執行に関し法令の規定に違反した事又は責任を負うことを知つたときは、その旨

七の四 当該株式会社が会計監査人に対して補償契約に基づき法第四百三十条の二第一項第二号に掲げる損失を補償したときは、その旨及び補償した金額

〔八〇十 略〕

〔号を加える。〕

〔八〇十 同上〕

第三百三十三条 「1・2 略」

3 事業報告に表示すべき事項（次に掲げるものを除く。）に係る情報を、定時株主総会に係る招集通知を発出する時から定時株主総会の日から三箇月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により株主が提供を受けることができる状態に置く措置（第二百二十二条第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法によって行われるものに限る。第七項において同じ。）をとる場合における前項の規定の適用については、当該事項につき同項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により株主に対して提供したものとみ

第三百三十三条 「1・2 同上」

3 事業報告に表示すべき事項（次に掲げるものを除く。）に係る情報を、定時株主総会に係る招集通知を発出する時から定時株主総会の日から三箇月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により株主が提供を受けることができる状態に置く措置（第二百二十二条第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法によって行われるものに限る。第七項において同じ。）をとる場合における前項の規定の適用については、当該事項につき同項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により株主に対して提供したものとみ

なす。ただし、この項の措置をとる旨の定款の定めがある場合に限る。

- 一 第二百二十条第一項第四号、第五号、第七号及び第八号、第二百二十一条第一号、第二号及び第三号の二から第六号の三まで、第二百二十一条の二、第二百二十五条第二号から第四号まで並びに第二百二十六条第七号の二から第七号の四までに掲げる事項

二 「略」

〔4〕7 略

(総資産額)

第三百三十四条 法第四百六十七条第一項第二号及び第二号の二イに規定する法務省令で定める方法は

なす。ただし、この項の措置をとる旨の定款の定めがある場合に限る。

- 一 第二百二十条第一項第四号、第五号、第七号及び第八号並びに第二百二十一条第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる事項並びに第二百二十四条第二項の規定により事業報告に表示すべき事項

二 「同上」

〔4〕7 同上

(総資産額)

第三百三十四条 法第四百六十七条第一項第二号及び第二号の二イに規定する法務省令で定める方法は

、算定基準日（同項第二号又は第二号の二に規定する譲渡に係る契約を締結した日（当該契約により当該契約を締結した日と異なる時（当該契約を締結した日後から当該譲渡の効力が生ずる時の直前までの間の時に限る。）を定めた場合にあつては、当該時）をいう。以下この条において同じ。）における第一号から第九号までに掲げる額の合計額から第十号に掲げる額を減じて得た額をもつて株式会社の総資産額とする方法とする。

〔一〇五 略〕

六 株式引受権の帳簿価額

七 〔略〕

八 〔略〕

、算定基準日（同項第二号又は第二号の二に規定する譲渡に係る契約を締結した日（当該契約により当該契約を締結した日と異なる時（当該契約を締結した日後から当該譲渡の効力が生ずる時の直前までの間の時に限る。）を定めた場合にあつては、当該時）をいう。以下この条において同じ。）における第一号から第八号までに掲げる額の合計額から第九号に掲げる額を減じて得た額をもつて株式会社の総資産額とする方法とする。

〔一〇五 同上〕

〔号を加える。〕

六 〔同上〕

七 〔同上〕

九 〔略〕

十 〔略〕

2 〔略〕

(純資産額)

第三百三十五条 法第四百六十七条第一項第五号ロに規定する法務省令で定める方法は、算定基準日(同号に規定する取得に係る契約を締結した日(当該契約により当該契約を締結した日と異なる時(当該契約を締結した日後から当該取得の効力が生ずる時の直前までの間の時に限る。))を定めた場合にあつては、当該時)をいう。以下この条において同じ。)における第一号から第七号までに掲げる額の合計額から第八号に掲げる額を減じ

八 〔同上〕

九 〔同上〕

2 〔同上〕

(純資産額)

第三百三十五条 法第四百六十七条第一項第五号ロに規定する法務省令で定める方法は、算定基準日(同号に規定する取得に係る契約を締結した日(当該契約により当該契約を締結した日と異なる時(当該契約を締結した日後から当該取得の効力が生ずる時の直前までの間の時に限る。))を定めた場合にあつては、当該時)をいう。以下この条において同じ。)における第一号から第六号までに掲げる額の合計額から第七号に掲げる額を減じ

て得た額（当該額が五百万円を下回る場合にあっては、五百万円）をもって株式会社の純資産額とする方法とする。

「一〇五 略」

六 株式引受権の帳簿価額

七 「略」

八 「略」

2 「略」

（純資産額）

第三百三十七条 法第四百六十八条第二項第二号に規定する法務省令で定める方法は、算定基準日（法第四百六十七条第一項第三号に規定する譲受けに係る契約を締結した日（当該契約により当該契約

て得た額（当該額が五百万円を下回る場合にあっては、五百万円）をもって株式会社の純資産額とする方法とする。

「一〇五 同上」

「号を加える。」

六 「同上」

七 「同上」

2 「同上」

（純資産額）

第三百三十七条 法第四百六十八条第二項第二号に規定する法務省令で定める方法は、算定基準日（法第四百六十七条第一項第三号に規定する譲受けに係る契約を締結した日（当該契約により当該契約

を締結した日と異なる時（当該契約を締結した日
後から当該譲受けの効力が生ずる時の直前までの
間の時に限る。）を定めた場合にあつては、当該
時）をいう。以下この条において同じ。）におけ
る第一号から第七号までに掲げる額の合計額から
第八号に掲げる額を減じて得た額（当該額が五百
万円を下回る場合にあつては、五百万円）をもつ
て株式会社の純資産額とする方法とする。

「一〇五 略」

六 株式引受権の帳簿価額

七 〔略〕

八 〔略〕

2 〔略〕

を締結した日と異なる時（当該契約を締結した日
後から当該譲受けの効力が生ずる時の直前までの
間の時に限る。）を定めた場合にあつては、当該
時）をいう。以下この条において同じ。）におけ
る第一号から第六号までに掲げる額の合計額から
第七号に掲げる額を減じて得た額（当該額が五百
万円を下回る場合にあつては、五百万円）をもつ
て株式会社の純資産額とする方法とする。

「一〇五 同上」

「号を加える。」

六 〔同上〕

七 〔同上〕

2 〔同上〕

(清算株式会社が自己の株式を取得することができ
きる場合)

第百五十一条 法第五百九条第三項に規定する法務
省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

「一〇四 略」

五 当該清算株式会社が法第百十六条第五項、第
百八十二条の四第四項、第四百六十九条第五項
、第七百八十五条第五項、第七百九十七条第五
項、第八百六条第五項又は第八百六条の六第
五項(これらの規定を株式会社について他の法
令において準用する場合を含む。)に規定する
株式買取請求(清算株式会社となる前にした行
為に際して行使されたものに限る。)に依じて

(清算株式会社が自己の株式を取得することができ
きる場合)

第百五十一条 法第五百九条第三項に規定する法務
省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

「一〇四 同上」

五 当該清算株式会社が法第百十六条第五項、第
百八十二条の四第四項、第四百六十九条第五項
、第七百八十五条第五項、第七百九十七条第五
項又は第八百六条第五項(これらの規定を株式
会社について他の法令において準用する場合を
含む。)に規定する株式買取請求(清算株式会
社となる前にした行為に際して行使されたもの
に限る。)に依じて当該清算株式会社の株式を

当該清算株式会社の株式を取得する場合

六 「略」

(募集事項)

第六百六十二条 法第六百七十六条第十二号に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

「一」四 略」

五 法第七百十一条第二項本文(法第七百十四条の七において読み替えて準用する場合を含む。

に規定するときは、同項本文に規定する事由

六 法第七百十四条の二の規定による委託に係る

契約において法第七百十四条の四第二項各号に

掲げる行為をする権限の全部若しくは一部又は

取得する場合

六 「同上」

(募集事項)

第六百六十二条 法第六百七十六条第十二号に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

「一」四 同上」

五 法第七百十一条第二項本文に規定するときは、同項本文に規定する事由

「号を加える。」

法に規定する社債管理補助者の権限以外の権限を定めるときは、その権限の内容

七 法第七百十四条の二の規定による委託に係る契約における法第七百十四条の四第四項の規定による報告又は同項に規定する措置に係る定めの内容

八 「略」
(申込みをしようとする者に対して通知すべき事項)

第六百六十三条 法第六百七十七条第一項第三号に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 「略」

「号を加える。」

六 「同上」
(申込みをしようとする者に対して通知すべき事項)

第六百六十三条 法第六百七十七条第一項第三号に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 「同上」

二 社債管理補助者を定めたときは、その氏名又は名称及び住所

三 「略」

(社債の種類)

第六百六十五条 法第六百八十一条第一号に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

「一 五 略」

六 社債管理者を定めないこととするときは、その旨

七 「略」

八 社債管理補助者を定めることとするときは、

その旨

「号を加える。」

二 「同上」

(社債の種類)

第六百六十五条 法第六百八十一条第一号に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

「一 五 同上」

「号を加える。」

六 「同上」

「号を加える。」

九 〔略〕

十 〔略〕

十一 社債管理補助者を定めるときは、その氏名

又は名称及び住所並びに法第七百十四條の二の

規定による委託に係る契約の内容

十二 〔略〕

十三 〔略〕

十四 〔略〕

第二章 社債管理者等

（社債管理補助者の資格）

第七百七十一條の二 法第七百十四條の三に規定する

法務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 弁護士

七 〔同上〕

八 〔同上〕

〔号を加える。〕

九 〔同上〕

十 〔同上〕

十一 〔同上〕

第二章 社債管理者

〔条を加える。〕

二 弁護士法人

第三章 社債権者集会

(社債権者集会参考書類)

第七十三条 社債権者集会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 「略」

二 議案が代表社債権者の選任に関する議案であるときは、次に掲げる事項

「イ・ロ 略」

ハ 候補者が社債発行会社、社債管理者又は社債管理補助者と特別の利害関係があるときは、その事実の概要

「2 3 4 略」

第三章 社債権者集会

(社債権者集会参考書類)

第七十三条 社債権者集会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 「同上」

二 議案が代表社債権者の選任に関する議案であるときは、次に掲げる事項

「イ・ロ 同上」

ハ 候補者が社債発行会社又は社債管理者と特別の利害関係があるときは、その事実の概要

「2 3 4 同上」

(議決権行使書面)

第七百七十四条 法第七百二十一条第一項の規定により交付すべき議決権行使書面に記載すべき事項又は法第七百二十二条第一項若しくは第二項の規定により電磁的方法により提供すべき議決権行使書面に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

〔一〕四 略〕

五 議決権を行使すべき社債権者の氏名又は名称及び行使することができる議決権の額

〔2〕4 略〕

(社債権者集会の議事録)

第七百七十七条 〔1・2 略〕

3 社債権者集会の議事録は、次に掲げる事項を内

(議決権行使書面)

第七百七十四条 法第七百二十一条第一項の規定により交付すべき議決権行使書面に記載すべき事項又は法第七百二十二条第一項若しくは第二項の規定により電磁的方法により提供すべき議決権行使書面に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

〔一〕四 同上〕

五 議決権を行使すべき社債権者の氏名又は名称及び行使することができる議決権の数

〔2〕4 同上〕

(社債権者集会の議事録)

第七百七十七条 〔1・2 同上〕

3 社債権者集会の議事録は、次に掲げる事項を内

容とするものでなければならない。

「一～三 略」

四 社債権者集會に出席した社債發行会社の代表者又は代理人の氏名

五 社債権者集會に出席した社債管理者の代表者若しくは代理人の氏名又は社債管理補助者若しくはその代表者若しくは代理人の氏名

六 〔略〕

七 〔略〕

4 法第七百三十五条の二第一項の規定により社債権者集會の決議があつたものとみなされた場合には、社債権者集會の議事録は、次の各号に掲げる事項を内容とするものとする。

容とするものでなければならない。

「一～三 同上」

四 社債権者集會に出席した社債發行会社の代表者又は社債管理者の氏名又は名称

〔号を加える。〕

五 〔同上〕

六 〔同上〕

〔項を加える。〕

一 社債権者集会の決議があつたものとみなされ
た事項の内容

二 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

三 社債権者集会の決議があつたものとみなされ
た日

四 議事録の作成に係る職務を行つた者の氏名又
は名称

第五編 組織変更、合併、会社分割、株式交換
、株式移転及び株式交付

第一章の二 株式交付子会社の株式の譲渡し
の申込み

(申込みをしようとする者に対して通知すべき事

項)

第五編 組織変更、合併、会社分割、株式交換
及び株式移転

「一章二条を加える。」

第七百七十九条の二 法第七百七十四条の四第一項第

三号（法第七百七十四条の九において準用する場合を含む。）に規定する法務省令で定める事項は

次に掲げる事項とする。

一 交付対価について参考となるべき事項

二 株式交付親会社の計算書類等に関する事項

2 この条において「交付対価」とは、株式交付親

会社が株式交付に際して株式交付子会社の株式、

新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを

除く。以下この条において同じ。）又は新株予約

権付社債の譲渡人に対して当該株式、新株予約権

又は新株予約権付社債の対価として交付する金銭

等をいう。

3 第一項第一号に規定する「交付対価について参

考となるべき事項」とは、次に掲げる事項その他

これに準ずる事項（これらの事項の全部又は一部を通知しないことにつき法第七百七十四条の四第

一項（法第七百七十四条の九において準用する場合を含む。）の申込みをしようとする者の同意がある場合にあっては、当該同意があつたものを除く。）とする。

一 交付対価として交付する株式交付親会社の株式に関する次に掲げる事項

イ 当該株式交付親会社の定款の定め

ロ 次に掲げる事項その他の交付対価の換価の

方法に関する事項

(1) 交付対価を取引する市場

(2) 交付対価の取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う者

(3) 交付対価の譲渡その他の処分に制限があるときは、その内容

ハ 交付対価に市場価格があるときは、その価格に関する事項

ニ 株式交付親会社の過去五年間にその末日が到来した各事業年度（次に掲げる事業年度を除く。）に係る貸借対照表の内容

(1) 最終事業年度

(2) ある事業年度に係る貸借対照表の内容につき、法令の規定に基づく公告（法第四百

四十条第三項の措置に相当するものを含む。（）をしている場合における当該事業年度

(3) ある事業年度に係る貸借対照表の内容及びつき、金融商品取引法第二十四条第一項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出している場合における当該事業年度

二 交付対価の一部が法人等の株式、持分その他これらに準ずるもの（株式交付親会社の株式を除く。（）であるときは、次に掲げる事項（当該事項が日本語以外の言語で表示されている場合にあっては、当該事項（氏名又は名称を除く。

（）を日本語で表示した事項）

イ 当該法人等の定款その他これに相当するものの定め

ロ 当該法人等が会社でないときは、次に掲げる権利に相当する権利その他の交付対価に係る権利（重要でないものを除く。）の内容

(1) 剰余金の配当を受ける権利

(2) 残余財産の分配を受ける権利

(3) 株主総会における議決権

(4) 合併その他の行為がされる場合において、自己の有する株式を公正な価格で買い取ることを請求する権利

(5) 定款その他の資料（当該資料が電磁的記録をもって作成されている場合にあつては

、 当該電磁的記録に記録された事項を表示したものの）の閲覧又は謄写を請求する権利

ハ 当該法人等が、その株主、社員その他これらに相当する者（以下この号、第八十二条第四項第二号及び第八十四条第四項第二号において「株主等」という。）に対し、日本語以外の言語を使用して情報の提供をすることをとされているときは、当該言語

ニ 株式交付が効力を生ずる日に当該法人等の株主総会その他これに相当するものの開催があるものとした場合における当該法人等の株主等が有すると見込まれる議決権その他これに相当する権利の総数

ホ 当該法人等について登記（当該法人等が外国の法令に準拠して設立されたものである場合にあっては、法第九百三十三条第一項の外国会社の登記又は外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律第二条の外国法人の登記に限る。）がされていないときは、次に掲げる事項

(1) 当該法人等を代表する者の氏名又は名称及び住所

(2) 当該法人等の役員（(1)の者を除く。）の氏名又は名称

へ 当該法人等の最終事業年度（当該法人等が会社以外のものである場合にあっては、最終

事業年度に相当するもの。以下この号において同じ。）に係る計算書類（最終事業年度がない場合にあつては、当該法人等の成立の日における貸借対照表）その他これに相当するもの内容（当該計算書類その他これに相当するものについて監査役、監査等委員会、監査委員会、会計監査人その他これらに相当するものの監査を受けている場合にあつては、監査報告その他これに相当するもの内容の概要を含む。）

ト 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める事項

(1) 当該法人等が株式会社である場合 当該

法人等の最終事業年度に係る事業報告の内容
容（当該事業報告について監査役、監査等
委員会又は監査委員会の監査を受けている
場合にあつては、監査報告の内容を含む。

）

(2) 当該法人等が株式会社以外のものである
場合 当該法人等の最終事業年度に係る第
百十八条各号及び第百十九条各号に掲げる
事項に相当する事項の内容の概要（当該事
項について監査役、監査等委員会、監査委
員会その他これらに相当するものの監査を
受けている場合にあつては、監査報告その
他これに相当するものの内容の概要を含

む。

チ 当該法人等の過去五年間にその末日が到来した各事業年度（次に掲げる事業年度を除く。）に係る貸借対照表その他これに相当するもの内容

(1) 最終事業年度

(2) ある事業年度に係る貸借対照表その他これに相当するもの内容につき、法令の規定に基づく公告（法第四百四十条第三項の措置に相当するものを含む。）をしている場合における当該事業年度

(3) ある事業年度に係る貸借対照表その他これに相当するもの内容につき、金融商品

取引法第二十四条第一項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出している場合における当該事業年度

リ 前号ロ及びハに掲げる事項

ヌ 交付対価が自己株式の取得、持分の払戻しその他これらに相当する方法により払戻しを受けることができるものであるときは、その
手続に関する事項

三 交付対価の一部が株式交付親会社の社債、新株予約権又は新株予約権付社債であるときは、
第一号ロ及びハに掲げる事項

四 交付対価の一部が法人等の社債、新株予約権、新株予約権付社債その他これらに準ずるもの

(株式交付親会社の社債、新株予約権又は新株予約権付社債を除く。)であるときは、次に掲げる事項(当該事項が日本語以外の言語で表示されている場合にあつては、当該事項(氏名又は名称を除く。)を日本語で表示した事項)

イ 第一号ロ及びハに掲げる事項

ロ 第二号イ及びホからチまでに掲げる事項

五 交付対価の一部が株式交付親会社その他の法人等の株式、持分、社債、新株予約権、新株予約権付社債その他これらに準ずるもの及び金銭以外の財産であるときは、第一号ロ及びハに掲げる事項

4 | 第一項第二号に規定する「株式交付親会社の計

算書類等に関する事項」とは、次に掲げる事項とする。

一 最終事業年度に係る計算書類等（最終事業年度がない場合にあつては、株式交付親会社の成立の日における貸借対照表）の内容

二 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、株式交付親会社の成立の日。次号において同じ。）後の日を臨時決算日（二以上の臨時決算日がある場合にあつては、最も遅いもの）とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

三 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重

要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

(申込みをしようとする者に対する通知を要しない場合)

第七百七十九条の三 法第七百七十四条の四（法第七百七十四条の九において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）第四項に規定する法務省令で定める場合は、次に掲げる場合であつて、株式交付親会社が法第七百七十四条の四第一項の申込みをしようとする者に対して同項各号に掲げる事項を提供している場合とする。

一 当該株式交付親会社が金融商品取引法の規定に基づき目論見書に記載すべき事項を電磁的方

法により提供している場合

二 当該株式交付親会社が外国の法令に基づき目
論見書その他これに相当する書面その他の資料
を提供している場合

第二章 組織変更をする株式会社の手続

(計算書類に関する事項)

第百八十一条 法第七百七十九条第二項第二号に規
定する法務省令で定めるものは、同項の規定によ
る公告の日又は同項の規定による催告の日のい
れか早い日における次の各号に掲げる場合の区分
に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨
につき組織変更をする株式会社が法第四百四十

第二章 組織変更をする株式会社の手続

(計算書類に関する事項)

第百八十一条 法第七百七十九条第二項第二号に規
定する法務省令で定めるものは、同項の規定によ
る公告の日又は同項の規定による催告の日のい
れか早い日における次の各号に掲げる場合の区分
に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨
につき組織変更をする株式会社が法第四百四十

条第一項又は第二項の規定による公告をしてい
る場合 次に掲げるもの

〔イ〜ハ 略〕

二 最終事業年度に係る貸借対照表につき組織変
更をする株式会社が法第四百四十条第三項に規
定する措置をとっている場合 法第九百十一条
第三項第二十六号に掲げる事項

〔三〜七 略〕

(吸収合併消滅株式会社の事前開示事項)

第百八十二条 「1・2 略」

3 第一項第一号に規定する「合併対価の相当性に
関する事項」とは、次に掲げる事項その他の法第
七百四十九条第一項第二号及び第三号に掲げる事

条第一項又は第二項の規定により公告をしてい
る場合 次に掲げるもの

〔イ〜ハ 同上〕

二 最終事業年度に係る貸借対照表につき組織変
更をする株式会社が法第四百四十条第三項に規
定する措置を執っている場合 法第九百十一条
第三項第二十六号に掲げる事項

〔三〜七 同上〕

(吸収合併消滅株式会社の事前開示事項)

第百八十二条 「1・2 同上」

3 第一項第一号に規定する「合併対価の相当性に
関する事項」とは、次に掲げる事項その他の法第
七百四十九条第一項第二号及び第三号に掲げる事

項又は法第七百五十一条第一項第二号から第四号までに掲げる事項についての定め（当該定めがない場合にあつては、当該定めがないこと）の相当性に関する事項とする。

「一・二 略」

三 吸収合併存続会社と吸収合併消滅株式会社とが共通支配下関係（会社計算規則第二条第三項第三十六号に規定する共通支配下関係をいう。以下この号及び第百八十四条において同じ。）にあるときは、当該吸収合併消滅株式会社の株主（当該吸収合併消滅株式会社と共通支配下関係にある株主を除く。）の利益を害さないように留意した事項（当該事項がない場合にあつて

項又は法第七百五十一条第一項第二号から第四号までに掲げる事項についての定め（当該定めがない場合にあつては、当該定めがないこと）の相当性に関する事項とする。

「一・二 同上」

三 吸収合併存続会社と吸収合併消滅株式会社とが共通支配下関係（会社計算規則第二条第三項第三十二号に規定する共通支配下関係をいう。以下この号及び第百八十四条において同じ。）にあるときは、当該吸収合併消滅株式会社の株主（当該吸収合併消滅株式会社と共通支配下関係にある株主を除く。）の利益を害さないように留意した事項（当該事項がない場合にあつて

は、その旨)

4 第一項第二号に規定する「合併対価について参考となるべき事項」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項その他これに準ずる事項（法第七百八十二条第一項に規定する書面又は電磁的記録にこれらの事項の全部又は一部の記載又は記録をしないことにつき吸収合併消滅株式会社の総株主の同意がある場合）であつては、当該同意があつたものを除く。）とする。

一 「略」

二 合併対価の全部又は一部が法人等の株式、持分その他これらに準ずるもの（吸収合併存続会社の株式又は持分を除く。）である場合 次に

は、その旨)

4 第一項第二号に規定する「合併対価について参考となるべき事項」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項その他これに準ずる事項（法第七百八十二条第一項に規定する書面又は電磁的記録にこれらの事項の全部又は一部の記載又は記録をしないことにつき吸収合併消滅株式会社の総株主の同意がある場合）であつては、当該同意があつたものを除く。）とする。

一 「同上」

二 合併対価の全部又は一部が法人等の株式、持分その他これらに準ずるもの（吸収合併存続会社の株式又は持分を除く。）である場合 次に

掲げる事項（当該事項が日本語以外の言語で表示されている場合にあつては、当該事項（氏名又は名称を除く。）を日本語で表示した事項）

〔イ・ロ 略〕

ハ 当該法人等がその株主等に対し、日本語以外の言語を使用して情報の提供をすることとされているときは、当該言語

ニ 「略」

ホ 当該法人等について登記（当該法人等が外国の法令に準拠して設立されたものである場合にあつては、法第九百三十三条第一項の外

掲げる事項（当該事項が日本語以外の言語で表示されている場合にあつては、当該事項（氏名又は名称を除く。）を日本語で表示した事項）

〔イ・ロ 同上〕

ハ 当該法人等が、その株主、社員その他これらに相当する者（以下この号及び第百八十四条において「株主等」という。）に対し、日本語以外の言語を使用して情報の提供をすることとされているときは、当該言語

ニ 「同上」

ホ 当該法人等について登記（当該法人等が外国の法令に準拠して設立されたものである場合にあつては、法第九百三十三条第一項の外

国会社の登記又は外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律第二条の外国法人の登記に限る。)がされていないときは、次に掲げる事項

(1) 「略」

(2) 当該法人等の役員(1)の者を除く。)の
氏名又は名称

「へくヌ 略」

「三く五 略」

「5・6 略」

(株式会社交換完全子会社の事前開示事項)

第百八十四条 「1く3 略」

4 第一項第二号に規定する「交換対価について参

国会社の登記又は外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律第二条の外国法人の登記に限る。)がされていないときは、次に掲げる事項

(1) 「同上」

(2) 当該法人等の役員(1)に掲げる者を除く。
。)の氏名又は名称

「へくヌ 同上」

「三く五 同上」

「5・6 同上」

(株式会社交換完全子会社の事前開示事項)

第百八十四条 「1く3 同上」

4 第一項第二号に規定する「交換対価について参

考となるべき事項」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項その他これに準ずる事項（法第七百八十二条第一項に規定する書面又は電磁的記録にこれらの事項の全部又は一部の記載又は記録をしないことにつき株式交換完全子会社の総株主の同意がある場合にあつては、当該同意があつたものを除く。）とする。

一 「略」

二 交換対価の全部又は一部が法人等の株式、持分その他これらに準ずるもの（株式交換完全親会社の株式又は持分を除く。）である場合 次に掲げる事項（当該事項が日本語以外の言語で表示されている場合にあつては、当該事項（氏

考となるべき事項」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項その他これに準ずる事項（法第七百八十二条第一項に規定する書面又は電磁的記録にこれらの事項の全部又は一部の記載又は記録をしないことにつき株式交換完全子会社の総株主の同意がある場合にあつては、当該同意があつたものを除く。）とする。

一 「同上」

二 交換対価の全部又は一部が法人等の株式、持分その他これらに準ずるもの（株式交換完全親会社の株式又は持分を除く。）である場合 次に掲げる事項（当該事項が日本語以外の言語で表示されている場合にあつては、当該事項（氏

名又は名称を除く。)を日本語で表示した事項

)

「イ」ニ 略」

ホ 当該法人等について登記（当該法人等が外国の法令に準拠して設立されたものである場合にあつては、法第九百三十三条第一項の外国会社の登記又は外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律第二条の外国法人の登記に限る。）がされていないときは、次に掲げる事項

(1) 「略」

(2) 当該法人等の役員（(1)の者を除く。）の

氏名又は名称

名又は名称を除く。)を日本語で表示した事項

)

「イ」ニ 同上」

ホ 当該法人等について登記（当該法人等が外国の法令に準拠して設立されたものである場合にあつては、法第九百三十三条第一項の外国会社の登記又は外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律第二条の外国法人の登記に限る。）がされていないときは、次に掲げる事項

(1) 「同上」

(2) 当該法人等の役員（(1)に掲げる者を除く

。）の氏名又は名称

「へ」又 略

「三」五 略

「5・6 略」

(総資産の額)

第百八十七条 法第七百八十四条第二項に規定する
法務省令で定める方法は、算定基準日（吸収分割
契約を締結した日（当該吸収分割契約により当該
吸収分割契約を締結した日と異なる時（当該吸収
分割契約を締結した日後から当該吸収分割の効力
が生ずる時の直前までの間の時に限る。）を定め
た場合にあつては、当該時）をいう。以下この条
において同じ。）における第一号から第九号まで
に掲げる額の合計額から第十号に掲げる額を減じ

「へ」又 同上

「三」五 同上

「5・6 同上」

(総資産の額)

第百八十七条 法第七百八十四条第二項に規定する
法務省令で定める方法は、算定基準日（吸収分割
契約を締結した日（当該吸収分割契約により当該
吸収分割契約を締結した日と異なる時（当該吸収
分割契約を締結した日後から当該吸収分割の効力
が生ずる時の直前までの間の時に限る。）を定め
た場合にあつては、当該時）をいう。以下この条
において同じ。）における第一号から第八号まで
に掲げる額の合計額から第九号に掲げる額を減じ

て得た額をもって吸収分割株式会社の総資産額とする方法とする。

「一〇五 略」

六 株式引受権の帳簿価額

七 〔略〕

八 〔略〕

九 〔略〕

十 〔略〕

2 〔略〕

（計算書類に関する事項）

第百八十八条 法第七百八十九条第二項第三号に規定する法務省令で定めるものは、同項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のい

て得た額をもって吸収分割株式会社の総資産額とする方法とする。

「一〇五 同上」

〔号を加える。〕

六 〔同上〕

七 〔同上〕

八 〔同上〕

九 〔同上〕

2 〔同上〕

（計算書類に関する事項）

第百八十八条 法第七百八十九条第二項第三号に規定する法務省令で定めるものは、同項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のい

れか早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社（法第七百八十九条第二項第三号の株式会社をいう。以下この条において同じ。）が法第四百四十条第一項又は第二項の規定による公告をしている場合 次に掲げるものの

「イ〜ハ 略」

二 最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が法第四百四十条第三項に規定する措置をとっている場合 法第九百十一条第三項第二十六号に掲げる事項

れか早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社（法第七百八十九条第二項第三号の株式会社をいう。以下この条において同じ。）が法第四百四十条第一項又は第二項の規定により公告をしている場合 次に掲げるもの

「イ〜ハ 同上」

二 最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が法第四百四十条第三項に規定する措置を執っている場合 法第九百十一条第三項第二十六号に掲げる事項

「三〇七 略」

(純資産の額)

第百九十六条 法第七百九十六条第二項第二号に規定する法務省令で定める方法は、算定基準日（吸収合併契約、吸収分割契約又は株式交換契約を締結した日（当該契約により当該契約を締結した日と異なる時（当該契約を締結した日後から当該吸収合併、吸収分割又は株式交換の効力が生ずる時の直前までの間の時に限る。）を定めた場合にあっては、当該時）をいう。）における第一号から第七号までに掲げる額の合計額から第八号に掲げる額を減じて得た額（当該額が五百万円を下回る場合にあつては、五百万円）をもつて存続株式会

「三〇七 同上」

(純資産の額)

第百九十六条 法第七百九十六条第二項第二号に規定する法務省令で定める方法は、算定基準日（吸収合併契約、吸収分割契約又は株式交換契約を締結した日（当該これらの契約により当該これらの契約を締結した日と異なる時（当該これらの契約を締結した日後から当該吸収合併、吸収分割又は株式交換の効力が生ずる時の直前までの間の時に限る。）を定めた場合にあっては、当該時）をいう。以下この条において同じ。）における第一号から第六号までに掲げる額の合計額から第七号に掲げる額を減じて得た額（当該額が五百万円を下

社等（法第七百九十四条第一項に規定する存続株式会社等をいう。以下この条において同じ。）の純資産額とする方法とする。

「二〇五 略」

六 株式会社引受権の帳簿価額

七 「略」

八 「略」

（計算書類に関する事項）

第百九十九条 法第七百九十九条第二項第三号に規定する法務省令で定めるものは、同項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の区分

回る場合にあつては、五百万円）をもって存続株式会社等（法第七百九十四条第一項に規定する存続株式会社等をいう。以下この条において同じ。）の純資産額とする方法とする。

「二〇五 同上」

「号を加える。」

六 「同上」

七 「同上」

（計算書類に関する事項）

第百九十九条 法第七百九十九条第二項第三号に規定する法務省令で定めるものは、同項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の区分

に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社（法第七百九十九条第二項第三号の株式会社をいう。以下この条において同じ。）が法第四百四十条第一項又は第二項の規定による公告をしている場合 次に掲げるものの

「イ〜ハ 略」

- 二 最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が法第四百四十条第三項に規定する措置をとっている場合 法第九百十一条第三項第二十六号に掲げる事項

「三〜七 略」

に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社（法第七百九十九条第二項第三号の株式会社をいう。以下この条において同じ。）が法第四百四十条第一項又は第二項の規定により公告をしている場合 次に掲げるもの

「イ〜ハ 同上」

- 二 最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が法第四百四十条第三項に規定する措置を執っている場合 法第九百十一条第三項第二十六号に掲げる事項

「三〜七 同上」

(総資産の額)

第二百七条 法第八百五条に規定する法務省令で定める方法は、算定基準日（新設分割計画を作成した日（当該新設分割計画により当該新設分割計画を作成した日と異なる時（当該新設分割計画を作成した日後から当該新設分割の効力が生ずる時の直前までの間の時に限る。）を定めた場合にあつては、当該時）をいう。以下この条において同じ。）における第一号から第九号までに掲げる額の合計額から第十号に掲げる額を減じて得た額をもって新設分割株式会社の総資産額とする方法とする。

「一〇五 略」

(総資産の額)

第二百七条 法第八百五条に規定する法務省令で定める方法は、算定基準日（新設分割計画を作成した日（当該新設分割計画により当該新設分割計画を作成した日と異なる時（当該新設分割計画を作成した日後から当該新設分割の効力が生ずる時の直前までの間の時に限る。）を定めた場合にあつては、当該時）をいう。以下この条において同じ。）における第一号から第八号までに掲げる額の合計額から第九号に掲げる額を減じて得た額をもって新設分割株式会社の総資産額とする方法とする。

「一〇五 同上」

六 株式引受権の帳簿価額

七 [略]

八 [略]

九 [略]

十 [略]

2 [略]

(計算書類に関する事項)

第二百八条 法第八百十条第二項第三号に規定する

法務省令で定めるものは、同項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨

「号を加える。」

六 [同上]

七 [同上]

八 [同上]

九 [同上]

2 [同上]

(計算書類に関する事項)

第二百八条 法第八百十条第二項第三号に規定する

法務省令で定めるものは、同項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨

につき公告対象会社（法第八百十條第二項第三号の株式会社をいう。以下この条において同じ。）が法第四百四十條第一項又は第二項の規定による公告をしている場合 次に掲げるもの
〔イ〜ハ 略〕

二 最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が法第四百四十條第三項に規定する措置をとっている場合 法第九百十一條第三項第二十六号に掲げる事項

〔三〜七 略〕

第七章 株式交付親会社の手続

（株式交付親会社の事前開示事項）

第二百十三條の二 法第八百十六條の二第一項に規

につき公告対象会社（法第八百十條第二項第三号の株式会社をいう。以下この条において同じ。）が法第四百四十條第一項又は第二項の規定により公告をしている場合 次に掲げるもの
〔イ〜ハ 同上〕

二 最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が法第四百四十條第三項に規定する措置を執っている場合 法第九百十一條第三項第二十六号に掲げる事項

〔三〜七 同上〕

〔一章九條を加える。〕

定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第七百七十四条の三第一項第二号に掲げる事項についての定めが同条第二項に定める要件を満たすと株式交付親会社が判断した理由

二 法第七百七十四条の三第一項第三号から第六号までに掲げる事項についての定め相当性に関する事項

三 法第七百七十四条の三第一項第七号に掲げる事項を定めたときは、同項第八号及び第九号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

四 株式交付子会社についての次に掲げる事項を

株式交付親会社が知っているときは、当該事項

イ 最終事業年度に係る計算書類等（最終事業年度がない場合にあつては、株式交付子会社の成立の日における貸借対照表）の内容

ロ 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、株式交付子会社の成立の日。ハにおいて同じ。）後の日を臨時決算日（二以上の臨時決算日がある場合にあつては、最も遅いもの）とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

ハ 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、

その内容（株式交付計画備置開始日（法第八百十六条の二第二項に規定する株式交付計画備置開始日をいう。以下この条において同じ。）後株式交付の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

五 株式交付親会社についての次に掲げる事項

イ 株式交付親会社において最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあっては、株式交付親会社の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたとき

は、その内容（株式交付計画備置開始日後株式交付の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

ロ 株式交付親会社において最終事業年度がないときは、株式交付親会社の成立の日における貸借対照表

六 法第八百十六条の八第一項の規定により株式交付について異議を述べることができる債権者があるときは、株式交付が効力を生ずる日以後における株式交付親会社の債務（当該債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込み

に関する事項

七 株式交付計画備置開始日後株式交付が効力を生ずる日までの間に、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

(株式交付親会社の株式に準ずるもの)

第二百十三条の三 法第八百十六条の二第三項に規定する法務省令で定めるものは、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じて得た額が第三号に掲げる額よりも小さい場合における法第七百七十四条の三第一項第五号、第六号、第八号及び第九号の定めに従い交付する株式交付親会社の株式以外の金銭等とする。

一 株式交付子会社の株式、新株予約権(新株予

約権付社債に付されたものを除く。)又は新株
予約権付社債の譲渡人に対して交付する金銭等
の合計額

二 前号に規定する金銭等のうち株式交付親会社
の株式の価額の合計額

三 第一号に規定する金銭等の合計額に二十分の
一を乗じて得た額

(株式交付親会社が譲り受ける株式交付子会社の
株式等の額)

第二百十三条の四 法第八十六条の三第二項に規
定する法務省令で定める額は、第一号及び第二号
に掲げる額の合計額から第三号に掲げる額を減じ
て得た額とする。

一 株式交付親会社が株式交付に際して譲り受ける株式交付子会社の株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）及び新株予約権付社債につき会計帳簿に付すべき額

二 会社計算規則第十一条の規定により計上したのれんの額

三 会社計算規則第十二条の規定により計上する負債の額（株式交付子会社が株式交付親会社（連結配当規制適用会社に限る。）の子会社である場合にあつては、零）

（純資産の額）

第二百十三条の五 法第八十六条の四第一項第二号に規定する法務省令で定める方法は、算定基準

日（株式交付計画を作成した日（当該株式交付計画により当該計画を作成した日と異なる時（当該株式交付計画を作成した日後から当該株式交付の効力が生ずる時の直前までの間の時に限る。）を定めた場合にあつては、当該時）をいう。）における第一号から第七号までに掲げる額の合計額から第八号に掲げる額を減じて得た額（当該額が五百万円を下回る場合にあつては、五百万円）をもつて株式交付親会社の純資産額とする方法とする。

一 資本金の額

二 資本準備金の額

三 利益準備金の額

四 法第四百四十六条に規定する剰余金の額

五 最終事業年度（法第四百六十一条第二項第二

号に規定する場合にあつては、法第四百四十一

条第一項第二号の期間（当該期間が二以上ある

場合にあつては、その末日が最も遅いもの）（

の末日（最終事業年度がない場合にあつては、

株式交付親会社の成立の日）における評価・換

算差額等に係る額

六 株式引受権の帳簿価額

七 新株予約権の帳簿価額

八 自己株式及び自己新株予約権の帳簿価額の合

計額

（株式の数）

第二百十三條の六 法第八百十六條の四第二項に規定する法務省令で定める数は、次に掲げる数のうちいずれか小さい数とする。

- 一 特定株式（法第八百十六條の四第二項に規定する行為に係る株主総会において議決権を行使することができることを内容とする株式をいう。以下この条において同じ。）の総数に二分の一（当該株主総会の決議が成立するための要件として当該特定株式の議決権の総数の一定の割合以上の議決権を有する株主が出席しなければならぬ旨の定款の定めがある場合にあっては、当該一定の割合）を乗じて得た数に三分の一（当該株主総会の決議が成立するための要件
-

として当該株主総会に出席した当該特定株主（特定株式の株主をいう。以下この条において同じ。）の有する議決権の総数の一定の割合以上の多数が賛成しなければならぬ旨の定款の定めがある場合にあつては、一から当該一定の割合を減じて得た割合）を乗じて得た数に一を加えた数

二 法第八百十六条の四第二項に規定する行為に係る決議が成立するための要件として一定の数以上の特定株主の賛成を要する旨の定款の定めがある場合において、特定株主の総数から株式会社に対して当該行為に反対する旨の通知をした特定株主の数を減じて得た数が当該一定の数

未満となるときにおける当該行為に反対する旨の通知をした特定株主の有する特定株式の数

三 法第八百十六条の四第二項に規定する行為に係る決議が成立するための要件として前二号の定款の定め以外の定款の定めがある場合において、当該行為に反対する旨の通知をした特定株主の全部が同項に規定する株主総会において反対したとすれば当該決議が成立しないときは、当該行為に反対する旨の通知をした特定株主の有する特定株式の数

四 定款で定めた数

(株式交付親会社の株式に準ずるもの)

第二百十三条の七 法第八百十六条の八第一項に規

定する法務省令で定めるものは、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じて得た額が第三号に掲げる額よりも小さい場合における法第七百七十四条の三第一項第五号、第六号、第八号及び第九号の定めに従い交付する株式交付親会社の株式以外の金銭等とする。

一 株式交付子会社の株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）及び新株予約権付社債の譲渡人に対して交付する金銭等の合計額

二 前号に規定する金銭等のうち株式交付親会社の株式の価額の合計額

三 第一号に規定する金銭等の合計額に二十分の

一を乗じて得た額

(計算書類に関する事項)

第二百十三条の八 法第八百十六条の八第二項第三号に規定する法務省令で定めるものは、同項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社（法第八百十六条の八第二項第三号の株式交付親会社及び株式交付子会社をいう。以下この条において同じ。）が法第四百十条第一項又は第二項の規定による公告をしている場合 次に掲げるもの
-

イ 官報で公告をしているときは、当該官報の日付及び当該公告が掲載されている頁

ロ 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙で公告をしているときは、当該日刊新聞紙の名称、日付及び当該公告が掲載されている頁

ハ 電子公告により公告をしているときは、法第九百十一条第三項第二十八号イに掲げる事項

二 最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が法第四百四十条第三項に規定する措置をとっている場合 法第九百十一条第三項第二十六号に掲げる事項

三 公告対象会社が法第四百四十条第四項に規定

する株式会社である場合において、当該株式会社が金融商品取引法第二十四条第一項の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出しているとき その旨

四 公告対象会社が会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第二十八条の規定により法第四百四十条の規定が適用されないものである場合 その旨

五 公告対象会社につき最終事業年度がない場合（株式交付親会社が株式交付子会社の最終事業年度の存否を知らない場合を含む。） その旨

六 前各号に掲げる場合以外の場合 会社計算規則第六編第二章の規定による最終事業年度に係

る貸借対照表の要旨の内容（株式交付子会社の当該貸借対照表の要旨の内容にあつては、株式交付親会社はその内容を知らないときは、その旨）

（株式交付親会社の事後開示事項）

第二百十三条の九 法第八百十六條の十第一項に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 株式交付が効力を生じた日

二 株式交付親会社における次に掲げる事項

イ 法第八百十六條の五の規定による請求に係る手続の経過

ロ 法第八百十六條の六及び第八百十六條の八

の規定による手続の経過

三 株式交付に際して株式交付親会社が譲り受けた株式交付子会社の株式の数（株式交付子会社が種類株式発行会社であるときは、株式の種類及び種類ごとの数）

四 株式交付に際して株式交付親会社が譲り受けた株式交付子会社の新株予約権の数

五 前号の新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合には、当該新株予約権付社債についての各社債（株式交付親会社が株式交付に際して取得したものに限り。）の金額の合計額

六 前各号に掲げるもののほか、株式交付に関する

る重要な事項

(株式交付親会社の株式に準ずるもの)

第二百十三条の十 法第八百十六条の十第三項に規定する法務省令で定めるものは、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じて得た額が第三号に掲げる額よりも小さい場合における法第七百七十四条の三第一項第五号、第六号、第八号及び第九号の定めに従い交付する株式交付親会社の株式以外の金銭等とする。

一 株式交付子会社の株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）及び新株予約権付社債の譲渡人に対して交付する金銭等の合計額

二 前号に規定する金銭等のうち株式交付親会社の株式の価額の合計額

三 第一号に規定する金銭等の合計額に二十分の一を乗じて得た額

第六編 外国会社

(総資産額)

第二百十八条の六 法第八百四十七条の三第四項に規定する法務省令で定める方法は、同項の日(以下この条において「算定基準日」という。)における株式会社の最終完全親会社等の第一号から第九号までに掲げる額の合計額から第十号に掲げる額を減じて得た額をもって当該最終完全親会社等の総資産額とする方法とする。

第六編 外国会社

(総資産額)

第二百十八条の六 法第八百四十七条の三第四項に規定する法務省令で定める方法は、同項の日(以下この条において「算定基準日」という。)における株式会社の最終完全親会社等の第一号から第八号までに掲げる額の合計額から第九号に掲げる額を減じて得た額をもって当該最終完全親会社等の総資産額とする方法とする。

「二〇五 略」

六 株式引受権の帳簿価額

七 略

八 略

九 略

十 略

2 略

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第二百二十六条 次に掲げる規定に規定する法務省

令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録

に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方

法とする。

「二〇三十二 略」

「二〇五 同上」

「号を加える。」

六 同上

七 同上

八 同上

九 同上

2 同上

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第二百二十六条 次に掲げる規定に規定する法務省

令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録

に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方

法とする。

「二〇三十二 同上」

三十三 法第七百三十五条の二第三項第二号

三十四 [略]

三十五 [略]

三十六 [略]

三十七 [略]

三十八 [略]

三十九 [略]

四十 [略]

四十一 [略]

四十二 法第八百十六条の二第三項第三号

四十三 法第八百十六条の十第三項第三号

(保存の指定)

第二百三十二条 電子文書法第三条第一項の主務省

[号を加える。]

三十三 [同上]

三十四 [同上]

三十五 [同上]

三十六 [同上]

三十七 [同上]

三十八 [同上]

三十九 [同上]

四十 [同上]

[号を加える。]

[号を加える。]

(保存の指定)

第二百三十二条 電子文書法第三条第一項の主務省

令で定める保存は、次に掲げる保存とする。

「一～三十 略」

三十一 法第七百三十五条の二第二項の規定によ

る同条第一項の書面の保存

三十二 [略]

三十三 [略]

三十四 [略]

三十五 [略]

三十六 法第八百十六条の十第二項の規定による

同条第一項の書面の保存

(縦覧等の指定)

第二百三十四条 電子文書法第五条第一項の主務省

令で定める縦覧等は、次に掲げる縦覧等とする。

令で定める保存は、次に掲げる保存とする。

「一～三十 同上」

「号を加える。」

三十一 [同上]

三十二 [同上]

三十三 [同上]

三十四 [同上]

「号を加える。」

(縦覧等の指定)

第二百三十四条 電子文書法第五条第一項の主務省

令で定める縦覧等は、次に掲げる縦覧等とする。

〔一〇四十三 略〕

四十四 法第七百三十五条の二第三項第一号の規

定による同条第二項の書面の縦覧等

四十五 〔略〕

四十六 〔略〕

四十七 〔略〕

四十八 〔略〕

四十九 〔略〕

五十 〔略〕

五十一 〔略〕

五十二 〔略〕

五十三 法第八百十六条の二第三項第一号の規定

による同条第一項の書面の縦覧等

〔一〇四十三 同上〕

〔号を加える。〕

四十四 〔同上〕

四十五 〔同上〕

四十六 〔同上〕

四十七 〔同上〕

四十八 〔同上〕

四十九 〔同上〕

五十 〔同上〕

五十一 〔同上〕

〔号を加える。〕

五十四 法第八百十六條の十第三項第一号の規定

による同条第二項の書面の縦覧等

(交付等の指定)

第二百三十六條 電子文書法第六條第一項の主務省令で定める交付等は、次に掲げる交付等とする。

「一、二十六 略」

二十七 法第八百十六條の二第三項第二号の規定

による同条第一項の書面の謄本又は抄本の交付等

二十八 法第八百十六條の十第三項第二号の規定

による同条第二項の書面の謄本又は抄本の交付等

附則

「号を加える。」

(交付等の指定)

第二百三十六條 電子文書法第六條第一項の主務省令で定める交付等は、次に掲げる交付等とする。

「一、二十六 同上」

「号を加える。」

「号を加える。」

附則

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">改 正 前</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	<p>(旧商法第二百十一条ノ三第一項第二号の規定により取得した自己株式に関する経過措置)</p> <p>第八条 当該事業年度中に旧商法第二百十一条ノ三第一項の決議により買い受けた当該株式会社の株式(同項第一号に掲げる場合において取得した株式を除く。)がある場合には、同条第四項の規定により報告しなければならない事項を、<u>第二百二十</u>二条第一項第三号に掲げる事項に含むものとする。</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	<p>(旧商法第二百十一条ノ三第一項第二号の規定により取得した自己株式に関する経過措置)</p> <p>第八条 当該事業年度中に旧商法第二百十一条ノ三第一項の決議により買い受けた当該株式会社の株式(同項第一号に掲げる場合において取得した株式を除く。)がある場合には、同条第四項の規定により報告しなければならない事項を、<u>第二百二十</u>二条第一項第二号に掲げる事項に含むものとする。</p>

第二表

目次

第一編 「略」

第二編 株式会社

「第一章～第三章 略」

第四章 機関

第一節 株主総会及び種類株主総会等

「第一款・第二款 略」

第三款 種類株主総会（第九十五条）

第四款 電子提供措置（第九十五条の二）

第九十五条の四

「第二節～第十一節 略」

「第五章～第八章 略」

「第三編～第七編 略」

目次

第一編 「同上」

第二編 株式会社

「第一章～第三章 同上」

第四章 機関

第一節 株主総会及び種類株主総会

「第一款・第二款 同上」

第三款 種類株主総会（第九十五条）

「第二節～第十一節 同上」

「第五章～第八章 同上」

「第三編～第七編 同上」

附則

(定義)

第二条 「略」

2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

「一〇六十一 略」

六十二 電子提供措置 法第二百二十五条の二に

規定する電子提供措置をいう。

六十三 「略」

六十四 「略」

六十五 「略」

六十六 「略」

六十七 「略」

附則

(定義)

第二条 「同上」

2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

「一〇六十一 同上」

「号を加える。」

六十二 「同上」

六十三 「同上」

六十四 「同上」

六十五 「同上」

六十六 「同上」

百二十〇 [略]

百二十一 [略]

百二十二 [略]

百二十三 [略]

百二十四 [略]

百二十五 [略]

百二十六 [略]

百二十七 [略]

3 [略]

(申込みをしようとする者に対して通知すべき事項)

第四十一条 法第二百三条第一項第四号に規定する
法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とす

百十九 [同上]

百二十 [同上]

百二十一 [同上]

百二十二 [同上]

百二十三 [同上]

百二十四 [同上]

百二十五 [同上]

百二十六 [同上]

3 [同上]

(申込みをしようとする者に対して通知すべき事項)

第四十一条 法第二百三条第一項第四号に規定する
法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とす

る。

「二〇六 略」

七 電子提供措置をとる旨の定款の定めがあると

きは、その規定

八 「略」

（申込みをしようとする者に対して通知すべき事項）

第五十四条 法第二百四十二条第一項第四号に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

「二〇六 略」

七 電子提供措置をとる旨の定款の定めがあると

きは、その規定

る。

「二〇六 同上」

「号を加える。」

七 「同上」

（申込みをしようとする者に対して通知すべき事項）

第五十四条 法第二百四十二条第一項第四号に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

「二〇六 同上」

「号を加える。」

八 「略」

第一節 株主総会及び種類株主総会等

(招集の決定事項)

第六十三条 法第二百九十八条第一項第五号に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

「一・二 略」

三 法第二百九十八条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項(定款に口から二まで及びへに掲げる事項についての定めがある場合又はこれらの事項の決定を取締役に委任する旨を決定した場合における当該事項を除く。)

七 「同上」

第一節 株主総会及び種類株主総会

(招集の決定事項)

第六十三条 法第二百九十八条第一項第五号に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

「一・二 同上」

三 法第二百九十八条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項(定款に口から二まで及びへに掲げる事項についての定めがある場合又はこれらの事項の決定を取締役に委任する旨を決定した場合における当該事項を除く。)

「イ」へ 略」

ト 株主総会参考書類に記載すべき事項のうち

、法第二百二十五条の五第三項の規定による

定款の定めに基づき同条第二項の規定により

交付する書面（第九十五条の四において「電

子提供措置事項記載書面」という。）に記載

しないものとする事項

四 法第二百九十八条第一項第三号及び第四号に

掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項

（定款にイからハまでに掲げる事項についての

定めがある場合における当該事項を除く。）

「イ・ロ 略」

ハ 電子提供措置をとる旨の定款の定めがある

「イ」へ 同上」

「号の細分を加える。」

四 法第二百九十八条第一項第三号及び第四号に

掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項

（定款にイ又はロに掲げる事項についての定め

がある場合における当該事項を除く。）

「イ・ロ 同上」

「号の細分を加える。」

場合において、法第二百九十九条第三項の承諾をした株主の請求があつた時に議決権行使書面に記載すべき事項（当該株主に係る事項に限る。第六十六条第三項において同じ。）に係る情報について電子提供措置をとることとするときは、その旨

〔五〇七 略〕

（議決権行使書面）

第六十六条 「1・2 略」

3 第六十三条第四号ハに掲げる事項についての定めがある場合には、株式会社は、法第二百九十九条第三項の承諾をした株主の請求があつた時に、議決権行使書面に記載すべき事項に係る情報につ

〔五〇七 同上〕

（議決権行使書面）

第六十六条 「1・2 同上」

〔項を加える。〕

いて電子提供措置をとらなければならない。ただし、当該株主に対して、法第三百二十五条の三第二項の規定による議決権行使書面の交付をする場合は、この限りでない。

4||
[略]

5||
[略]

第四款 電子提供措置

(電子提供措置)

第九十五条の二 法第三百二十五条の二に規定する法務省令で定めるものは、第二百二十二条第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用するものによる措置とする。

3||
[同上]

4||
[同上]

「二款三条を加える。」

(電子提供措置をとる場合における招集通知の記載事項)

第九十五条の三 法第三百二十五条の四第二項第三号に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 電子提供措置をとっているときは、電子提供措置をとるために使用する自動公衆送信装置のうち当該電子提供措置をとるための用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であつて、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによって当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたフ

ファイルに当該情報を記録することができるもの
その他の当該者が当該情報の内容を閲覧し、当
該電子計算機に備えられたファイルに当該情報
を記録するために必要な事項

二 法第三百二十五条の三第三項に規定する場合
には、同項の手續であつて、金融商品取引法施
行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十四
条の十二の規定によりインターネットを利用し
て公衆の縦覧に供されるものをインターネット
において識別するための文字、記号その他の符
号又はこれらの結合であつて、情報の提供を受
ける者がその使用に係る電子計算機に入力する
ことによつて当該情報の内容を閲覧することが

できるものその他の当該者が当該情報の内容を
閲覧するために必要な事項

2 | 法第三百二十五条の七において読み替えて準用
する法第三百二十五条の四第二項第三号に規定す
る法務省令で定める事項は、前項第一号に掲げる
事項とする。

(電子提供措置事項記載書面に記載することを要
しない事項)

第九十五条の四 法第三百二十五条の五第三項に規
定する法務省令で定めるものは、次に掲げるもの
とする。

一 株主総会参考書類に記載すべき事項(次に掲
げるものを除く。)

イ 議案

ロ 株主総会参考書類に記載すべき事項（イに掲げるものを除く。）につき電子提供措置事項記載書面に記載しないことについて監査役、監査等委員会又は監査委員会が異議を述べている場合における当該事項

二 事業報告に記載され、又は記録された事項（次に掲げるものを除く。）

イ 第二百二十条第一項第四号、第五号、第七号及び第八号、第二百二十一条第一号から第六号の三まで、第二百二十一条の二、第二百二十五条並びに第二百二十六条第七号から第七号の四までに掲げる事項

-
- ロ 事業報告に記載され、又は記録された事項
(イに掲げるものを除く。)につき電子提供
措置事項記載書面に記載しないことについて
監査役、監査等委員会又は監査委員会が異議
を述べている場合における当該事項
- 三 計算書類に記載され、又は記録された事項
(株主資本等変動計算書又は個別注記表に係る
ものに限る。)
- 四 連結計算書類に記載され、又は記録された事
項 (会社計算規則第六十一条第一号ハの連結株
主資本等変動計算書若しくは同号ニの連結注記
表に係るもの又はこれらに相当するものに限
る。)
-

2

次の各号に掲げる事項の全部又は一部を電子提供措置事項記載書面に記載しないときは、取締役は、当該各号に定める事項を株主（電子提供措置事項記載書面の交付を受ける株主に限る。以下この項において同じ。）に対して通知しなければならない。

一 前項第二号に掲げる事項 監査役、監査等委員会又は監査委員会が、電子提供措置事項記載書面に記載された事項（事業報告に記載され、又は記録された事項に限る。）が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告に記載され、又は記録された事項の一部である旨を株主に對して通知すべきことを取締役に請求したとき

は、その旨

二 前項第三号に掲げる事項 監査役、会計監査人、監査等委員会又は監査委員会が、電子提供措置事項記載書面に記載された事項（計算書類に記載され、又は記録された事項に限る。）が監査報告又は会計監査報告を作成するに際して監査をした計算書類に記載され、又は記録された事項の一部である旨を株主に対して通知すべきことを取締役に請求したときは、その旨

三 前項第四号に掲げる事項 監査役、会計監査人、監査等委員会又は監査委員会が、電子提供措置事項記載書面に記載された事項（連結計算書類に記載され、又は記録された事項に限る。）

）が監査報告又は会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類に記載され、又は記録された事項の一部である旨を株主に対して通知すべきことを取締役に請求したときは、その旨

第二節 会社役員を選任

第二節 会社役員を選任

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(会社計算規則の一部改正)

第二条 会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分

が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一編 「略」</p> <p>第二編 会計帳簿</p> <p>「第一章・第二章 略」</p> <p>第三章 純資産</p> <p>「第一節～第三節 略」</p> <p>第四節 吸収合併、吸収分割、株式交換及び株式交付に際しての株主資本及び社員資本</p> <p>「第一款・第二款 略」</p>	<p>目次</p> <p>第一編 「同上」</p> <p>第二編 会計帳簿</p> <p>「第一章・第二章 同上」</p> <p>第三章 純資産</p> <p>「第一節～第三節 同上」</p> <p>第四節 吸収合併、吸収分割及び株式交換に際しての株主資本及び社員資本</p> <p>「第一款・第二款 同上」</p>

第三款 株式交換（第三十九条）

第四款 株式交付（第三十九条の二）

第五節 吸収分割会社等の自己株式の処分
（第四十条―第四十二条）

第五節の二 取締役等の報酬等として株式を
交付する場合の株主資本（第四
十二条の二・第四十二条の三）

〔第六節・第七節 略〕

第七節の二 株式引受権（第五十四条の二）

第八節 新株予約権（第五十五条）

第四章 〔略〕

〔第三編〜第八編 略〕

附則

第三款 株式交換（第三十九条）

第五節 吸収分割会社等の自己株式の処分
（第四十条―第四十二条）

〔第六節・第七節 同上〕

第八節 新株予約権（第五十五条）

第四章 〔同上〕

〔第三編〜第八編 同上〕

附則

(定義)

第二条 「略」

2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

「一〇十五 略」

十六 電子提供措置 法第三百二十五条の二に規

定する電子提供措置をいう。

十七 「略」

十八 「略」

十九 「略」

二十 「略」

二十一 「略」

二十二 「略」

(定義)

第二条 「同上」

2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

「一〇十五 同上」

「号を加える。」

十六 「同上」

十七 「同上」

十八 「同上」

十九 「同上」

二十 「同上」

二十一 「同上」

二十三 [略]

二十四 [略]

二十五 [略]

二十六 [略]

二十七 [略]

二十八 [略]

二十九 [略]

三十 [略]

三十一 [略]

三十二 新株予約権等 法第七百七十四条の三第

一項第七号に規定する新株予約権等をいう。

3 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

二十二 [同上]

二十三 [同上]

二十四 [同上]

二十五 [同上]

二十六 [同上]

二十七 [同上]

二十八 [同上]

二十九 [同上]

三十 [同上]

「号を加える。」

3 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

「二〇七 略」

八 株式交付 法第二条第三十二号の二に規定す

る株式交付（保険業法第九十六条の九の二第一
項に規定する組織変更株式交付を含む。）をい
う。

九 「略」

十 「略」

十一 「略」

十二 「略」

十三 株式交換完全親会社 法第七百六十七条に

規定する株式交換完全親会社（保険業法第九十

六条の五第二項に規定する組織変更株式交換完

全親会社を含む。）をいう。

「二〇七 同上」

「号を加える。」

八 「同上」

九 「同上」

十 「同上」

十一 「同上」

十二 株式交換完全親会社 法第七百六十七条に

規定する株式交換完全親会社（保険業法第九十

六条の五第一項に規定する組織変更株式交換完

全親会社を含む。）をいう。

十四 株式交換完全子会社 法第七百六十八条第

一項第一号に規定する株式交換完全子会社（保

険業法第九十六条の五第二項に規定する組織変

更株式交換完全親会社にその株式の全部を取得

されることとなる株式会社を含む。）をいう。

十五 株式移転設立完全親会社 法第七百七十三

条第一項第一号に規定する株式移転設立完全親

会社（保険業法第九十六条の九第一項第一号に

規定する組織変更株式移転設立完全親会社を含

む。）をいう。

十六 株式移転完全子会社 法第七百七十三条第

一項第五号に規定する株式移転完全子会社（保

険業法第九十六条の九第一項第一号に規定する

十三 株式交換完全子会社 法第七百六十八条第

一項第一号に規定する株式交換完全子会社（保

険業法第九十六条の五第一項に規定する組織変

更株式交換完全親会社にその株式の全部を取得

されることとなる株式会社を含む。）をいう。

十四 株式移転設立完全親会社 法第七百七十三

条第一項第一号に規定する株式移転設立完全親

会社（保険業法第九十六条の八第一項に規定す

る組織変更株式移転設立完全親会社を含む。）

をいう。

十五 株式移転完全子会社 法第七百七十三条第

一項第五号に規定する株式移転完全子会社（保

険業法第九十六条の八第一項に規定する組織変

組織変更株式移転設立完全親会社にその発行する株式の全部を取得されることとなる株式会社を含む。）をいう。

十七 株式会社交付親会社 法第七百七十四条の三第

一項第一号に規定する株式交付親会社（保険業

法第九十六条の九の二第一項に規定する組織変

更株式交付をする相互会社を含む。）をいう。

十八 株式交付子会社 法第七百七十四条の三第

一項第一号に規定する株式交付子会社（保険業

法第九十六条の九の二第二項に規定する組織変

更株式交付子会社を含む。）をいう。

十九 〔略〕

二十 〔略〕

更株式移転設立完全親会社にその発行する株式の全部を取得されることとなる株式会社を含む。）をいう。

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

十六 〔同上〕

十七 〔同上〕

三十四 株式引受権 取締役又は執行役がその職務の執行として株式会社に対して提供した役務の対価として当該株式会社の株式の交付を受け、
することができ、る権利（新株予約権を除く。）をいう。

三十五 「略」

三十六 「略」

三十七 吸収型再編 次に掲げる行為をいう。

「イ」ハ 略

ニ 株式交付

三十八 吸収型再編受入行為 次に掲げる行為をいう。

「イ」ハ 略

「号を加える。」

三十一 「同上」

三十二 「同上」

三十三 吸収型再編 次に掲げる行為をいう。

「イ」ハ 同上

「号の細分を加える。」

三十四 吸収型再編受入行為 次に掲げる行為をいう。

「イ」ハ 同上

ニ 株式交付に際してする株式交付子会社の株式又は新株予約権等の譲受け

三十九 「略」

四十 吸収型再編対価 次のイからニまでに掲げる吸収型再編の区分に応じ、当該イからニまでに定める財産をいう。

「イハ 略」

ニ 株式交付 株式交付に際して株式交付親会社
社が株式交付子会社の株式又は新株予約権等の譲渡人に対して交付する財産

四十一 「略」

四十二 「略」

四十三 「略」

「号の細分を加える。」

三十五 「同上」

三十六 吸収型再編対価 次のイからハまでに掲げる吸収型再編の区分に応じ、当該イからハまでに定める財産をいう。

「イハ 同上」

「号の細分を加える。」

三十七 「同上」

三十八 「同上」

三十九 「同上」

4 前項第二十一号に規定する「財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができずる場合」とは、次に掲げる場合（財務上又は事業上の関係からみて他の会社等の財務又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められる場合を除く。）をいう。

「一〇四 略」

第四条 法第四百三十二条第一項及び第六百十五条第一項の規定により会社が作成すべき会計帳簿に付すべき資産、負債及び純資産の価額その他会計帳簿の作成に関する事項（法第四百四十五条第四

4 前項第十八号に規定する「財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合」とは、次に掲げる場合（財務上又は事業上の関係からみて他の会社等の財務又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められる場合を除く。）をいう。

「一〇四 同上」

第四条 法第四百三十二条第一項及び第六百十五条第一項の規定により会社が作成すべき会計帳簿に付すべき資産、負債及び純資産の価額その他会計帳簿の作成に関する事項（法第四百四十五条第四

項から第六項までの規定により法務省令で定め
べき事項を含む。)については、この編の定める
ところによる。

2 「略」

(資産の評価)

第五条 「略」

2 償却すべき資産については、事業年度の末日
(事業年度の末日以外の日において評価すべき場
合にあつては、その日。以下この条、次条第二項
及び第五十五条第六項第一号において同じ。)に
おいて、相当の償却をしなければならない。

「3～6 略」

第十二条 会社は、吸収分割、株式交換、株式交付

項及び第五項の規定により法務省令で定めべき
事項を含む。)については、この編の定めるところ
による。

2 「同上」

(資産の評価)

第五条 「同上」

2 償却すべき資産については、事業年度の末日
(事業年度の末日以外の日において評価すべき場
合にあつては、その日。以下この編において同
じ。)において、相当の償却をしなければならない
い。

「3～6 同上」

第十二条 会社は、吸収分割、株式交換、新設分割

、新設分割、株式移転又は事業の譲渡の対価として株式又は持分を取得する場合において、当該株式又は持分に係る適正な額の特別勘定を負債として計上することができる。

(通則)

第十三条 株式会社がその成立後に行う株式の交付（法第四百四十五条第五項に掲げる行為に際しての株式の交付を除く。）による株式会社の資本金等増加限度額（同条第一項に規定する株主となる者が当該株式会社に対して払込み又は給付をした財産の額をいう。以下この節において同じ。）、その他資本剰余金及びその他利益剰余金の額並びに自己株式対価額（第五百五十条第二項第八号及び

、株式移転又は事業の譲渡の対価として株式又は持分を取得する場合において、当該株式又は持分に係る適正な額の特別勘定を負債として計上することができる。

(通則)

第十三条 株式会社がその成立後に行う株式の交付（法第四百四十五条第五項に掲げる行為に際しての株式の交付を除く。）による株式会社の資本金等増加限度額（同条第一項に規定する株主となる者が当該株式会社に対して払込み又は給付をした財産の額をいう。以下この節において同じ。）、その他資本剰余金及びその他利益剰余金の額並びに自己株式対価額（第五百五十条第二項第八号及び

第一百五十八条第八号ハ並びに法第四百四十六条第二号並びに第四百六十一条第二項第二号ロ及び第四号に規定する自己株式の対価の額をいう。以下この章において同じ。）については、この款の定めるところによる。

2 前項に規定する「成立後に行う株式の交付」とは、株式会社がその成立後において行う次に掲げる場合における株式の発行及び自己株式の処分（第八号、第九号、第十二号、第十四号及び第十五号に掲げる場合にあつては、自己株式の処分）をいう。

一 法第二編第二章第八節の定めるところにより募集株式を引き受ける者の募集を行う場合（法

第一百五十八条第八号ロ並びに法第四百四十六条第二号並びに第四百六十一条第二項第二号ロ及び第四号に規定する自己株式の対価の額をいう。以下この章において同じ。）については、この款の定めるところによる。

2 前項に規定する「成立後に行う株式の交付」とは、株式会社がその成立後において行う次に掲げる場合における株式の発行及び自己株式の処分（第八号、第九号、第十二号、第十四号及び第十五号に掲げる場合にあつては、自己株式の処分）をいう。

一 法第二編第二章第八節の定めるところにより募集株式を引き受ける者の募集を行う場合

第二百二条の二第一項（同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により募集株式を引き受ける者の募集を行う場合を除く。次条第一項において同じ。）

〔二〇十五 略〕

十六 株式交付に際して他の株式会社株式又は新株予約権等の譲受けをする場合

（募集株式を引き受ける者の募集を行う場合）

第十四条 「1〃3 略」

4 第二項第一号口に掲げる額は、第五十条第二項第八号及び第百五十八条第八号並びに法第四百四十六条第二号並びに第四百六十一条第二項第二号口及び第四号の規定の適用については、当該

〔二〇十五 同上〕

〔号を加える。〕

（募集株式を引き受ける者の募集を行う場合）

第十四条 「1〃3 同上」

4 第二項第一号口に掲げる額は、第五十条第二項第八号及び第百五十八条第八号口並びに法第四百四十六条第二号並びに第四百六十一条第二項第二号口及び第四号の規定の適用については、当該

額も、自己株式対価額に含まれるものとみなす。

5 「略」

(新株予約権の行使があつた場合)

第十七条 「1、3 略」

4 第二項第一号ロに掲げる額は、第一百五十二条第二項第八号及び第一百五十八条第八号ハ並びに法第四百四十六条第二号並びに第四百六十一条第二項第二号ロ及び第四号の規定の適用については、当該額も、自己株式対価額に含まれるものとみなす。

「5・6 略」

(取得条項付新株予約権の取得をする場合)

第十八条 「1、3 略」

4 第二項第一号ロに掲げる額は、第一百五十二条第二

額も、自己株式対価額に含まれるものとみなす。

5 「同上」

(新株予約権の行使があつた場合)

第十七条 「1、3 同上」

4 第二項第一号ロに掲げる額は、第一百五十二条第二項第八号及び第一百五十八条第八号ロ並びに法第四百四十六条第二号並びに第四百六十一条第二項第二号ロ及び第四号の規定の適用については、当該額も、自己株式対価額に含まれるものとみなす。

「5・6 同上」

(取得条項付新株予約権の取得をする場合)

第十八条 「1、3 同上」

4 第二項第一号ロに掲げる額は、第一百五十二条第二

項第八号及び第百五十八条第八号ハ並びに法第四百四十六号第二号並びに第四百六十一条第二項第二号ロ及び第四号の規定の適用については、当該額も、自己株式対価額に含まれるものとみなす。

(資本金の額)

第二十五条 株式会社の資本金の額は、第一款並びに第四節及び第五節の二に定めるところのほか、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に定める額が増加するものとする。

〔一・二 略〕

2 株式会社の資本金の額は、法第四百四十七条の規定による場合に限り、同条第一項第一号の額に相当する額が減少するものとする。この場合にお

項第八号及び第百五十八条第八号ロ並びに法第四百四十六号第二号並びに第四百六十一条第二項第二号ロ及び第四号の規定の適用については、当該額も、自己株式対価額に含まれるものとみなす。

(資本金の額)

第二十五条 株式会社の資本金の額は、第一款及び第四節に定めるところのほか、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に定める額が増加するものとする。

〔一・二 同上〕

2 株式会社の資本金の額は、法第四百四十七条の規定による場合に限り、同条第一項第一号の額に相当する額が減少するものとする。この場合にお

いて、次に掲げる場合には、資本金の額が減少するものと解してはならない。

〔一・二 略〕

三 会社の吸収合併、吸収分割、株式交換又は株式交付の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合

四 〔略〕

五 株式交付子会社の株式又は新株予約権等の譲渡に係る意思表示その他の株式交付に係る意思表示が無効とされ、又は取り消された場合

(資本準備金の額)

第二十六条 株式会社の資本準備金の額は、第一款及び第二款並びに第四節及び第五節の二に定める

いて、次に掲げる場合には、資本金の額が減少するものと解してはならない。

〔一・二 同上〕

三 会社の吸収合併、吸収分割又は株式交換の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合

四 〔同上〕

〔号を加える。〕

(資本準備金の額)

第二十六条 株式会社の資本準備金の額は、第一款及び第二款並びに第四節に定めるところのほか、

ところのほか、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に定める額が増加するものとする。

〔一・二 略〕

2
〔略〕

(その他資本剰余金の額)

第二十七条 株式会社その他資本剰余金の額は、

第一款並びに第四節及び第五節の二に定めるところのほか、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に定める額が増加するものとする。

〔一・三 略〕

2 株式会社その他資本剰余金の額は、前三款並びに

第四節及び第五節の二に定めるところのほか、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に定め

次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に定める額が増加するものとする。

〔一・二 同上〕

2
〔同上〕

(その他資本剰余金の額)

第二十七条 株式会社その他資本剰余金の額は、

第一款及び第四節に定めるところのほか、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に定める額が増加するものとする。

〔一・三 同上〕

2 株式会社その他資本剰余金の額は、前三款及び

第四節に定めるところのほか、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に定める額が減少するも

る額が減少するものとする。

「一〇三 略」

- 3 前項、前三款並びに第四節及び第五節の二の場合において、これらの規定により減少すべきその他資本剰余金の額の全部又は一部を減少させないこととすることが必要かつ適当であるときは、これらの規定にかかわらず、減少させないことが適当な額については、その他資本剰余金の額を減少させないことができる。

(その他利益剰余金の額)

第二十九条 「略」

- 2 株式会社のその他利益剰余金の額は、次項、前三款並びに第四節及び第五節の二に定めるところ

のとする。

「一〇三 同上」

- 3 前項、前三款及び第四節の場合において、これらの規定により減少すべきその他資本剰余金の額の全部又は一部を減少させないこととすることが必要かつ適当であるときは、これらの規定にかかわらず、減少させないことが適当な額については、その他資本剰余金の額を減少させないことができる。

(その他利益剰余金の額)

第二十九条 「同上」

- 2 株式会社のその他利益剰余金の額は、次項、前三款及び第四節に定めるところのほか、次の各号

のほか、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に定める額が減少するものとする。

「一〇四 略」

3

「略」

第四節 吸収合併、吸収分割、株式交換及び株式交付に際しての株主資本及び社員資本

第四款 株式交付

第三十九条の二 株式交付に際し、株式交付親会社において変動する株主資本等の総額（以下この条において「株主資本等変動額」という。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法に従い定まる額とする。

に掲げる場合に限り、当該各号に定める額が減少するものとする。

「一〇四 同上」

3

「同上」

第四節 吸収合併、吸収分割及び株式交換に際しての株主資本及び社員資本

「二款一条を加える。」

一 当該株式交付が支配取得に該当する場合（株式交付子会社による支配取得に該当する場合を除く。）吸収型再編対価時価又は株式交付子会社の株式及び新株予約権等の時価を基礎として算定する方法

二 株式交付親会社と株式交付子会社が共通支配下関係にある場合 株式交付子会社の財産の株式交付の直前の帳簿価額を基礎として算定する方法（前号に定める方法によるべき部分にあつては、当該方法）

三 前二号に掲げる場合以外の場合 前号に定める方法

2 前項の場合には、株式交付親会社の資本金及び

資本剰余金の増加額は、株主資本等変動額の範囲内で、株式交付親会社が株式交付計画の定めに従い定めた額とし、利益剰余金の額は変動しないものとする。ただし、法第八百十六条の八の規定による手続をとっている場合以外の場合にあつては、株式交付親会社の資本金及び資本準備金の増加額は、株主資本等変動額に対価自己株式の帳簿価額を加えて得た額に株式発行割合（当該株式交付に際して発行する株式の数を当該株式の数及び対価自己株式の数の合計数で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額から株主資本等変動額まで（株主資本等変動額に対価自己株式の帳簿価額を加えて得た額に株式発行割合を乗じて得た額が株

主資本等変動額を上回る場合にあつては、株主資本等変動額)の範囲内で、株式交付親会社が株式交付計画の定めに従いそれぞれ定めた額とし、当該額の合計額を株主資本等変動額から減じて得た額をその他資本剰余金の変動額とする。

3

前項の規定にかかわらず、株主資本等変動額が零未満の場合には、当該株主資本等変動額のうち、対価自己株式の処分により生ずる差損の額をその他資本剰余金の減少額とし、その余の額をその他利益剰余金の減少額とし、資本金、資本準備金及び利益準備金の額は変動しないものとする。

第五節 吸収分割会社等の自己株式の処分

第五節の二 取締役等の報酬等として株式

第五節 吸収分割会社等の自己株式の処分

「一節二条を加える。」

を交付する場合の株主資本

（取締役等が株式会社に対し割当日後にその職務の執行として募集株式を対価とする役務を提供する場合における株主資本の変動額）

第四十二条の二 法第二百二条の二第一項（同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により募集株式を引き受ける者の募集を行う場合において、当該募集株式を引き受ける取締役又は執行役（以下この節及び第五十四条の二において「取締役等」という。）が株式会社に対し当該募集株式に係る割当日（法第二百二条の二第一項第二号に規定する割当日をいう。以下この節及び第五十四条の二において同じ。）後に

その職務の執行として当該募集株式を対価とする
役務を提供するときは、当該募集に係る株式の発
行により各事業年度の末日（臨時計算書類を作成
しようとし、又は作成した場合にあつては、臨時
決算日。以下この項及び第五項において「株主資
本変動日」という。）において増加する資本金の
額は、この省令に別段の定めがある場合を除き、
第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じて
得た額に株式発行割合（当該募集に際して発行す
る株式の数を当該募集に際して発行する株式の数
及び処分する自己株式の数の合計数で除して得た
割合をいう。以下この条において同じ。）を乗じ
て得た額（零未満である場合にあつては、零。以

下この条において「資本金等増加限度額」という。）とする。

一 イに掲げる額からロに掲げる額を減じて得た額（零未満である場合にあつては、零）

イ 取締役等が当該株主資本変動日までにその職務の執行として当該株式会社に提供した役務（当該募集株式を対価とするものに限る。

ロにおいて同じ。）の公正な評価額

ロ 取締役等が当該株主資本変動日の直前の株主資本変動日までにその職務の執行として当該株式会社に提供した役務の公正な評価額

二 法第百九十九条第一項第五号に掲げる事項として募集株式の交付に係る費用の額のうち、株

式会社が資本金等増加限度額から減ずるべき額
と定めた額

2 | 資本金等増加限度額の二分の一を超えない額は
、資本金として計上しないことができる。

3 | 前項の規定により資本金として計上しないこと
とした額は、資本準備金として計上しなければな
らない。

4 | 法第二百二条の二第一項（同条第三項の規定に
より読み替えて適用する場合を含む。）の規定に
より募集株式を引き受ける者の募集を行う場合に
おいて、取締役等が株式会社に対し当該募集株式
に係る割当日後にその職務の執行として当該募集
株式を対価とする役務を提供するときは、当該割

当日において、当該募集に際して処分する自己株式の帳簿価額をその他資本剰余金の額から減ずるものとする。

- 5 法第二百二条の二第一項（同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により募集株式を引き受ける者の募集を行う場合において、取締役等が株式会社に対し当該募集株式に係る割当日後にその職務の執行として当該募集株式を対価とする役務を提供するときは、各株主資本変動日において変動する次の各号に掲げる額は、当該各号に定める額とする。
- 一 その他資本剰余金の額 第一項第一号に掲げる額から同項第二号に掲げる額を減じて得た額
-

に自己株式処分割合（一から株式発行割合を減じて得た割合をいう。）を乗じて得た額

二 その他利益剰余金の額 第一項第一号に掲げる額から同項第二号に掲げる額を減じて得た額が零未満である場合における当該額に株式発行割合を乗じて得た額

6 法第二百二条の二第一項（同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により募集株式を引き受ける者の募集を行う場合において、取締役等が株式会社に対し当該募集株式に係る割当日後にその職務の執行として当該募集株式を対価とする役務を提供するときは、自己株式対価額は、零とする。

7 | 第二十四条第一項の規定にかかわらず、当該株

式会社が法第二百二条の二第一項（同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による募集に際して自己株式の処分により取締役等に対して当該株式会社の株式を交付した場合において、当該取締役等が当該株式の割当てを受けた際に約したところに従って当該株式を当該株式会社に無償で譲り渡し、当該株式会社がこれを取得するときは、当該自己株式の処分に際して減少した自己株式の額を、増加すべき自己株式の額とする。

（取締役等が株式会社に対し割当日前にその職務の執行として募集株式を対価とする役務を提供す

る場合における株主資本の変動額)

第四十二条の三 法第二百二条の二第一項(同条第

三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により募集株式を引き受ける者の募集を行う場合において、取締役等が株式会社に対し当該募集株式に係る割当日前にその職務の執行として当該募集株式を対価とする役務を提供するときは、当該募集に係る株式の発行により増加する資本金の額は、この省令に別段の定めがある場合を除き、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じて得た額に株式発行割合(当該募集に際して発行する株式の数を当該募集に際して発行する株式の数及び処分する自己株式の数の合計数で

除して得た割合をいう。以下この条において同じ。) を乗じて得た額 (零未満である場合にあっては、零。以下この条において「資本金等増加限度額」という。) とする。

一 第五十四条の二第二項の規定により減少する株式引受権の額

二 法第百九十九条第一項第五号に掲げる事項として募集株式の交付に係る費用の額のうち、株式会社が資本金等増加限度額から減ずるべき額と定めた額

2 | 資本金等増加限度額の二分の一を超えない額は、
、資本金として計上しないことができる。

3 | 前項の規定により資本金として計上しないこと

とした額は、資本準備金として計上しなければならない。

4 法第二百二条の二第一項（同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により募集株式を引き受ける者の募集を行う場合において、取締役等が株式会社に対し当該募集株式に係る割当日前にその職務の執行として当該募集株式を対価とする役務を提供するときは、当該行為後の次の各号に掲げる額は、当該行為の直前の当該額に、当該各号に定める額を加えて得た額とする。

一 その他資本剰余金の額 イに掲げる額からロに掲げる額を減じて得た額

イ 第一項第一号に掲げる額から同項第二号に掲げる額を減じて得た額に自己株式処分割合（一から株式発行割合を減じて得た割合をいう。第五項において同じ。）を乗じて得た額

ロ 当該募集に際して処分する自己株式の帳簿価額

二 その他利益剰余金の額 第一項第一号に掲げる額から同項第二号に掲げる額を減じて得た額が零未満である場合における当該額に株式発行割合を乗じて得た額

5 法第二百二条の二第一項（同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により募集株式を引き受ける者の募集を行う場合に

において、取締役等が株式会社に対し当該募集株式に係る割当日前にその職務の執行として当該募集株式を対価とする役務を提供するときは、自己株式対価額は、第一項第一号に掲げる額から同項第二号に掲げる額を減じて得た額に自己株式処分割合を乗じて得た額とする。

第六節 設立時の株主資本及び社員資本

(土地再評価差額金を計上している会社を当事者とする組織再編行為等における特則)

第五十四条 「略」

2 株式交換、株式交付又は株式移転（以下この項において「交換交付移転」という。）に際して前条第三号に掲げる再評価差額を計上している土地

第六節 設立時の株主資本及び社員資本

(土地再評価差額金を計上している会社を当事者とする組織再編行為等における特則)

第五十四条 「同上」

2 株式交換又は株式移転（以下この項において「交換移転」という。）に際して前条第三号に掲げる再評価差額を計上している土地が株式交換完

が株式交換完全子会社、株式交付子会社又は株式移転完全子会社（以下この項において「交換交付移転子会社」という。）の資産に含まれる場合において、当該交換交付移転子会社の株式につき株式交換完全親会社、株式交付親会社又は株式移転設立完全親会社が付すべき帳簿価額を算定の基礎となる交換交付移転子会社の財産の帳簿価額を評価すべき日における当該交換交付移転子会社の資産（自己新株予約権を含む。）に係る帳簿価額から負債（新株予約権に係る義務を含む。）に係る帳簿価額を減じて得た額をもって算定すべきときは、当該土地に係る土地の再評価に関する法律の規定による再評価前の帳簿価額を当該土地の帳簿

全子会社又は株式移転完全子会社（以下この項において「交換移転完全子会社」という。）の資産に含まれる場合において、当該交換移転完全子会社の株式につき株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社が付すべき帳簿価額を算定の基礎となる交換移転完全子会社の財産の帳簿価額を評価すべき日における当該交換移転完全子会社の資産（自己新株予約権を含む。）に係る帳簿価額から負債（新株予約権に係る義務を含む。）に係る帳簿価額を減じて得た額をもって算定すべきときは、当該土地に係る土地の再評価に関する法律の規定による再評価前の帳簿価額を当該土地の帳簿価額とみなして、当該交換移転に係る株主資本等

価額とみなして、当該交換交付移転に係る株主資本等の計算に関する規定を適用する。

3 「略」

第七節の二 株式引受権

第五十四条の二 取締役等が株式会社に対し法第二百二条の二第一項（同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の募集株式に係る割当日前にその職務の執行として当該募集株式を対価とする役務を提供した場合には、当該役務の公正な評価額を、増加すべき株式引受権の額とする。

2 株式会社が前項の取締役等に対して同項の募集株式を割り当てる場合には、当該募集株式に係る

の計算に関する規定を適用する。

3 「同上」

「二節一条を加える。」

割当日における同項の役務に対応する株式引受権の帳簿価額を、減少すべき株式引受権の額とする。

第八節 新株予約権

第五十五条 「略」

2 前項に規定する「株式会社が新株予約権を発行する場合」とは、次に掲げる場合において新株予約権を発行する場合をいう。

「一〇九 略」

十 株式交付に際して他の株式会社の株式又は新株予約権等の譲受けをする場合

「三〇七 略」

8 第一項及び第三項から前項までの規定は、株式

第八節 新株予約権

第五十五条 「同上」

2 前項に規定する「株式会社が新株予約権を発行する場合」とは、次に掲げる場合において新株予約権を発行する場合をいう。

「一〇九 同上」

「号を加える。」

「三〇七 同上」

8 第一項及び第三項から前項までの規定は、株式

等交付請求権（株式引受権及び新株予約権以外の権利であつて、当該株式会社に対して行使することにより当該株式会社の株式の交付を受けることができる権利をいう。以下この条において同じ。）について準用する。

9 「略」

（負債の部の区分）

第七十五条 「略」

2 次の各号に掲げる負債は、当該各号に定めるものに属するものとする。

一 「略」

二 次に掲げる負債 固定負債

「イ」へ 略」

等交付請求権（新株予約権以外の権利であつて、当該株式会社に対して行使することにより当該株式会社の株式の交付を受けることができる権利をいう。以下この条において同じ。）について準用する。

9 「同上」

（負債の部の区分）

第七十五条 「同上」

2 次の各号に掲げる負債は、当該各号に定めるものに属するものとする。

一 「同上」

二 次に掲げる負債 固定負債

「イ」へ 同上」

ト ファイナンス・リース取引におけるリース債務のうち、前号チに掲げるもの以外のもの
チ 資産除去債務のうち、前号リに掲げるもの以外のもの

リ 「略」

(純資産の部の区分)

第七十六条 純資産の部は、次の各号に掲げる貸借対照表等の区分に応じ、当該各号に定める項目に区分しなければならない。

一 株式会社の貸借対照表 次に掲げる項目

「イ・ロ 略」

ハ 株式引受権

ニ 「略」

ト ファイナンス・リース取引におけるリース債務のうち、前号リに掲げるもの以外のもの
チ 資産除去債務のうち、前号又に掲げるもの以外のもの

リ 「同上」

(純資産の部の区分)

第七十六条 純資産の部は、次の各号に掲げる貸借対照表等の区分に応じ、当該各号に定める項目に区分しなければならない。

一 株式会社の貸借対照表 次に掲げる項目

「イ・ロ 同上」

「号の細分を加える。」

ハ 「同上」

二 株式会社の連結貸借対照表 次に掲げる項目

「イ・ロ 略」

ハ 株式引受権

ニ 略

ホ 略

三 略

〔2〕9 略

第九十六条 略

2 株主資本等変動計算書等は、次の各号に掲げる

株主資本等変動計算書等の区分に応じ、当該各号に定める項目に区分して表示しなければならない。

一 株主資本等変動計算書 次に掲げる項目

二 株式会社 of 連結貸借対照表 次に掲げる項目

「イ・ロ 同上」

「号の細分を加える。」

ハ 同上

ニ 同上

三 同上

〔2〕9 同上

第九十六条 同上

2 株主資本等変動計算書等は、次の各号に掲げる

株主資本等変動計算書等の区分に応じ、当該各号に定める項目に区分して表示しなければならない。

一 株主資本等変動計算書 次に掲げる項目

「イ・ロ 略」

ハ 株式引受権

ニ 「略」

二 連結株主資本等変動計算書 次に掲げる項目

「イ・ロ 略」

ハ 株式引受権

ニ 「略」

ホ 「略」

三 「略」

〔3〕7 略

8 評価・換算差額等又はその他の包括利益累計額

、株式引受権、新株予約権及び非支配株主持分に
係る項目は、それぞれ次に掲げるものについて明

「イ・ロ 同上」

「号の細分を加える。」

ハ 「同上」

二 連結株主資本等変動計算書 次に掲げる項目

「イ・ロ 同上」

「号の細分を加える。」

ハ 「同上」

ニ 「同上」

三 「同上」

〔3〕7 同上

8 評価・換算差額等又はその他の包括利益累計額

、新株予約権及び非支配株主持分に係る項目は、
それぞれ次に掲げるものについて明らかにしなけ

らかにしなければならない。この場合において、第二号に掲げるものについては、その主要なものを変動事由とともに明らかにすることを妨げない。

「一〇三 略」

9 「略」

(株主資本等変動計算書に関する注記)

第一百五条 株主資本等変動計算書に関する注記は、次に掲げる事項とする。この場合において、連結注記表を作成する株式会社は、第二号に掲げる事項以外の事項は、省略することができる。

「一〇三 略」

四 当該事業年度の末日における株式引受権に係

ればならない。この場合において、第二号に掲げるものについては、その主要なものを変動事由とともに明らかにすることを妨げない。

「一〇三 同上」

9 「同上」

(株主資本等変動計算書に関する注記)

第一百五条 株主資本等変動計算書に関する注記は、次に掲げる事項とする。この場合において、連結注記表を作成する株式会社は、第二号に掲げる事項以外の事項は、省略することができる。

「一〇三 同上」

「号を加える。」

る当該株式会社の株式の数（種類株式発行会社
にあつては、種類及び種類ごとの数）

五 〔略〕

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

第百六条 連結株主資本等変動計算書に関する注記
は、次に掲げる事項とする。

〔一・二 略〕

三 当該連結会計年度の末日における株式引受権
に係る当該株式会社の株式の数（種類株式発行
会社にあつては、種類及び種類ごとの数）

四 〔略〕

（連結計算書類の提供）

第百三十四条 〔一・二 略〕

四 〔同上〕

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

第百六条 連結株主資本等変動計算書に関する注記
は、次に掲げる事項とする。

〔一・二 同上〕

〔号を加える。〕

三 〔同上〕

（連結計算書類の提供）

第百三十四条 〔一・二 同上〕

<p>第三百三十六条 株式会社が法第四百四十条第一項の</p>	<p>8 [略]</p>	<p>7 [略]</p>	<p>6 [略]</p>	<p>5 [略]</p>	<p>4 [略]</p>	<p>3 電子提供措置をとる旨の定款の定めがある場合において、第一項の連結計算書類に係る会計監査報告又は監査報告があり、かつ、その内容をも株主に対して提供することを定めたときは、前二項の規定による提供に代えて当該会計監査報告又は監査報告に記載され、又は記録された事項に係る情報について電子提供措置をとることができる。</p>	<p>[項を加える。]</p>
<p>第三百三十六条 株式会社が法第四百四十条第一項の</p>	<p>7 [同上]</p>	<p>6 [同上]</p>	<p>5 [同上]</p>	<p>4 [同上]</p>	<p>3 [同上]</p>		

規定による公告（同条第三項の規定による措置を含む。以下この項において同じ。）をする場合には、次に掲げる事項を当該公告において明らかにしなければならない。この場合において、第一号から第七号までに掲げる事項は、当該事業年度に係る個別注記表に表示した注記に限るものとする。

〔一〕八 略〕

〔2・3 略〕

（純資産の部）

第四百四十一条 純資産の部は、次に掲げる項目に区分しなければならない。

〔一・二 略〕

規定による公告（同条第三項の規定による措置を含む。以下この項において同じ。）をする場合には、次に掲げる事項を当該公告において明らかにしなければならない。この場合において、第一号から第七号に掲げる事項は、当該事業年度に係る個別注記表に表示した注記に限るものとする。

〔一〕八 同上〕

〔2・3 同上〕

（純資産の部）

第四百四十一条 純資産の部は、次に掲げる項目に区分しなければならない。

〔一・二 同上〕

三 株式引受権

四 「略」

〔2〕6 略

(最終事業年度の末日後に生ずる控除額)

第百五十条 法第四百四十六条第七号に規定する法務省令で定める各勘定科目に計上した額の合計額は、第一号から第四号までに掲げる額の合計額から第五号から第八号までに掲げる額の合計額を減じて得た額とする。

〔一〕六 略

七 最終事業年度の末日後に第四十二条の二第五

項第一号の規定により変動したその他資本剰余

金の額

〔号を加える。〕

三 「同上」

〔2〕6 同上

(最終事業年度の末日後に生ずる控除額)

第百五十条 法第四百四十六条第七号に規定する法務省令で定める各勘定科目に計上した額の合計額は、第一号から第四号までに掲げる額の合計額から第五号及び第六号に掲げる額の合計額を減じて得た額とする。

〔一〕六 同上

〔号を加える。〕

八 最終事業年度の末日後に第四十二条の二第七

項の規定により自己株式の額を増加した場合に

おける当該増加額

2 前項の規定にかかわらず、最終事業年度のない

株式会社における法第四百四十六条第七号に規定

する法務省令で定める各勘定科目に計上した額の

合計額は、第一号から第五号までに掲げる額の合

計額から第六号から第十四号までに掲げる額の合

計額を減じて得た額とする。

〔一〇十二 略〕

十三 成立の日後に第四十二条の二第五項第一号

の規定により変動したその他資本剰余金の額

十四 成立の日後に第四十二条の二第七項の規定

〔号を加える。〕

2 前項の規定にかかわらず、最終事業年度のない

株式会社における法第四百四十六条第七号に規定

する法務省令で定める各勘定科目に計上した額の

合計額は、第一号から第五号までに掲げる額の合

計額から第六号から第十二号までに掲げる額の合

計額を減じて得た額とする。

〔一〇十二 同上〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

により自己株式の額を増加した場合における当該増加額

3 「略」

(計算書類に関する事項)

第五百五十二条 法第四百四十九条第二項第二号に規定する法務省令で定めるものは、同項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社（法第四百四十九条第二項第二号の株式会社をいう。以下この条において同じ。）が法第四百四十条第一項又は第二項の

3 「同上」

(計算書類に関する事項)

第五百五十二条 法第四百四十九条第二項第二号に規定する法務省令で定めるものは、同項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社（法第四百四十九条第二項第二号の株式会社をいう。以下この条において同じ。）が法第四百四十条第一項又は第二項の

規定による公告をしている場合 次に掲げるもの

「イ」ハ 略

「二」六 略

(その他減ずるべき額)

第百五十八条 法第四百六十一条第二項第六号に規定する法務省令で定める各勘定科目に計上した額の合計額は、第一号から第八号までに掲げる額の合計額から第九号及び第十号に掲げる額の合計額を減じて得た額とする。

一 最終事業年度（法第四百六十一条第二項第二号に規定する場合にあつては、法第四百四十一条第一項第二号の期間（当該期間が二以上ある

規定により公告をしている場合 次に掲げるもの

「イ」ハ 同上

「二」六 同上

(その他減ずるべき額)

第百五十八条 法第四百六十一条第二項第六号に規定する法務省令で定める各勘定科目に計上した額の合計額は、第一号から第八号までに掲げる額の合計額から第九号及び第十号に掲げる額の合計額を減じて得た額とする。

一 最終事業年度（法第四百六十一条第二項第二号に規定する場合にあつては、法第四百四十一条第一項第二号の期間（当該期間が二以上ある

場合にあつては、その末日が最も遅いもの。

以下この号から第三号まで、第六号ハ、第八号イ及びロ並びに第九号において同じ。）の末日

（最終事業年度がない場合（法第四百六十一条第二項第二号に規定する場合を除く。）にあつては、成立の日。以下この号から第三号まで、

第六号ハ、第八号イ及びロ並びに第九号において同じ。）におけるのれん等調整額（資産の部に計上したのれんの額を二で除して得た額及び繰延資産の部に計上した額の合計額をいう。以下この号及び第四号において同じ。）が次のイからハまでに掲げる場合に該当する場合における当該イからハまでに定める額

場合にあつては、その末日が最も遅いもの。

以下この号、次号、第三号、第六号ハ、第八号イ及び第九号において同じ。）の末日（最終事

業年度がない場合（法第四百六十一条第二項第二号に規定する場合を除く。）にあつては、成立の日。以下この号、次号、第三号、第六号ハ、

第八号イ及び第九号において同じ。）におけるのれん等調整額（資産の部に計上したのれんの額を二で除して得た額及び繰延資産の部に計上した額の合計額をいう。以下この号及び第四号において同じ。）が次のイからハまでに掲げる場合に該当する場合における当該イからハまでに定める額

「イ」ハ 略

「二・三 略」

四 株式会社が連結配当規制適用会社であるとき
(第二条第三項第五十五号のある事業年度が最
終事業年度である場合に限る。)は、イに掲げ
る額からロ及びハに掲げる額の合計額を減じて
得た額(当該額が零未満である場合にあつては
、零)

「イ」ハ 略

五 「略」

六 三百万円に相当する額から次に掲げる額の合
計額を減じて得た額(当該額が零未満である場
合にあつては、零)

「イ」ハ 同上

「二・三 同上」

四 株式会社が連結配当規制適用会社であるとき
(第二条第三項第五十一号のある事業年度が最
終事業年度である場合に限る。)は、イに掲げ
る額からロ及びハに掲げる額の合計額を減じて
得た額(当該額が零未満である場合にあつては
、零)

「イ」ハ 同上

五 「同上」

六 三百万円に相当する額から次に掲げる額の合
計額を減じて得た額(当該額が零未満である場
合にあつては、零)

イ 「略」

ロ 株式引受権の額

ハ 「略」

ニ 「略」

七 「略」

八 次に掲げる額の合計額

イ 「略」

ロ 最終事業年度の末日後に第四十二条の二第

五項第一号の規定により変動したその他資本

剰余金の額

ハ 「略」

「九・十 略」

附則

イ 「同上」

「号の細分を加える。」

ロ 「同上」

ハ 「同上」

七 「同上」

八 次に掲げる額の合計額

イ 「同上」

「号の細分を加える。」

ロ 「同上」

「九・十 同上」

附則

<p>(募集株式の交付に係る費用等に関する特則)</p> <p>第十一条 次に掲げる規定に掲げる額は、当分の間、零とする。</p> <p>「二〇四 略」</p> <p>五 第四十二条の二第一項第二号</p> <p>六 第四十二条の三第一項第二号</p> <p>七 「略」</p> <p>八 「略」</p>	<p>(募集株式の交付に係る費用等に関する特則)</p> <p>第十一条 次に掲げる規定に掲げる額は、当分の間、零とする。</p> <p>「二〇四 同上」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>五 「同上」</p> <p>六 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p> <p>(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則の一部改正)</p> <p>第三条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則(平成十九年法務省令第二十八号)の一部を</p>	

次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分とこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう^に改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章 「略」</p> <p>第二章 一般社団法人</p> <p> 第一節 機関</p> <p> 第一款 「略」</p> <p> 第二款 役員等（第十二条—第二十条の二）</p> <p> 「第二節—第四節 略」</p> <p>第三章 一般財団法人</p> <p> 第一節 機関</p> <p> 第一款 「略」</p>	<p>目次</p> <p>第一章 「同上」</p> <p>第二章 一般社団法人</p> <p> 第一節 機関</p> <p> 第一款 「同上」</p> <p> 第二款 役員等（第十二条—第二十条）</p> <p> 「第二節—第四節 同上」</p> <p>第三章 一般財団法人</p> <p> 第一節 機関</p> <p> 第一款 「同上」</p>

第二款 役員等（第六十一条―第六十三条の

二）

〔第二節・第三節 略〕

〔第四章〱第六章 略〕

附則

（電子提供措置）

第七条の二 法第四十七条の二に規定する法務省令で定めるものは、第九十二条第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を

第二款 役員等（第六十一条―第六十三条）

〔第二節・第三節 同上〕

〔第四章〱第六章 同上〕

附則

〔条を加える。〕

有する装置をいう。以下同じ。）を使用するものによる措置とする。

（電子提供措置をとる場合における招集通知の記載事項）

第七条の三 法第四十七条の四第二項に規定する法務省令で定める事項は、電子提供措置（法第四十七条の二に規定する電子提供措置をいう。）をとるために使用する自動公衆送信装置のうち当該措置をとるための用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であつて、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによつて当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機

「条を加える。」

に備えられたファイルに当該情報を記録すること
ができるものその他の当該者が当該情報の内容を
閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに
当該情報を記録するために必要な事項とする。

（役員等賠償責任保険契約から除外する保険契約
）

第二十条の二 法第百十八条の三第一項に規定する
法務省令で定めるものは、次に掲げるものとす
る。

- 一 被保険者に保険者との間で保険契約を締結す
る一般社団法人を含む保険契約であつて、当該
一般社団法人がその業務に関連し第三者に生じ
た損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任

〔条を加える。〕

の追及に係る請求を受けることによつて当該一般社団法人に生ずることのある損害を保険者が填補することを主たる目的として締結されるものの

二 役員等が第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて当該役員等に生ずることのある損害（役員等がその職務上の義務に違反し若しくは職務を怠つたことによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて当該役員等に生ずることのある損害を除く。）を保険者が填補することを目的として締結されるもの

第二節 計算

(貸借対照表等の電磁的方法による公開の方法)

第五十一条 法第二百二十八条第三項の規定による措置は、第九十二条第一項第一号口に掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法によって行わなければならない。

(役員等のために締結される保険契約に関する規

定の準用)

第二節 計算

(貸借対照表等の電磁的方法による公開の方法)

第五十一条 法第二百二十八条第三項の規定による措置は、第九十二条第一項第一号口に掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置(公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。以下同じ。)を使用する方法によって行わなければならない。

<p>第六十三條の二 第二十條の二の規定は、法第九十八條の二において準用する法第九十八條の三第一項の規定により法務省令で定めるべき事項について準用する。この場合において、「一般社団法人」とあるのは、「一般財団法人」と読み替えるものとする。</p>	<p>「条を加える。」</p>
<p>第二節 計算</p>	<p>第二節 計算</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第七十号。以下この条及び次条第十三項において「会社法改正法」という。）の施行の日（令和三年三月一日。以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第一条第二表に係る改正規定、第二条中会社計算規則第二条第二項第十五号の次に一号

を加える改正規定及び第三百三十四条の改正規定並びに第三条中一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第七条の次に二条を加える改正規定及び第五十一条の改正規定は、会社法改正法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（次条第四項及び第五項において「一部施行日」という。）から施行する。

（会社法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 施行日前に招集の手續が開始された創立総会又は種類創立総会に係る創立総会参考書類の記載については、なお従前の例による。

2 施行日前に会社法（以下「法」という。）第七十一条第一項の株主総会の決議がされた場合におけるその全部取得条項付種類株式の取得に係る法第七十一条の二第一項に規定する書面又は電磁的記録の記載又は記録については、なお従前の例による。

3 施行日前に法第八十条第二項の株主総会（株式の併合をするために種類株主総会の決議を要する場合にあつては、当該種類株主総会を含む。）の決議がされた場合におけるその株式の併合に係る法第八十条の二第一項に規定する書面又は電磁的記録の記載又は記録については、なお従前の例による。

4 一部施行日前に法第九十九条第二項に規定する募集事項の決定があった場合におけるその募集に応じ
て募集株式の引受けの申込みをしようとする者に対して通知すべき事項については、なお従前の例による
。

5 一部施行日前に法第二百三十八条第一項に規定する募集事項の決定があった場合におけるその募集に応
じて募集新株予約権の引受けの申込みをしようとする者に対して通知すべき事項については、なお従前の
例による。

6 第一条の規定（同条第一表に係る改正規定に限る。）による改正後の会社法施行規則（以下「新会社法
施行規則」という。）第七十四条第一項第五号及び第六号、第七十四条の三第一項第七号及び第八号、第
七十五条第五号及び第六号、第七十六条第一項第七号及び第八号並びに第七十七条第六号及び第七号の規
定は、施行日以後に締結される補償契約及び役員等賠償責任保険契約について適用する。

7 施行日以後にその末日が到来する事業年度のうち最初のものに係る定時株主総会より前に開催される株
主総会又は種類株主総会に係る株主総会参考書類の記載については、新会社法施行規則第七十四条第三項
第三号並びに第四項第七号ロ及びハ、第七十四条の二、第七十四条の三第三項第三号並びに第四項第七号

ロ及びハ並びに第七十六条第三項第三号並びに第四項第六号ロ及びハ（これらの規定を会社法施行規則第九十五条第三号において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

8 前項の株主総会参考書類の記載に係る社外役員及び社外取締役候補者については、新会社法施行規則第二條第三項第五号及び第七号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

9 前三項に定めるもののほか、施行日前に招集の手續が開始された株主総会又は種類株主総会に係る株主総会参考書類の記載については、なお従前の例による。

10 新会社法施行規則第一百九條第二号の二、第二百一十一條第三号の二から第三号の四まで、第二百一十一條の二、第二百五條第二号から第四号まで及び第二百二十六條第七号の二から第七号の四までの規定は、施行日以後に締結された補償契約及び役員等賠償責任保険契約について適用する。

11 前項に定めるもののほか、施行日前にその末日が到来した事業年度のうち最終のものに係る株式会社の事業報告の記載又は記録及び施行日以後にその末日が到来する事業年度のうち最初のものに係る株式会社事業報告における第一条（同条第一表に係る改正規定に限る。）の規定による改正前の会社法施行規則第二百二十四條第二項の理由の記載又は記録については、なお従前の例による。

12 前項の事業報告の記載又は記録に係る社外役員については、新会社法施行規則第二条第三項第五号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

13 施行日前に会社法改正法による改正前の法第六百七十六条に規定する事項の決定があつた場合におけるその募集社債及び施行日前に法第二百三十八条第一項に規定する募集事項の決定があつた場合におけるその新株予約権付社債の発行の手続については、新会社法施行規則第六十二条及び第六十三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

14 施行日前に招集の手続が開始された社債権者集会に係る社債権者集会参考書類及び議決権行使書面の記載については、なお従前の例による。